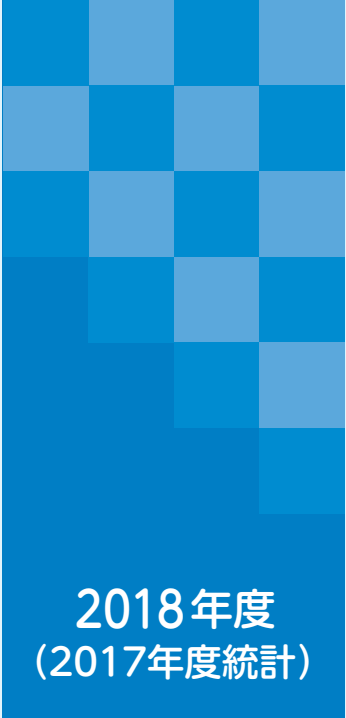




2018年度
(2017年度統計)

自動車保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2017年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2019年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2019年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目 的 別 一 覧

自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
統 計	自賠責保険収支の推移	P86
	自賠責共済収支の推移	P134
仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
トピックス	2018年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26

自動車保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P67～74
統 計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P102～105
仕 組 み	自動車保険の保険料率	P52
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P65～66

『社会の動向』と損害保険の関係をj知りたい

トピックス	安全運転サポート車（サポカー）の普及状況	P75
仕 組 み	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P57
トピックス	交通事故にみる高齢運転者の実態	P76
仕 組 み	運転者の年齢 —年齢条件—	P60
統 計	年齢条件別契約構成表	P126～127
トピックス	自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）	P82～83
仕 組 み	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P56

自動車保険の『普及状況』を知りたい

統 計	用途・車種別普及率表	P114～115
	都道府県別普及率表	P116～117
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P139

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動 向	医療機関における現況	P39～41
	柔道整復における現況	P42～43

目次

はしがき	
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	1
はじめに 損害保険とは	4

第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み	6
2 自賠責保険と自動車保険	
1 自賠責保険の概要	8
2 自動車保険の概要	9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは	
1 自賠責保険の保険約款	10
2 自賠責保険の補償内容	10
2 自賠責保険の保険料率	
1 自賠責保険の保険料率の概要	11
2 自賠責保険の基準料率の算出	14
3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ	18
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定	19
3 自賠責保険料率の現況	
1 保険料（収入）の状況	20
2 保険金（支払い）の状況	22
トピックス	
① 2018年度 自賠責保険基準料率の検証結果	26
4 自賠責保険の損害調査とは	
1 自賠責保険の損害調査の流れ	27
2 自賠責保険の損害調査の体制	28
トピックス	
② 自賠責保険（共済）審査会における審査について	29
3 自賠責保険の支払基準	31
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係	31
5 自賠責保険から支払われない場合	33
6 自賠責保険から支払いが減額される場合	34
5 自賠責保険の損害調査の現況	
1 請求事案の処理状況	35
2 保険金の支払状況	36
3 後遺障害認定の現況	37

6 自賠責保険の医療費について	
1 医療費の現況	38
2 医療機関における現況	39
3 柔道整復における現況	42
7 政府保障事業とは	
1 保障事業の概要	44
2 保障事業の受付状況	45

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは	
1 自動車保険の保険約款	46
2 自動車保険の補償内容	47
3 自動車保険標準約款	51
2 自動車保険の保険料率	
1 自動車保険の保険料率の概要	52
2 自動車保険の参考純率の算出	63
3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ	65
4 自動車保険の参考純率の検証と改定	66
3 自動車保険の現況	
1 保険料（収入）の状況	67
2 保険金（支払い）の状況	71
トピックス	
③ 安全運転サポート車（サポカー）の普及状況	75
④ 交通事故にみる高齢運転者の実態	76
⑤ 消費税率の引上げによる影響	78
⑥ 法定利率の引下げによる影響	80
⑦ 自動車保険参考純率の改定 （型式別料率クラス制度の改定）	82

第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

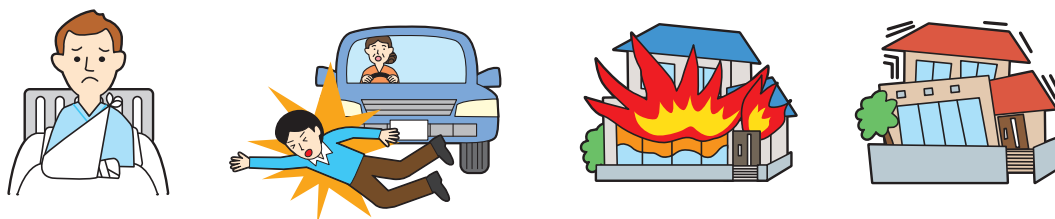
1 自賠責保険統計	86
2 自動車保険統計	102
3 関連情報	134

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

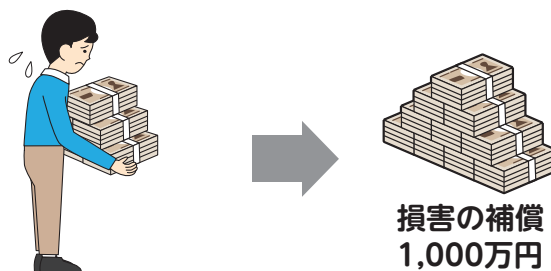
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

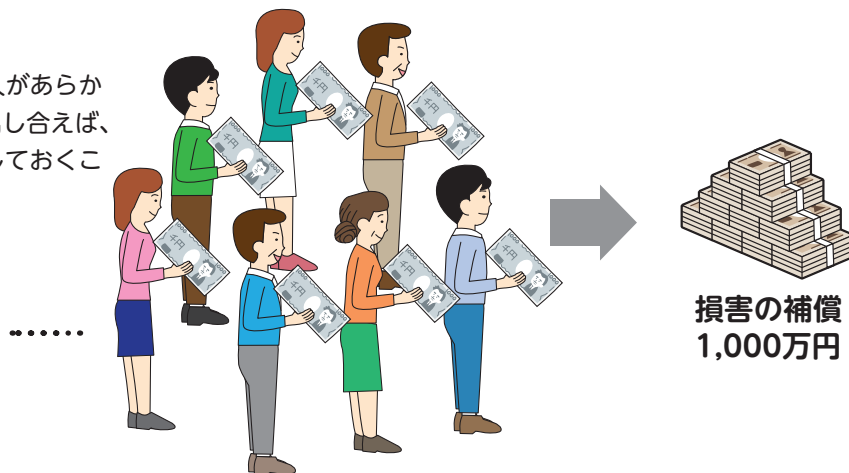
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です※。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。

損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

※民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

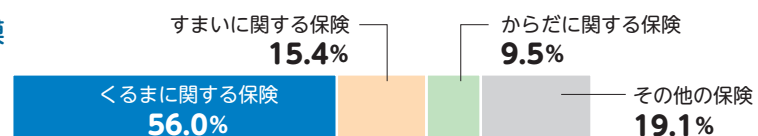
■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2017年度の元受正味収入保険料は約8兆9,926億円です。
その内訳は右のとおりです。

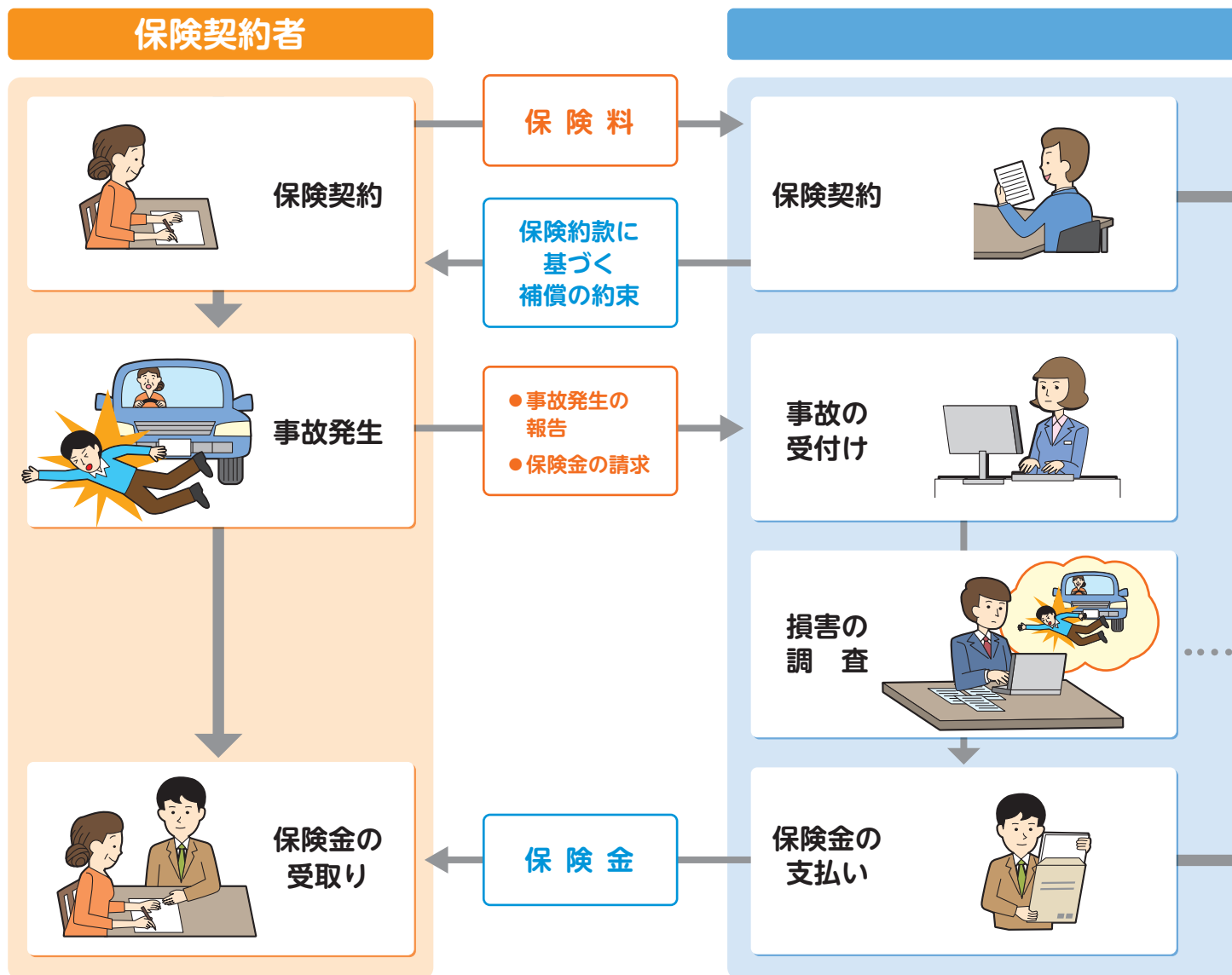


※「平成30年版 インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）から作成。

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

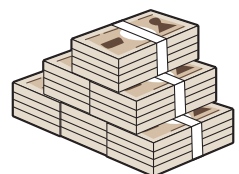


memo

保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割

契約に関するデータ

損害の調査

以下のような調査を行います。

- 保険金の支払対象かどうか
- 損害の額がいくらになるのか

支払いに関するデータ

保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する大量のデータを基に算出を行います。
- また、保険金の支払いに影響を与える要素として、交通事故件数の増減などの社会環境の変化についても考慮しています。

保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

社会環境の変化

- 交通事故の傾向
- 少子高齢化
- 法令の改正 など

memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■ 自賠責保険の特徴

強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第Ⅱ部 自賠責保険（P10）をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

2 自動車保険の概要

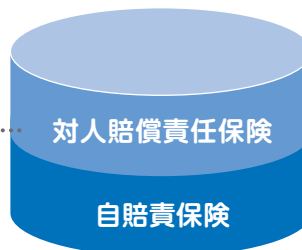
自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。

自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

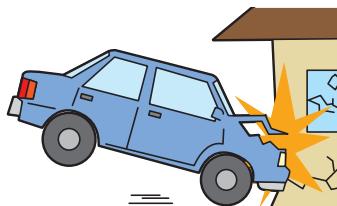
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



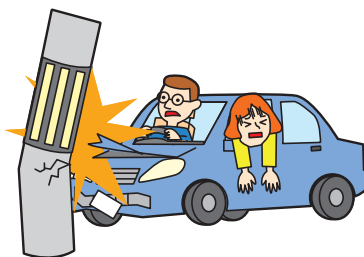
自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



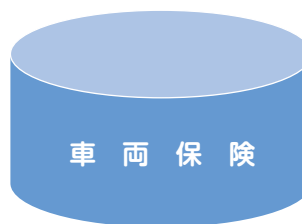
(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第Ⅱ部 自動車保険（P46）をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。

右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

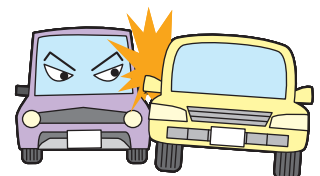
① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 [5](#) 自賠責保険から支払われない場合（P33）をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

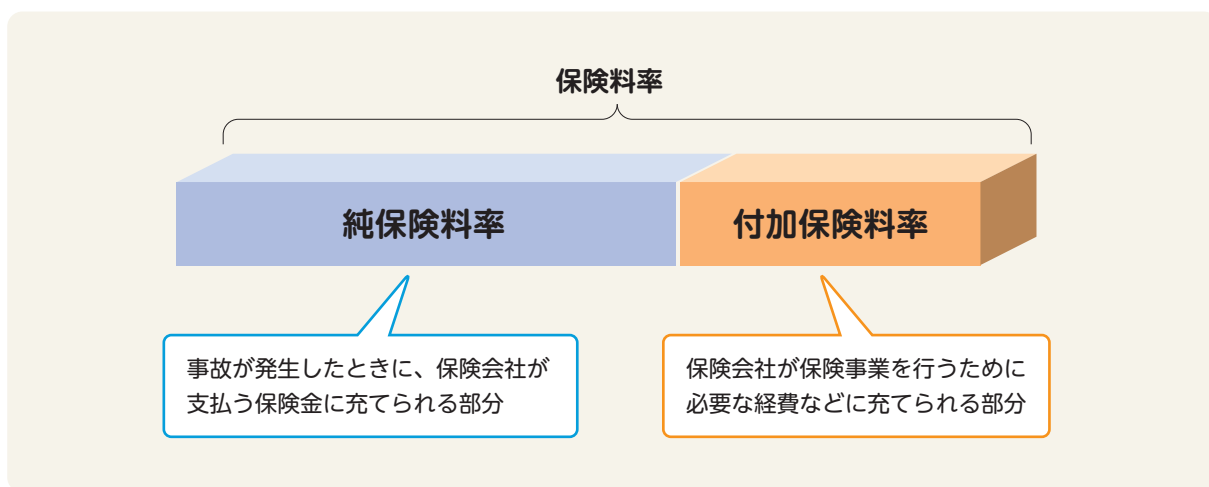
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、2 ①(5)自賠責保険の料率区分(P13)をご参照ください。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

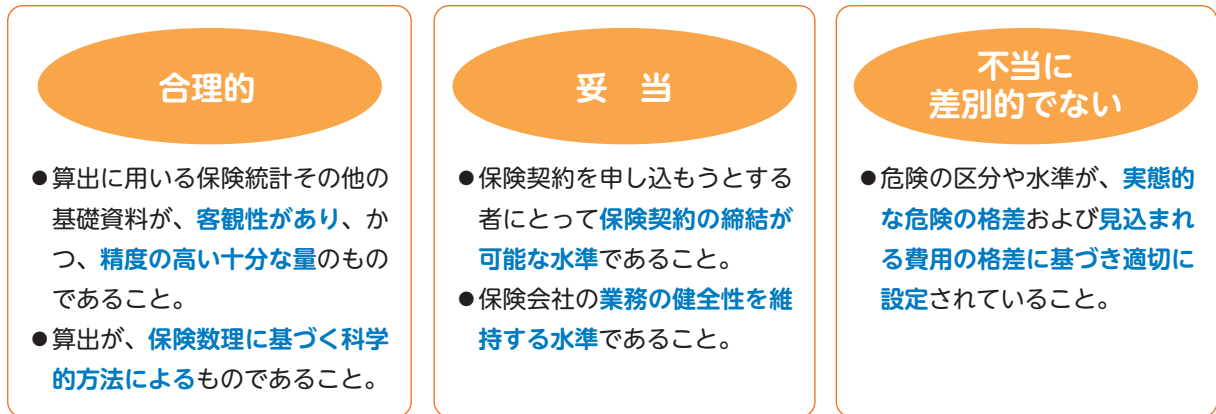
- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

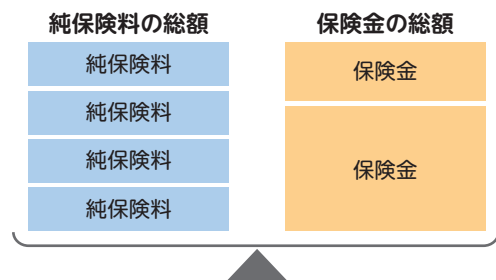
これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。
これを「収支相等の原則」といいます。



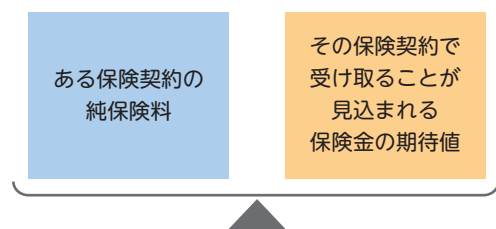
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

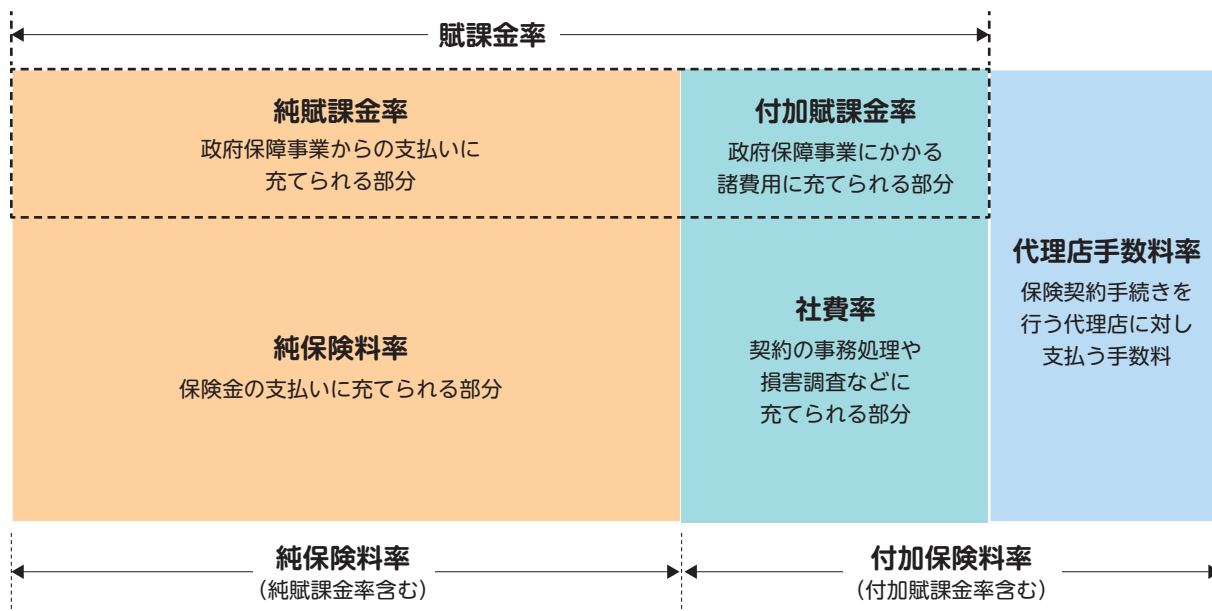


（４）自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

■自賠責保険基準料率の構成



（５）自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



<例>

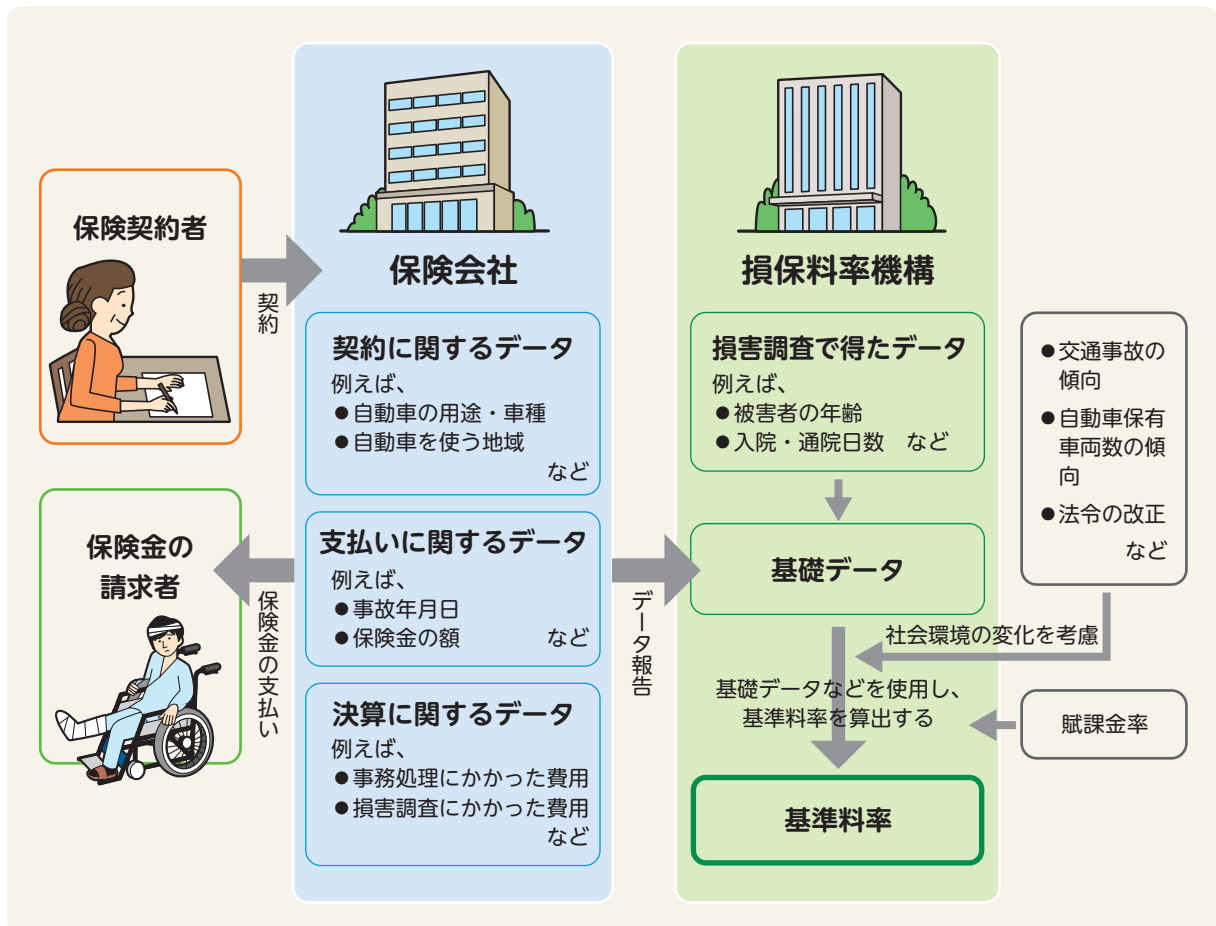
- ・自家用乗用自動車
- ・軽自動車
- ・営業用普通貨物自動車
- ・小型二輪自動車
- ・原動機付自転車 など

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。



トピックス⑤ 消費税率の引上げによる影響（P78）も併せてご参照ください。

(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 交通事故発生状況の変化等によって生じた料率算出時の見込みと実績との差分
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

自賠責保険基準料率の算出方法

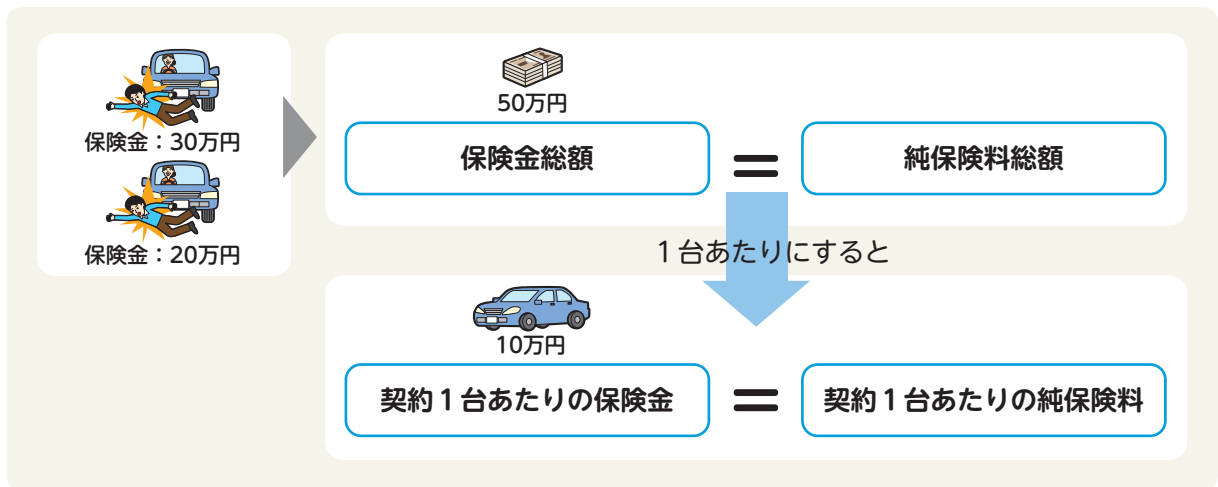
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

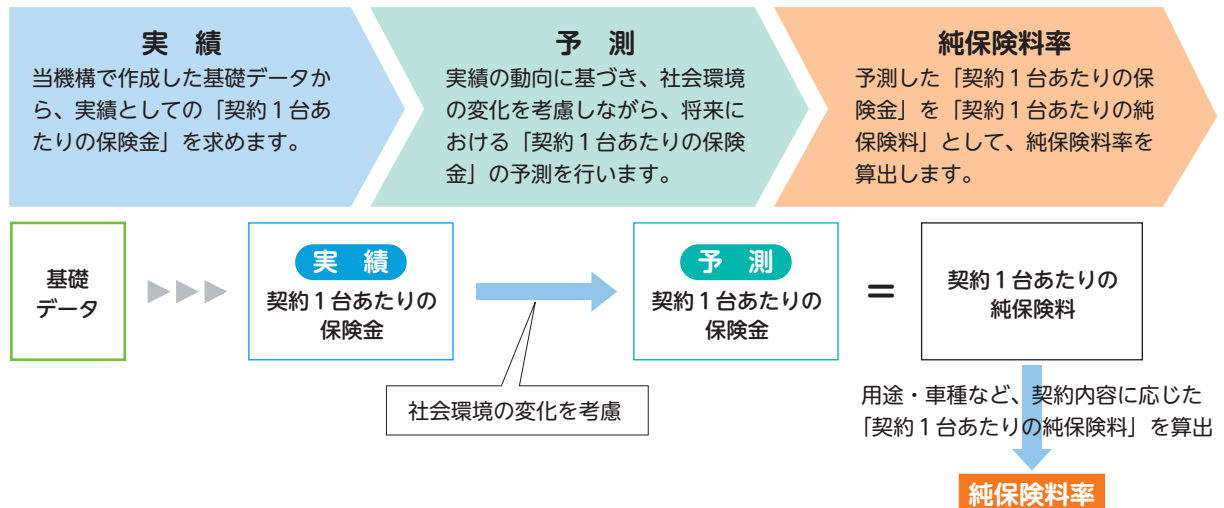
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

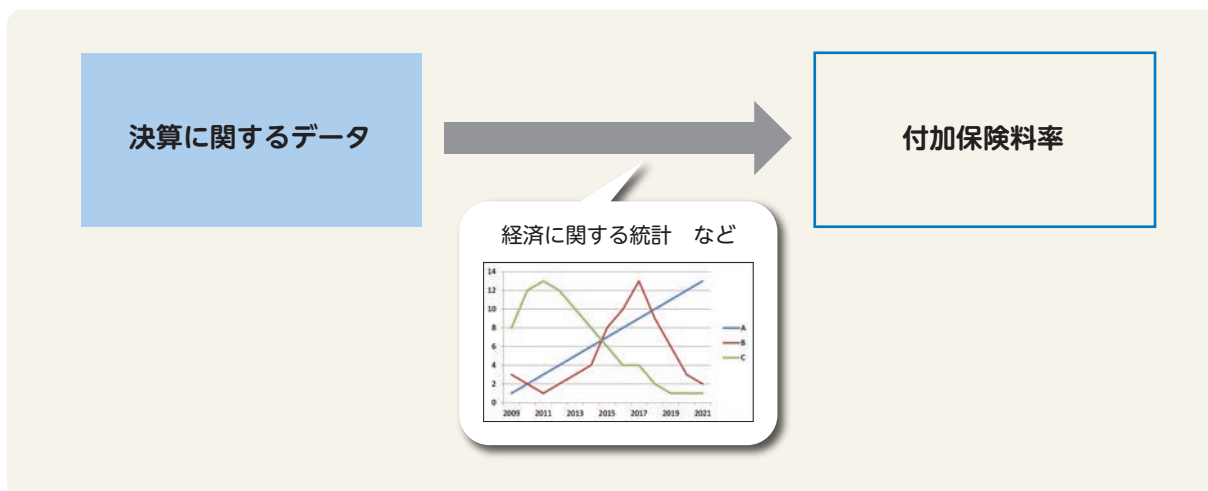
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率（事故が起きる確率） 保険金単価（1事故あたりの保険金）

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータから把握した実績経費に基づき、経済に関する統計などを参考にして算出します。

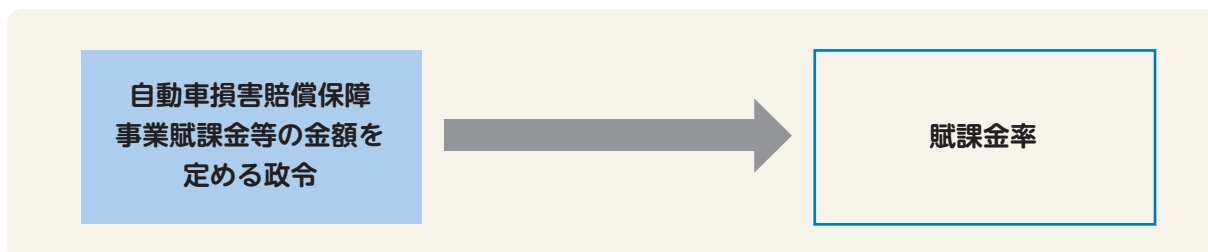
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

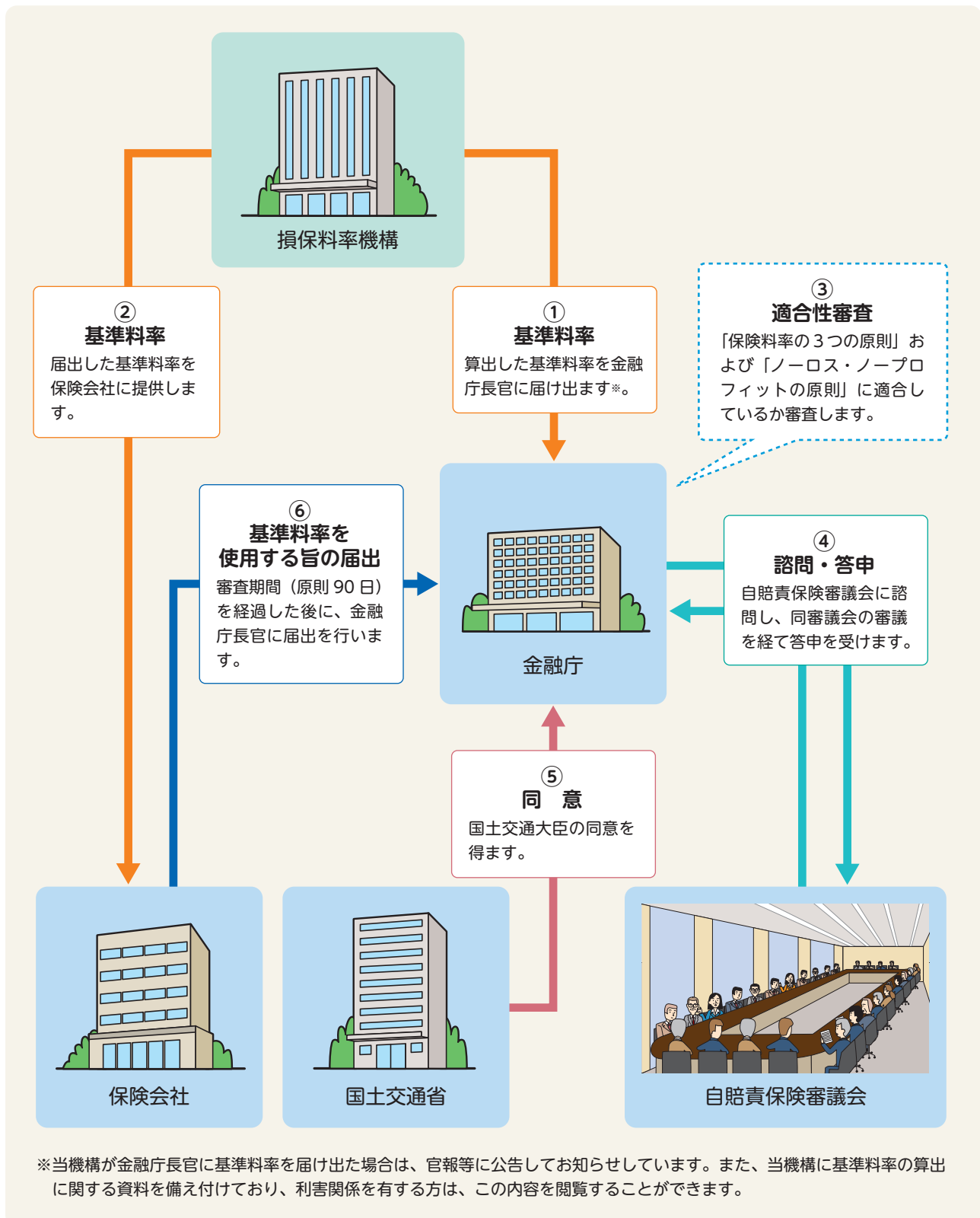
■ 賦課金率の算出



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

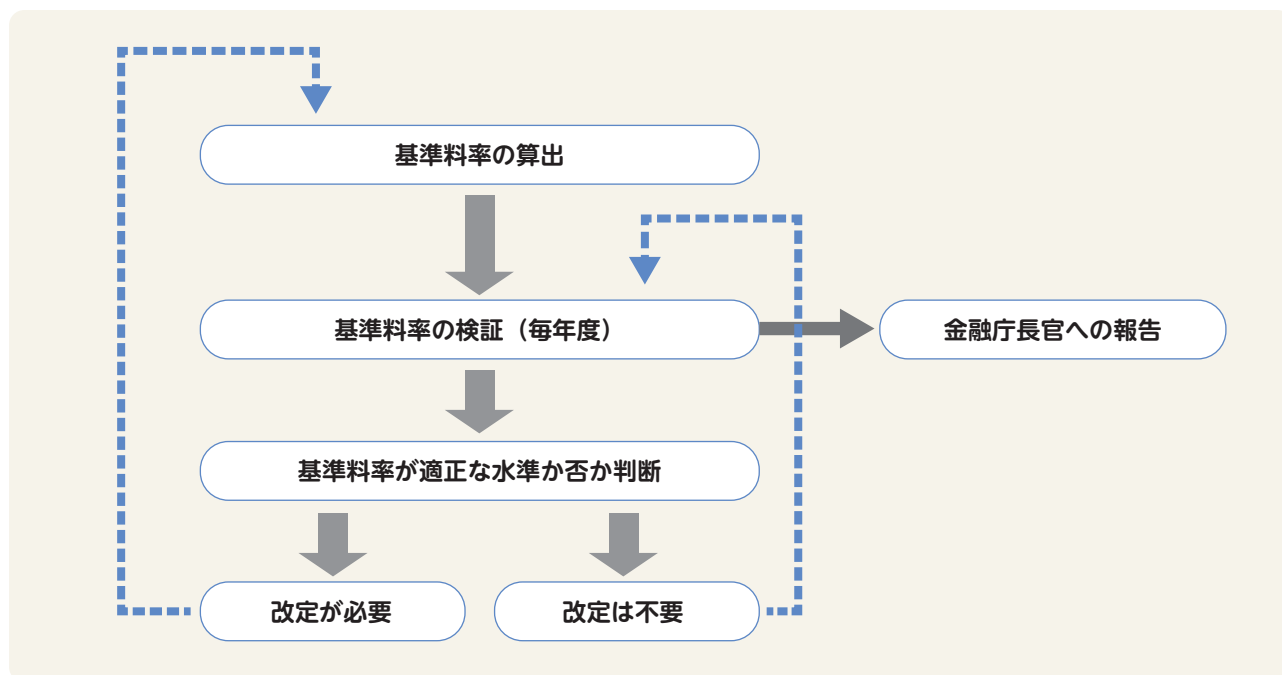
当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

3 自賠責保険料率の現況

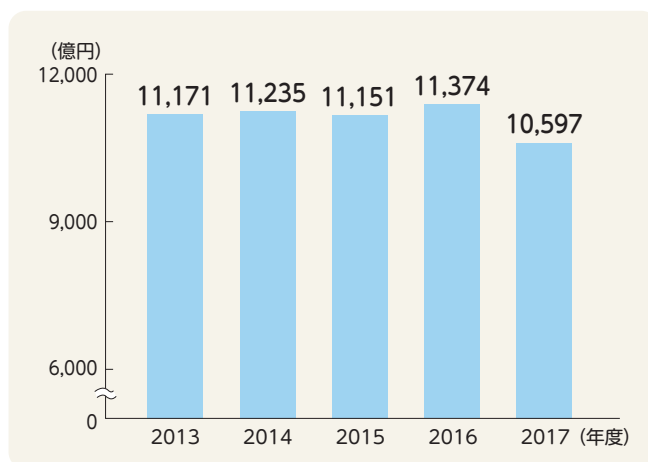
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

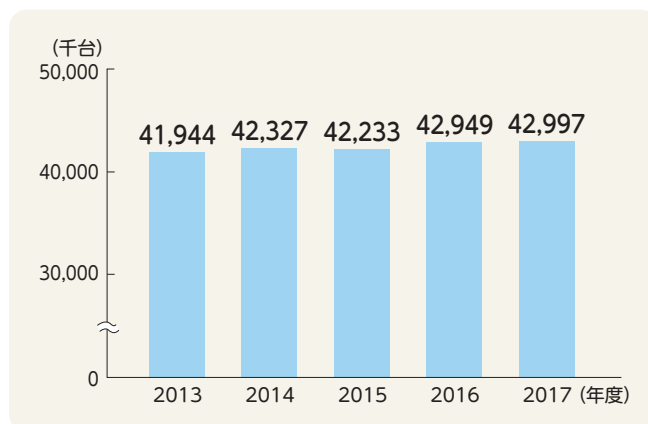
例えば、2017年度の保険料が減少していますが、これは、契約台数は若干増加したものの、2017年4月に基準料率を平均6.9%引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」は、2 自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

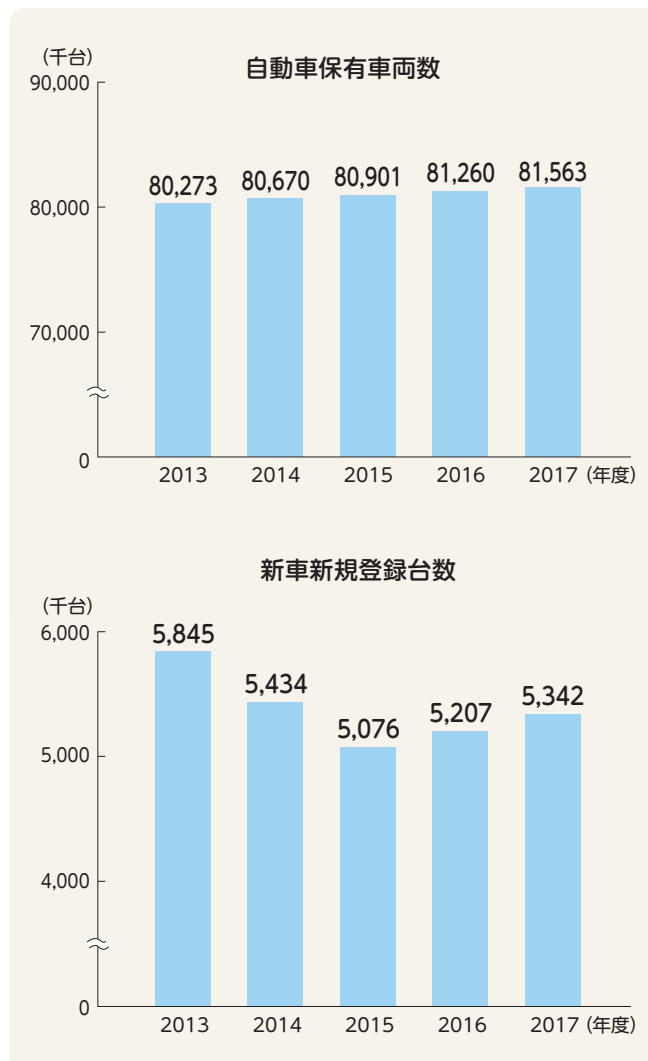


自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数も、2016年度以降増加に転じています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）から作成



契約台数の推移の特徴

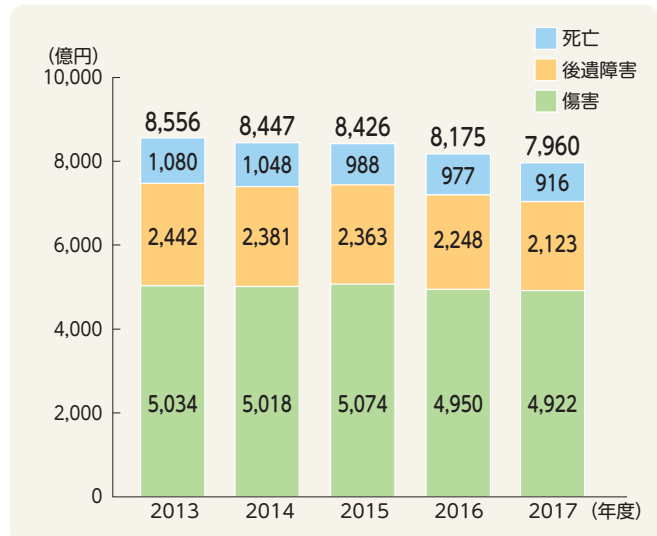
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠償保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2017年度は8,000億円弱となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の保険金は減少傾向が続いています。他方、傷害の保険金は、2015年度まで5,000億円台で推移していましたが、2016年度以降は4,900億円台に減少しています。

図4 保険金の推移



※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

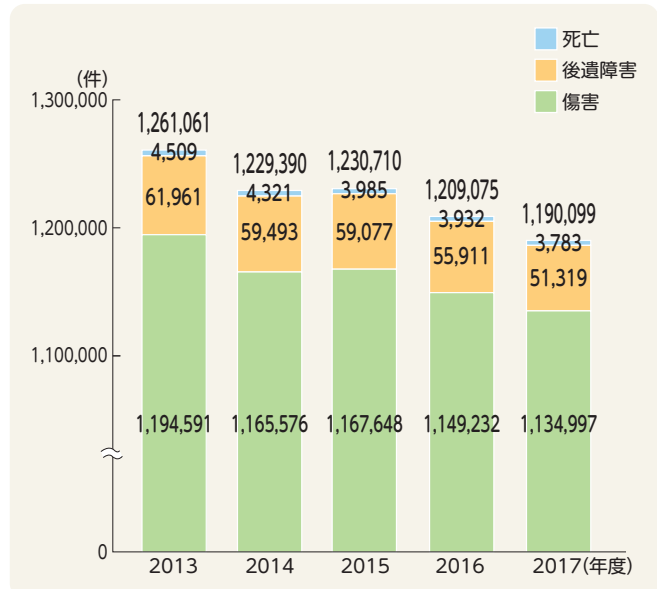


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠償保険の支払件数は、概ね減少傾向で推移しており、2017年度は120万件をやや下回りました。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の支払件数は減少傾向が続いており、傷害の支払件数についても、2015年度に若干増加したほかは減少傾向で推移しています。

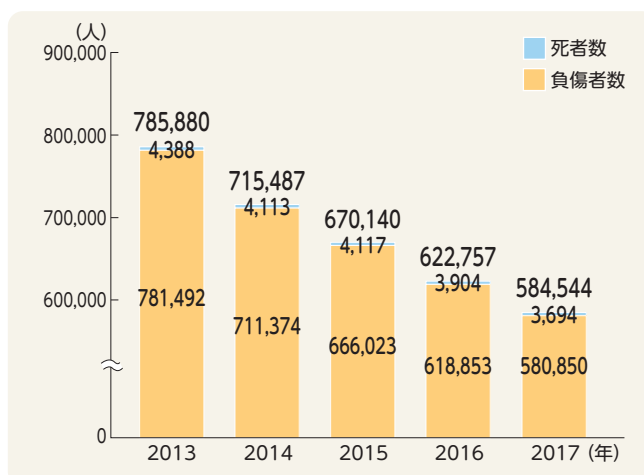
図5 支払件数の推移



※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、交通事故負傷者数の減少傾向とは異なる傾向となっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「平成29年における交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いが増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いは、交通事故負傷者数と同様に減少しているものの、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いが増加しています。この結果、自賠責保険の傷害支払件数も減少はしているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合より小幅となっています。

memo

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

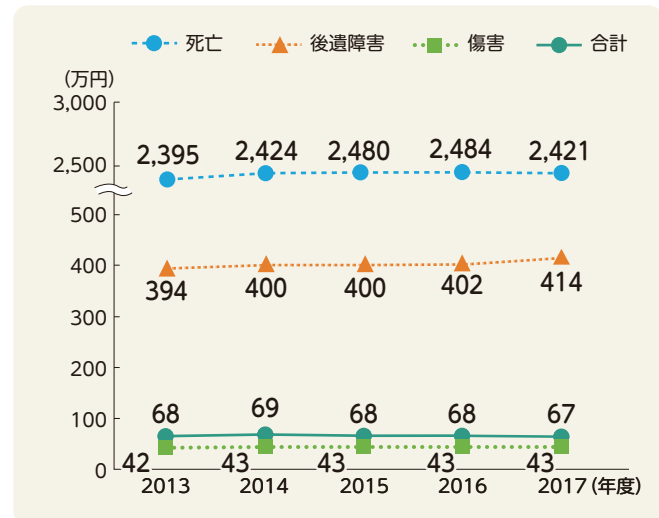
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、概ね70万円程度で推移しています。

また内訳をみると、年度による増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価は、いずれも概ね横ばいで推移しています。

図7 保険金単価の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの

慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償

葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少

慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など



後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P37）をご参照ください。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治 療 費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰 謝 料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5 ② 保険金の支払状況（P36）をご参照ください。

トピックス 1

2018年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2019年1月16日に開催された第139回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を据え置くことが適当とされました。

基準料率の検証については、24自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収 支 残		損 害 率 (B÷A×100) E	予定損害率 (105.9%) に 対する乖離率 (E÷105.9%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2015	8,459	7,930	529	△ 4,197	93.7%	—
2016	8,634	7,903	730	△ 3,466	91.5%	—
2017	7,693	7,823	△ 131	△ 3,597	101.7%	—
2018	7,720	7,787	△ 67	△ 3,664	100.9%	△ 4.7%
2019	7,712	7,742	△ 30	△ 3,693	100.4%	△ 5.2%

※ 1 「平成30年度料率検証結果について」（金融庁、第139回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成

※ 2 ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2017年4月の料率改定では、累計収支残や累積運用益を勘案した結果、予定損害率は105.9%となっています。

累計収支残（過去契約分の収支差額の累計）・累積運用益（利息の蓄積）については、22(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

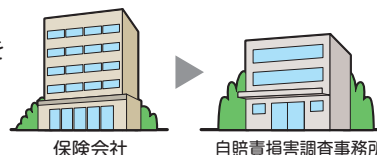
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2 2 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

①ご請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



②保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性※¹および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査※²し、その結果を保険会社に報告します。



④報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、ご請求者に支払います。



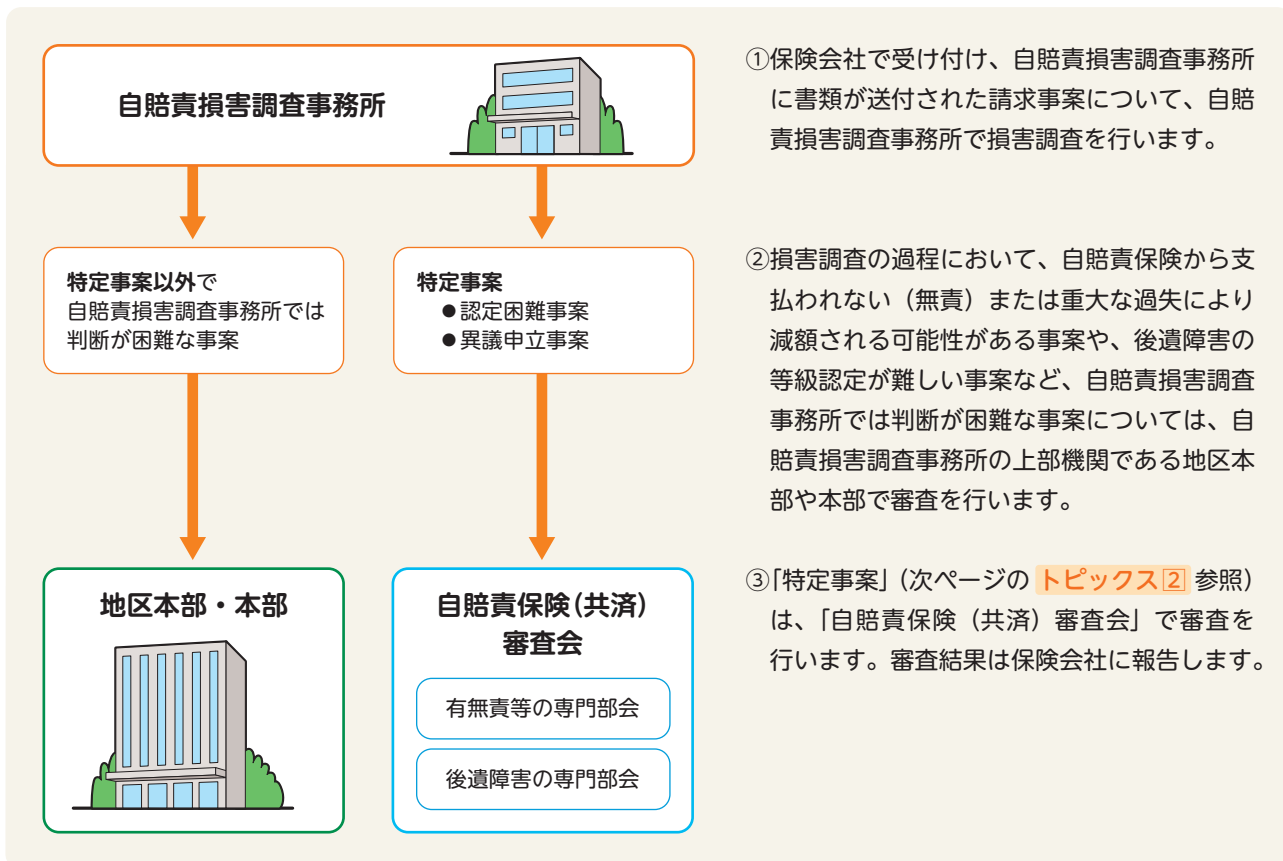
※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。

※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ①事故当事者に対する事故状況の照会
- ②事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険（共済）審査会」については次ページ **トピックス②** をご参照ください。

トピックス 2

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会〈2017年度〉

(単位：件)

死傷別	審 査 結 果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無 責	再調査	その他	
死 亡	48	206	361	34	528	2,298
傷 害	106	497	518			
合 計	154	703	879			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会〈2017年度〉

(単位：件)

審 査 結 果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,165	10,801	319	105	12,390

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会〈2017年度〉

高次脳機能障害

(単位：件)

地区本部審査件数	本部審査件数
3,969	772

非器質性精神障害

(単位：件)

地区本部審査件数	本部審査件数
397	515

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記憶力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改定されています。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

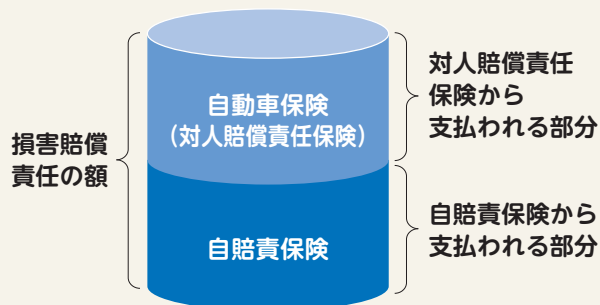
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

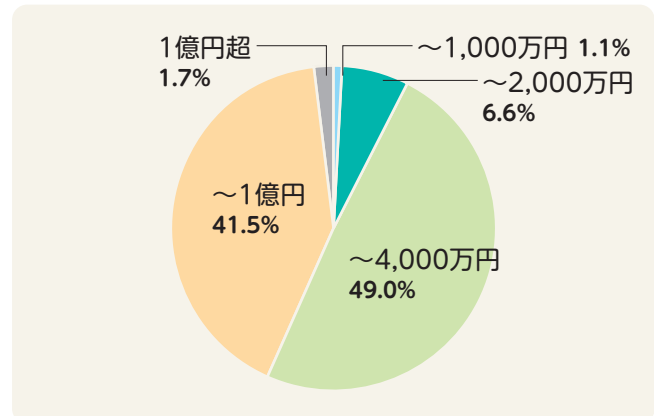


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2017年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比
(2017年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

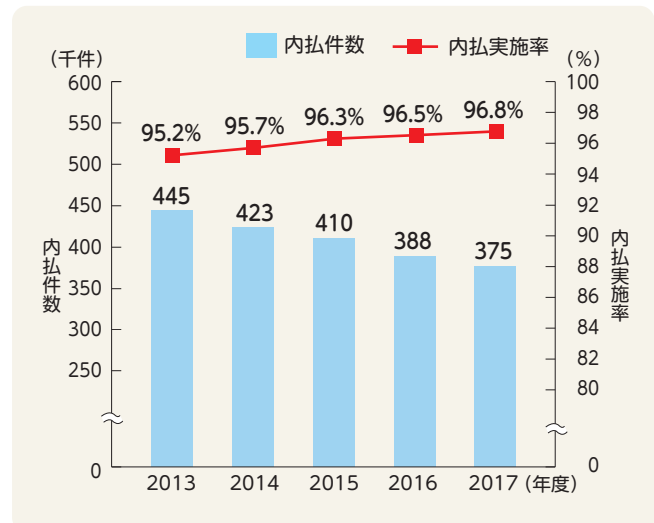
内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2017年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.8%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されています。

なお、自賠責保険においては、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

(1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

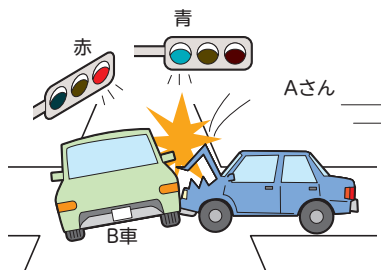
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



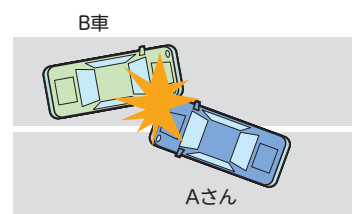
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



(2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

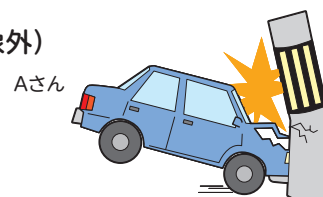
※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

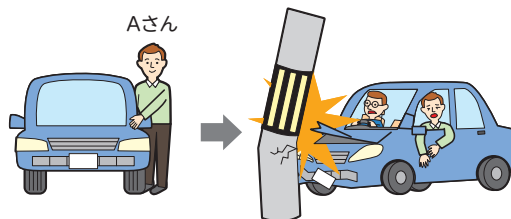


(4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2013	426	62	6,161	1,268
2014	375	66	6,509	1,406
2015	361	52	6,459	1,509
2016	385	56	6,042	1,638
2017	362	57	6,022	1,719

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合のみ、その過失割合に応じて、右のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

※任意保険（対人賠償責任保険）にはこの取扱いが適用されません。過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14のとおりとなっています。

図14 支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難
	7割以上 8割未満	8割以上 9割未満	9割以上 10割未満		
2013	4,792	11,421	2,640	18,853	68
2014	4,980	11,987	2,653	19,620	65
2015	5,351	12,829	2,804	20,984	78
2016	5,179	13,136	2,908	21,223	86
2017	5,120	13,694	3,108	21,922	51

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

5 自賠責保険の損害調査の現況

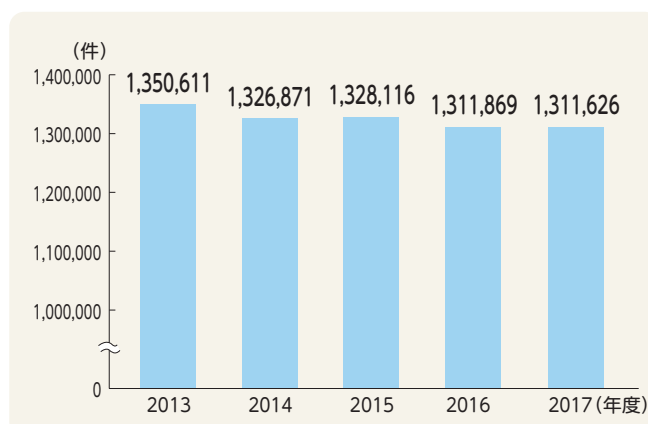
自賠責保険の損害調査における処理状況および保険金支払状況等について説明します。

1 請求事案の処理状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2017年度に自賠責損害調査事務所で受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約131万件となっており、前年度と比較し、大幅な増減はありません。

図15 損害調査受付件数の推移



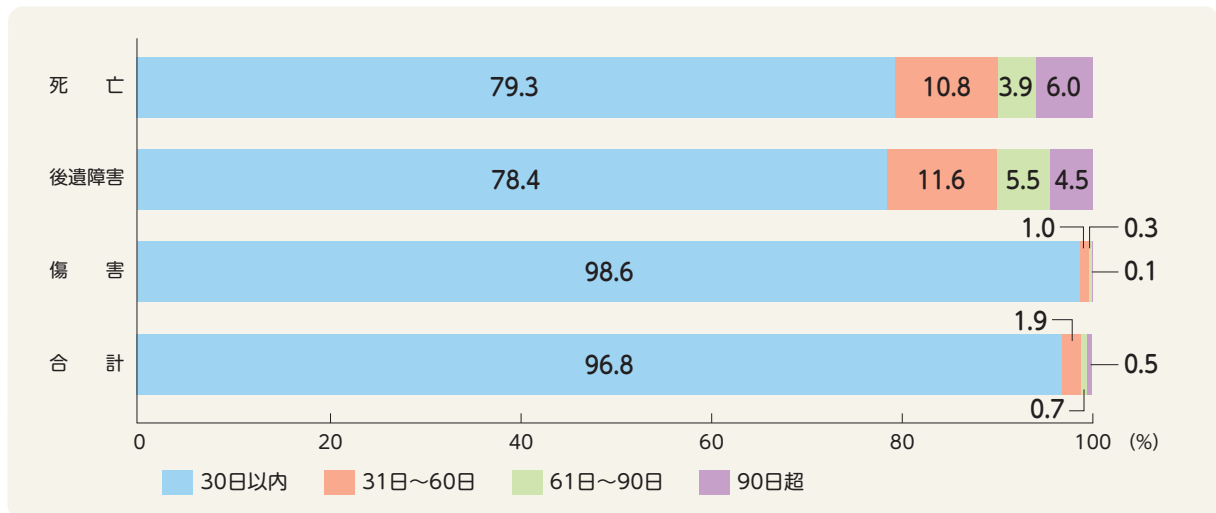
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

➡ 都道府県別の受付件数の推移は第6表（P94）をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2017年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.3%、後遺障害では同78.4%、傷害では同98.6%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2017年度〉



※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。

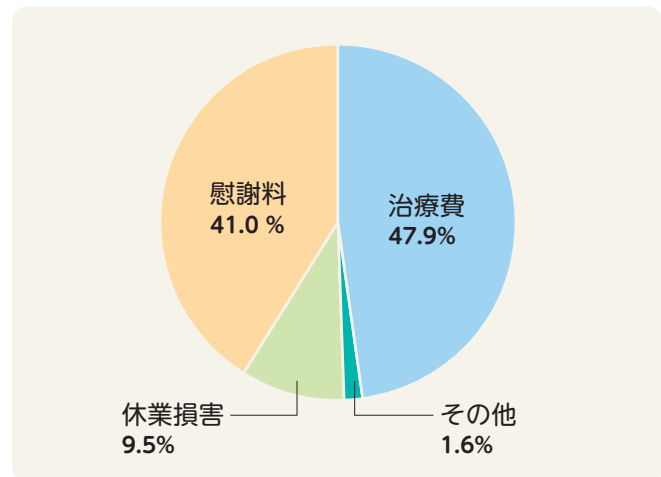
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級等を確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が49.5%と約半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2017年度〉



6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2017年度は総医療費3,479億円のうち、医療機関が80.1% (2,788億円)、柔道整復が19.4% (673億円)となっています。

医療費 医療機関での治療および柔道整復等での施術に掛かった費用

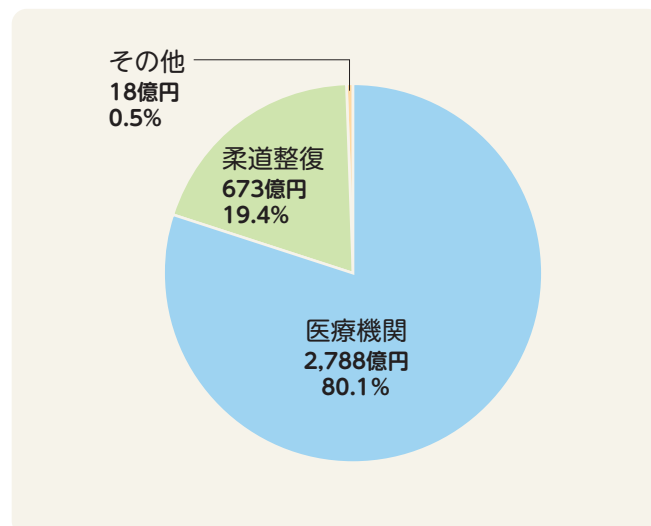
診療費 医療機関での治療に掛かった費用（薬局を含みます）

施術費 柔道整復での施術に掛かった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復をはかることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2017年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

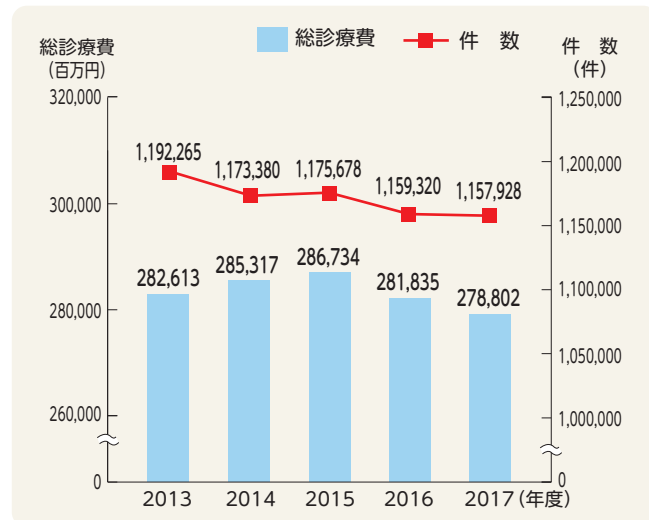
(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については緩やかな増加傾向で推移していましたが、2016年度に減少に転じ、2017年度も同じく減少しています。

件数も同様に2017年度は減少しています。

都道府県別の総診療費および件数は第7表（P95）をご参照ください。

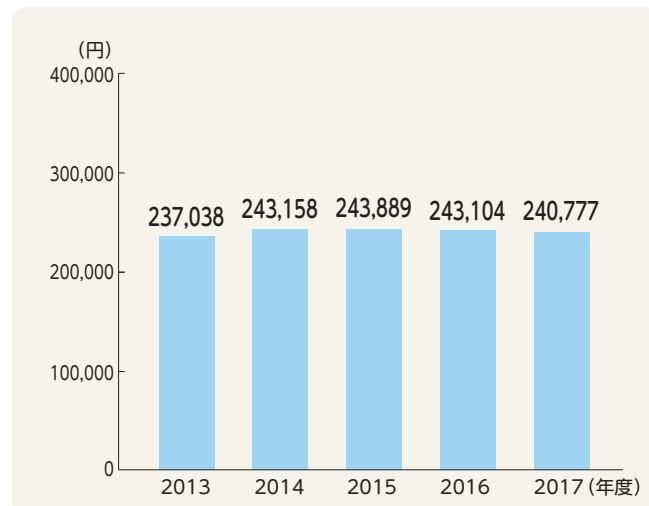
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

また、平均診療費の推移を見ると、2016年度に引き続き2017年度もわずかに減少しています。

図22 平均診療費の推移



※ 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

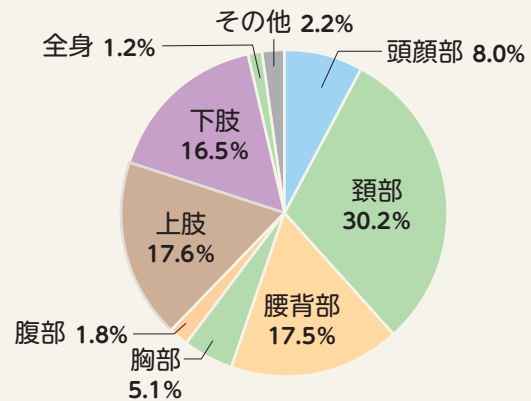
(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数でみると、頸部が30.2%と最も高い割合になっており、以下、上肢が17.6%、腰背部が17.5%、下肢が16.5%となっています。

また、受傷の程度（傷害度）別にみると、軽度の傷害（傷害度1）が84.5%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P96）をご参照ください。

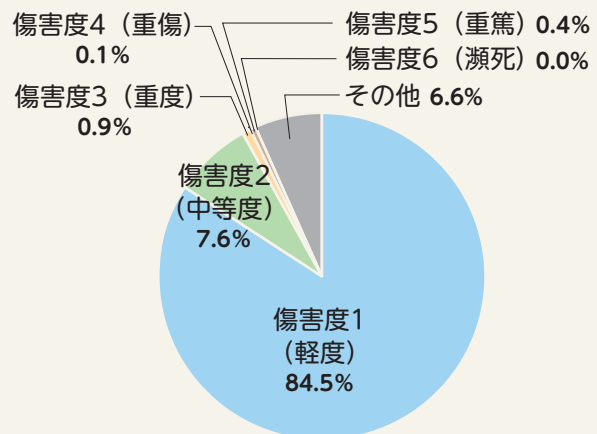
図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2017年度〉



※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者が身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1個として集計しています。

図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2017年度〉



※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者で複数の傷害度がある場合は、それぞれの傷害度を1個として集計しています。

(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2017年度で19.4日であり、わずかに減少しています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P95）をご参照ください。

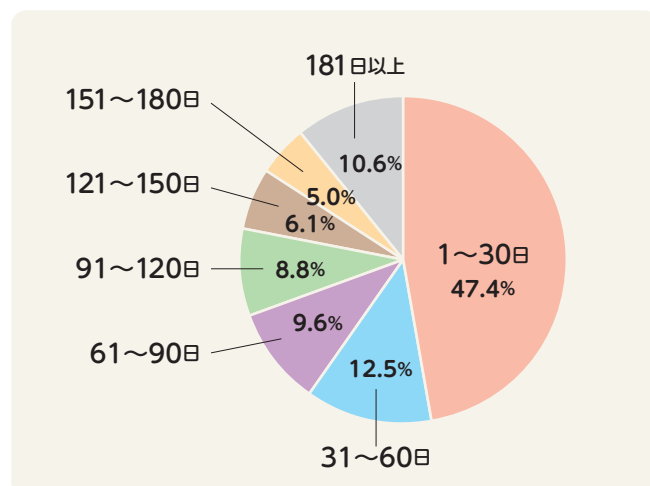
図25 診療期間および診療実日数の推移（単位：日）

年 度	診 療 期 間	診 療 実 日 数
2013	68.9	20.0
2014	69.3	19.7
2015	70.0	19.7
2016	68.7	19.6
2017	68.4	19.4

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間、診療実日数を合算して集計しています。

また、2017年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が47.4%と最も多くなっています。

図26 診療期間別の件数構成比〈2017年度〉

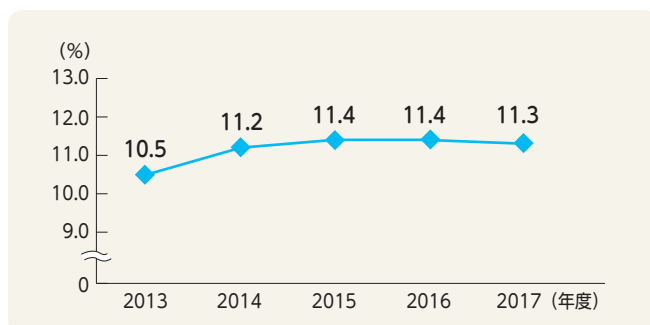


※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間を合算して集計しています。

(4) 社会保険の利用状況

自賠責保険における社会保険利用率の推移については、2017年度は11.3 % であり、11 %前後で推移しています。

図27 社会保険利用率の推移



3 柔道整復における現況

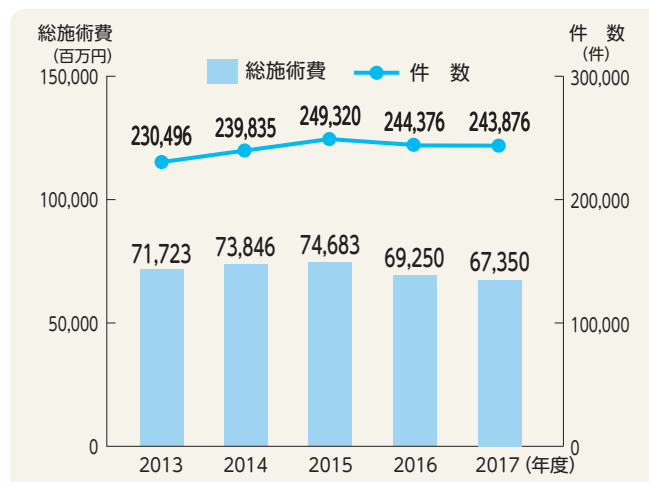
(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、増加傾向で推移していましたが、2016年度に減少に転じ、2017年度も同じく減少しています。

件数も同様に2017年度は減少しています。

▶ 都道府県別の総施術費および件数は第11表（P99）をご参照ください。

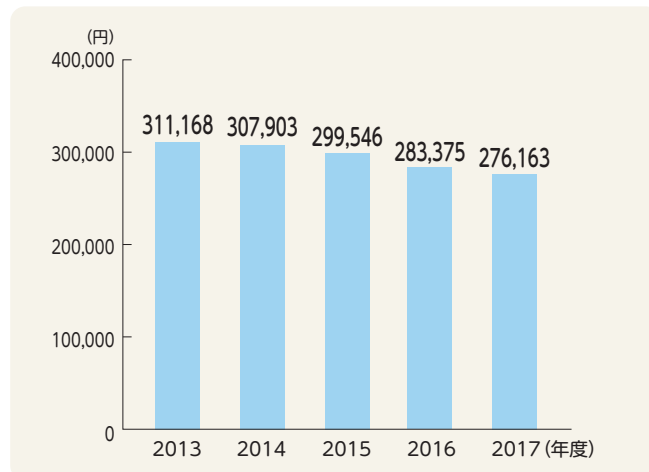
図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

また、平均施術費の推移をみると、減少傾向が続いています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術費を合算して集計しています（例えば、2つの施術所に通所した場合も1件となります）。

(2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向が続いています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P99）をご参照ください。

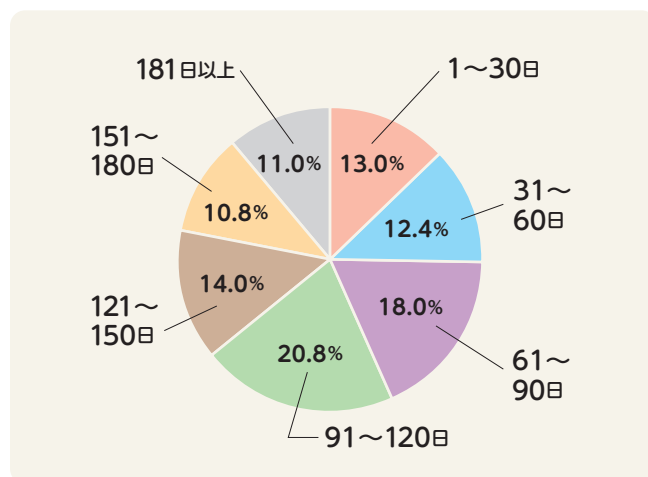
2017年度における施術期間別の件数構成比をみると、91日以上120日以内が20.8%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年 度	施 術 期 間	施 術 実 日 数
2013	108.4	52.9
2014	110.4	52.6
2015	108.6	51.4
2016	106.4	49.1
2017	105.2	48.4

※ 1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間、施術実日数を合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2017年度〉



※ 1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（１）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払いします。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

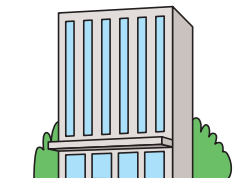
（２）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



（３）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



（４）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

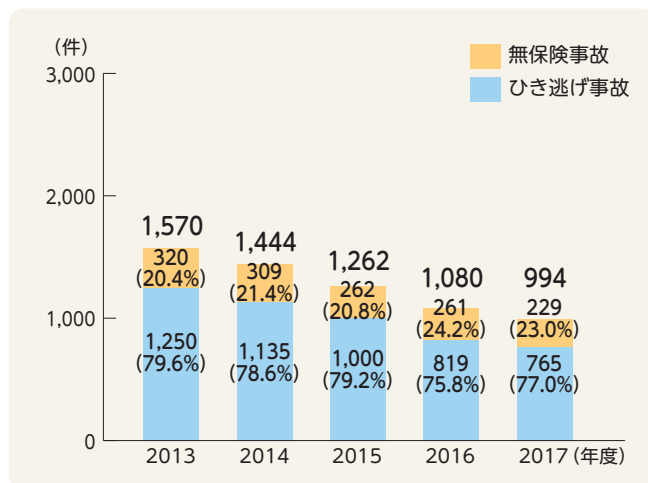
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

2017年度における当機構の保障事業受付件数は、994件となっており、前年度に比べ8.0%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表（P100）をご参照ください。

図32 受付件数の推移

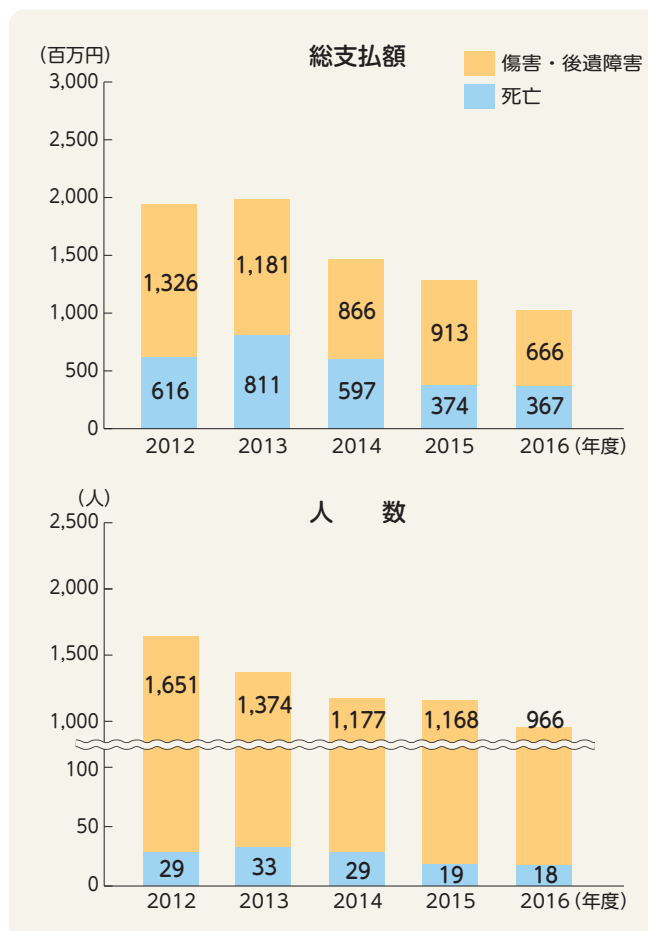


※2016年度以前の受付件数には、JA共済受付分は含まれません。

(2) 支払保障金

2016年度に支払われた保障金は合計約10億円であり、前年度に比べ19.7%の減少となっています。

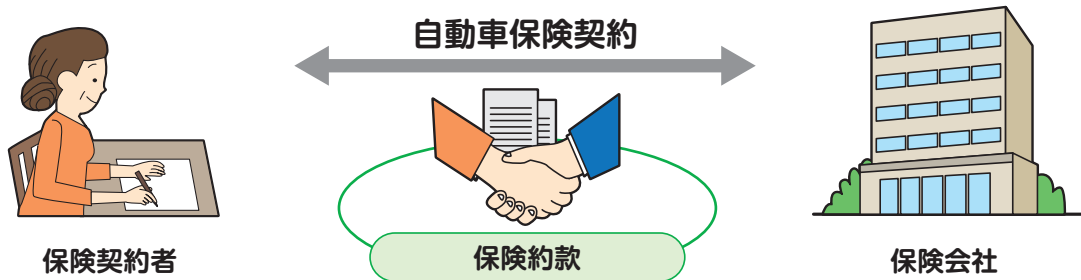
図33 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成。
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

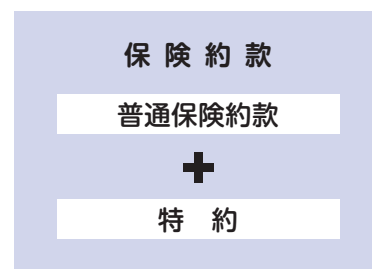
1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[←一般的な自動車保険契約](#)

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容 \(P50\)](#) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モ ノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 人身傷害保険 または 自損事故保険 ※ 無保険車傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。 搭乗者傷害保険 組み合わせ可能	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

① 他人への賠償に関する補償

■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人を死傷させ、
損害賠償責任を負った場合



● 支払われる保険金の額

損害賠償責任の額のうち、
自賠責保険から支払われる額を超える額



■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、
損害賠償責任を負った場合



● 支払われる保険金の額

損害賠償責任の額



② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害※の額

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

※損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

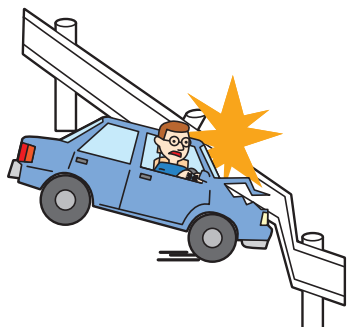
自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500 万円
後遺障害が生じた場合※	後遺障害の程度に応じて、 50 万円～ 2,000 万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000 円 通院日数 × 4,000 円 (100 万円限度)

※重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途 200 万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が無保険の場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■搭乗者傷害保険

●保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



●支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※ ¹	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※ ²

※¹ 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。※² 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入通院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

●保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶発的な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



●支払われる保険金の額

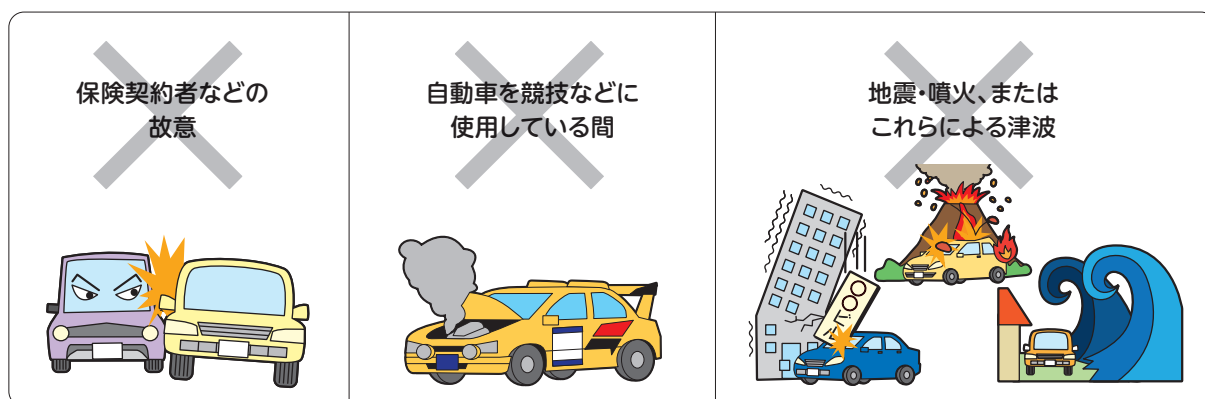
全損※ ¹ の場合	事故時点における車の価値（ <u>保険価額</u> ）と同じ額
分損※ ² の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

※¹ 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。※² 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。

←一般的な自動車保険契約



など

(3) 主な特約の内容

← 一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特 約 の 内 容	補 償 範 囲
運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。	例えば  配偶者  親  子
運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。	21歳未満  26歳未満 
車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。	例えば  相手自動車を確認できる車両相互間事故  火災  電柱への衝突
車両危険限定補償特約（A） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、 <u>自動車の走行に起因しない</u> 場合のみに限定します。	例えば  自動車の走行に起因しない事故  自動車の走行に起因する事故 

② 補償範囲を拡大する特約

他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。	
原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。	

⑤ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値



事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 ②(1) の保険（P47 参照）のうち、人身傷害保険を除く 6 種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。

標準約款における主な特約は、1 ②(3) の内容と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

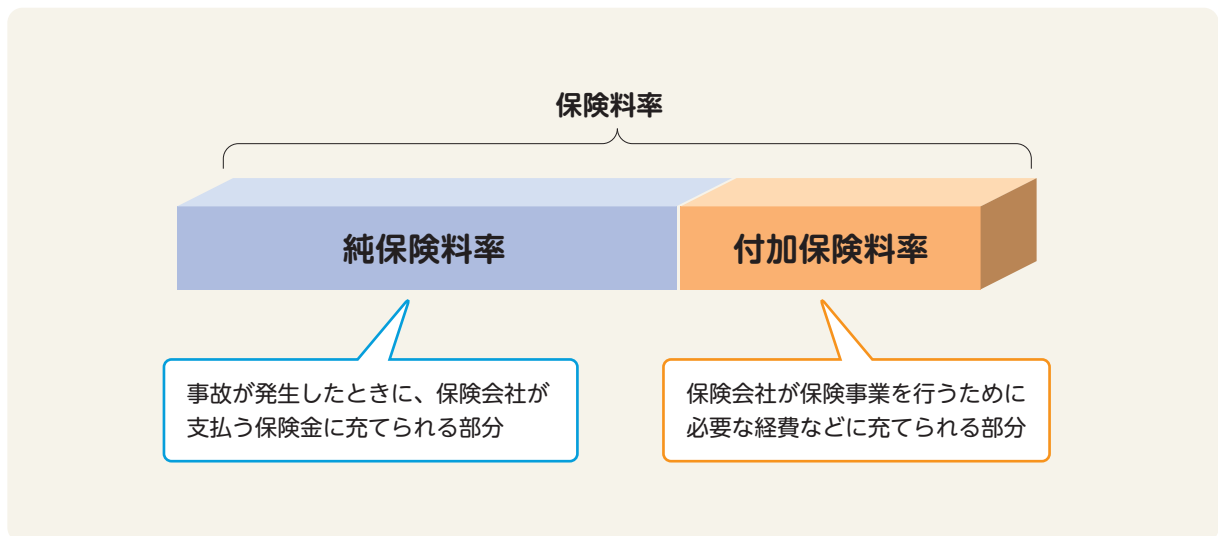
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分（P54）をご参照ください。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

合理的

- 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、**客観性があり**、かつ、**精度の高い十分な量**のものであること。
- 算出が、**保険数理に基づく科学的方法**によるものであること。

妥 当

- 将来の保険金の支払いに充てられることが見込まれる純保険料率として、**過不足が生じない**と認められるものであること。

不当に差別的でない

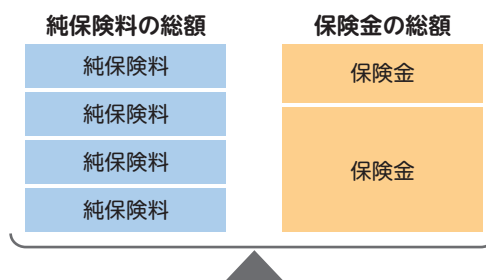
- 危険の区分や水準が、**実態的な危険の格差に基づき適切に設定**されていること。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



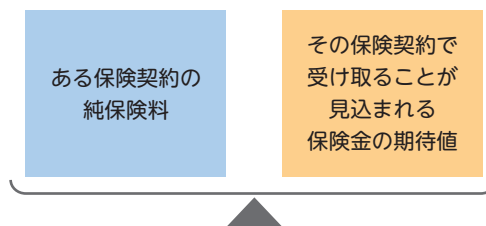
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

← 一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、人身傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

← 自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

④ 支払限度額など — 保険金額など —

② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

③-1 自動車の安全性能

— 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

③-2 初度登録年月 — 新車・新車以外 —

① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



二輪自動車



原動機付自転車

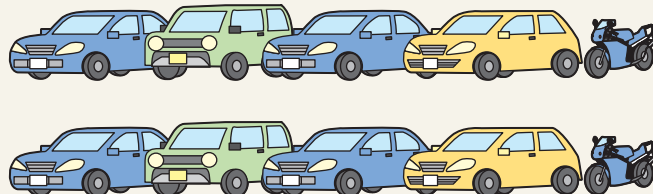
② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



ノンフリート
(総付保台数 9 台以下)



フリート
(総付保台数10台以上)

付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

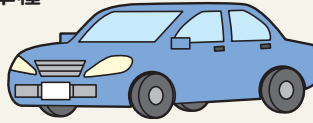
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています※。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1 (4) 自動車保険の料率区分⑥ (P61) 参照）。

※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

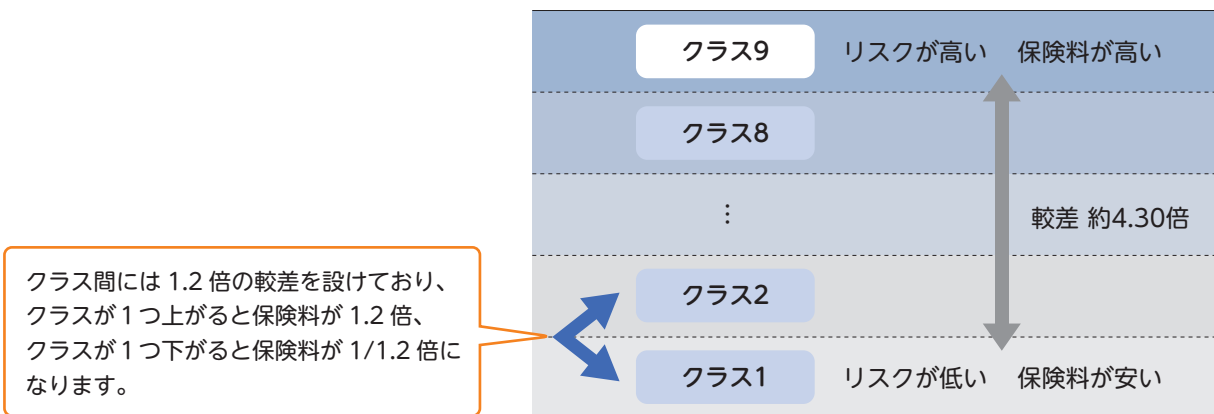
●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、保険料率を型式ごとに適用するクラスによって1～9の9つのクラスに区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。



型式

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを1つ下げ、高ければクラスを1つ上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしていなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、排気量や新車価格などにに基づき、適用するクラスを決定しています。

型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分（2■（4）自動車保険の料率区分3-1（P57）参照）」に関して、各型式が『発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無」に応じた保険料係数の対象）の型式』であるかどうか確認することができます。

自家用普通・小型乗用車のクラス数細分化

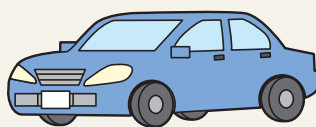
先進安全自動車（ASV）技術に対するリスク評価は「型式別料率クラス」において行っています。これらの技術の進展を踏まえ、自家用普通・小型乗用車については、参考純率では2020年1月1日から現行のクラス数を9クラスから17クラスに細分化することで、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映できるようにします（トピックス⑦（P82）参照）。

軽四輪乗用車への導入

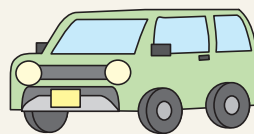
軽四輪乗用車については、市場における保有車両の台数構成比が自家用普通乗用車や自家用小型乗用車と同程度まで拡大してきており、形状・構造・装備・性能等多様化しています。その結果、軽四輪乗用車についても型式間での保険実績に較差が見られることから、参考純率では2020年1月1日からクラス数を3クラスとする型式別料率クラスを導入します（トピックス⑦（P82）参照）。

3-1 自動車の安全性能 ― 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 ―

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

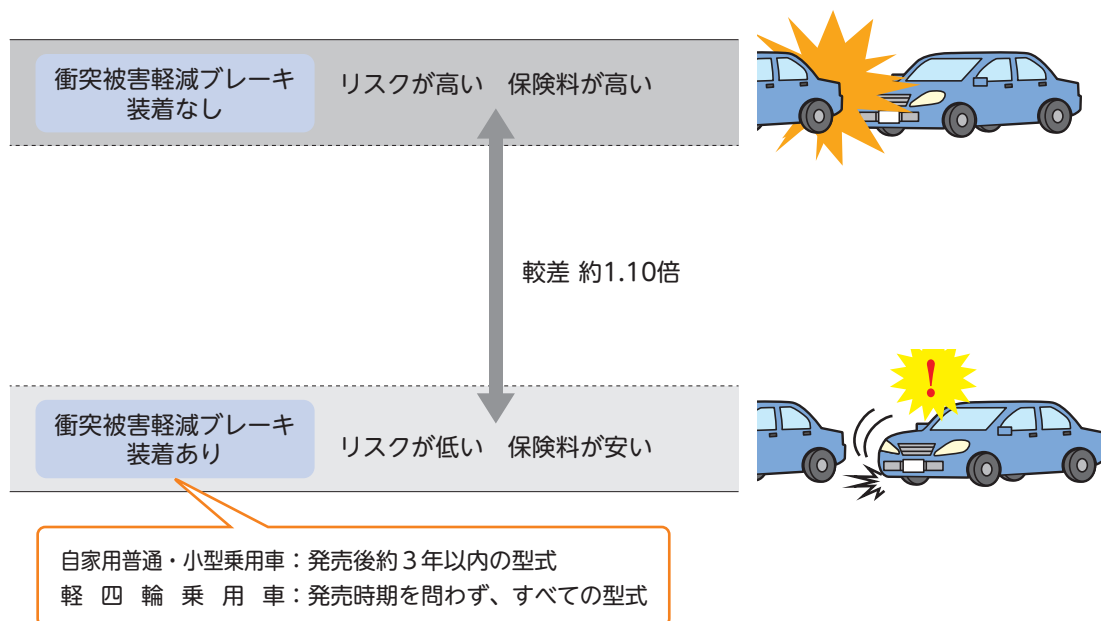


軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。

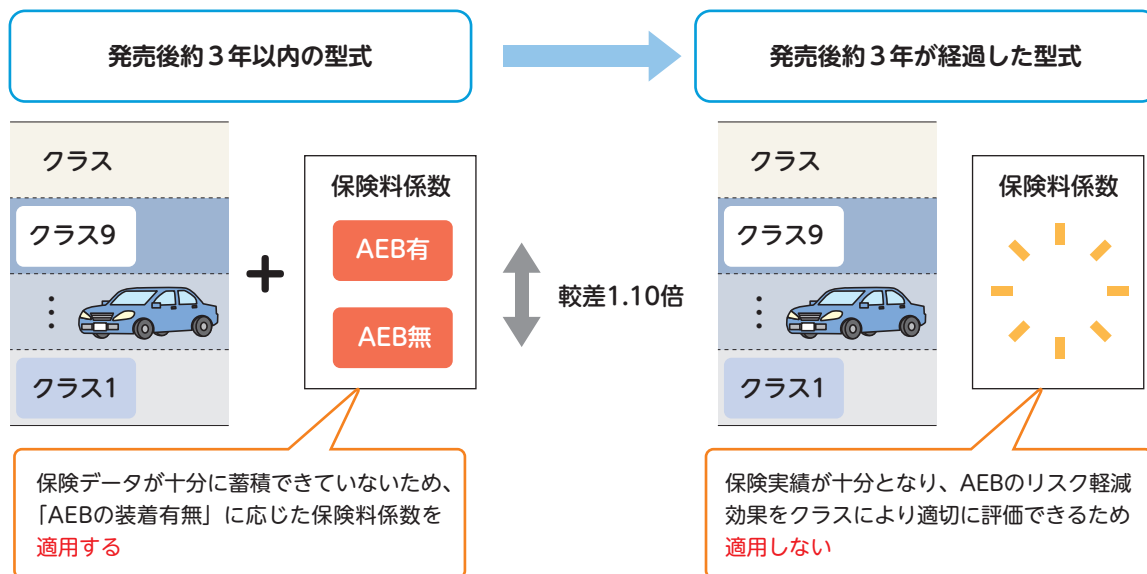


衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及状況は、**トピックス3**（P75）をご参照ください。

●自家用普通・小型乗用車の場合

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

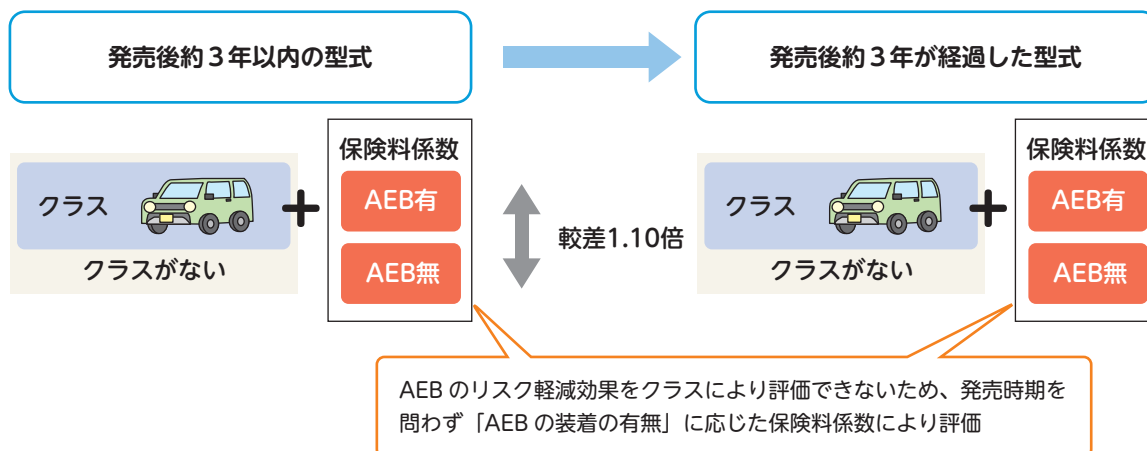
一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。



●軽四輪乗用車の場合

型式別料率クラスは、現在、自家用普通・小型乗用車のみを導入しており、軽四輪乗用車にも参考純率では2020年1月1日から導入します（トピックス7（P82）参照）。軽四輪乗用車について、型式別料率クラスを導入するまでの期間は、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果が全く保険料率に反映できていない状況にあるため、「発売時期を問わず、すべての型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

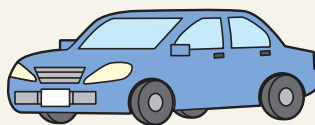
〈型式別料率クラスを導入するまで〉



なお、型式別料率クラスの導入後は、自家用普通・小型乗用車と同様、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた保険料率の区分は、「発売後約3年以内の型式」のみに適用することとなります。

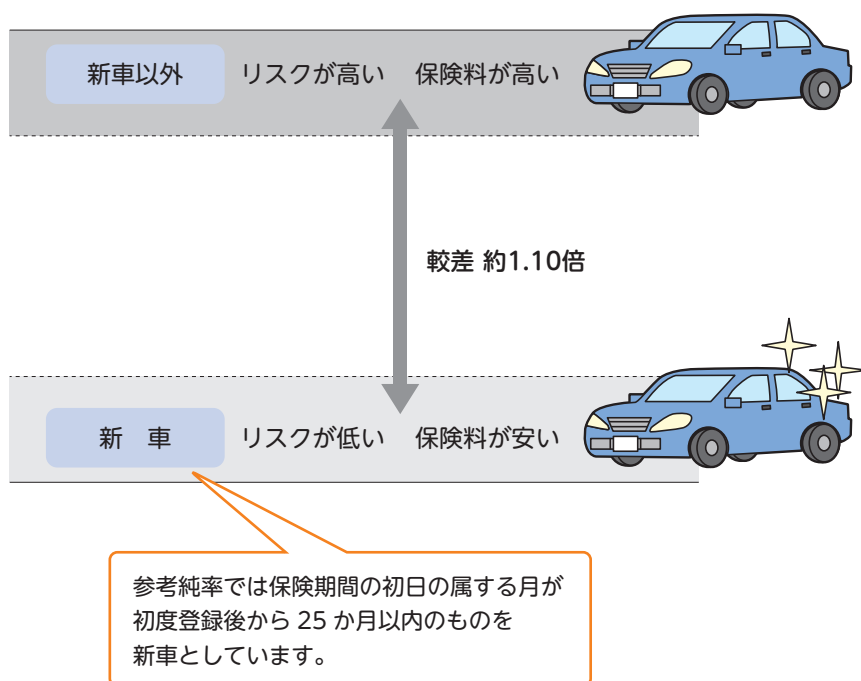
3-2 初度登録年月 —新車・新車以外—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

車両保険以外について、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低い実態が見られるため、保険料率を新車・新車以外に区分しています。



初度登録年月 契約している自動車が初めて国の登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

4 支払限度額など —保険金額など—

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はmemoをご参照ください。)

※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。

※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

①運転者の年齢範囲に応じて3区分

リスクが高い 保険料が高い
 較差 約3.00倍
 リスクが低い 保険料が安い

全年齢補償

21歳以上補償

26歳以上補償

②記名被保険者の年齢層に応じてさらに6区分

全年齢補償

21歳以上補償

30歳未満

30歳以上40歳未満

40歳以上50歳未満

50歳以上60歳未満

60歳以上70歳未満

70歳以上

較差 約1.34倍
 ※対人賠償責任保険の場合

①運転者の年齢範囲

- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
 ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

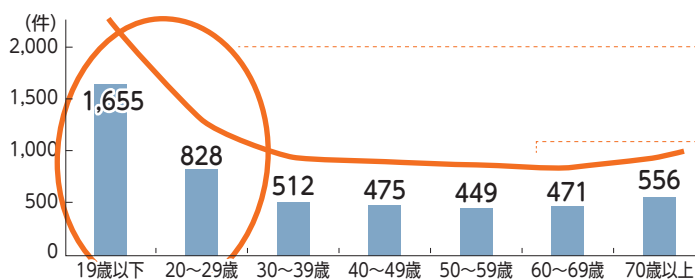
②記名被保険者

契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■ 2017年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



※「平成29年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。

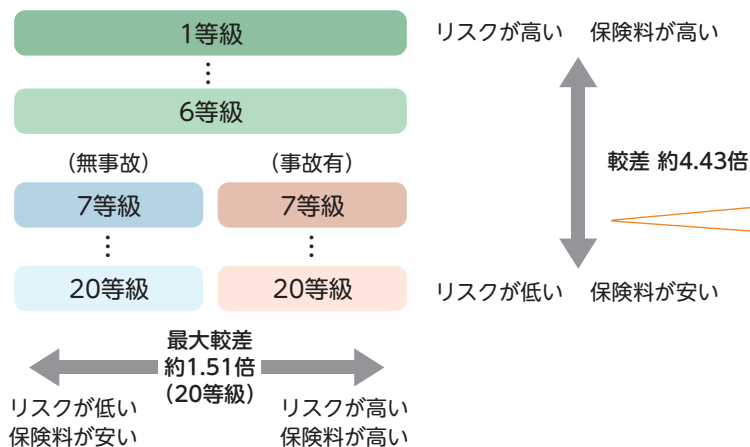
②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。



交通事故にみる高齢運転者の実態は、トピックス④（P76）をご参照ください。年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P126）をご参照ください。

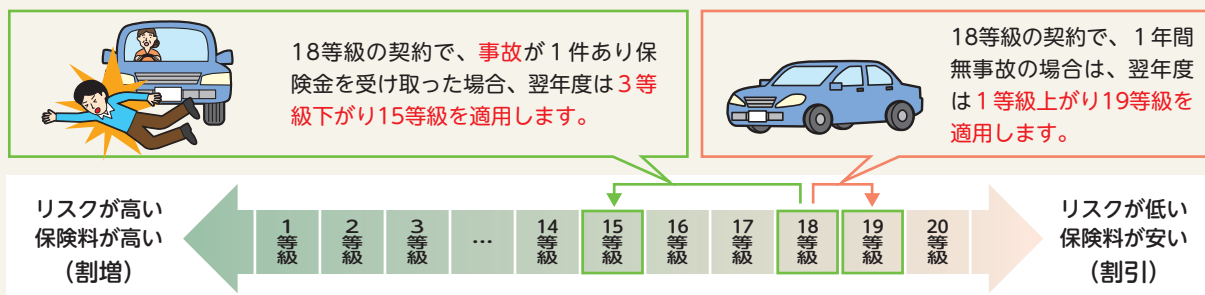
⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。



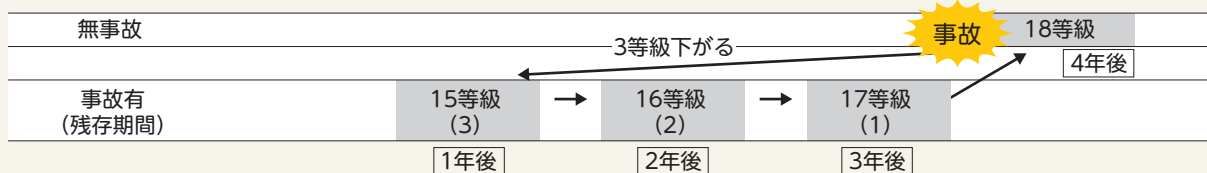
1等級から6等級については「無事故」と「事故有」で保険料に差を設けていません。一方、7等級から20等級については、同じ等級でも、事故がなかった契約者と事故があった契約者とではリスクに違いが見られるため、さらに「無事故」・「事故有」区分を設けています。

●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そののち「無事故」区分を適用することになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下らない事故もあります

- ① 車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ② 搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

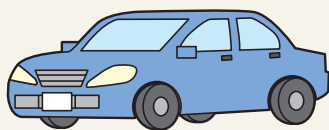
「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

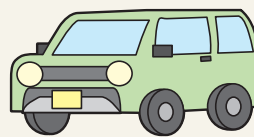
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

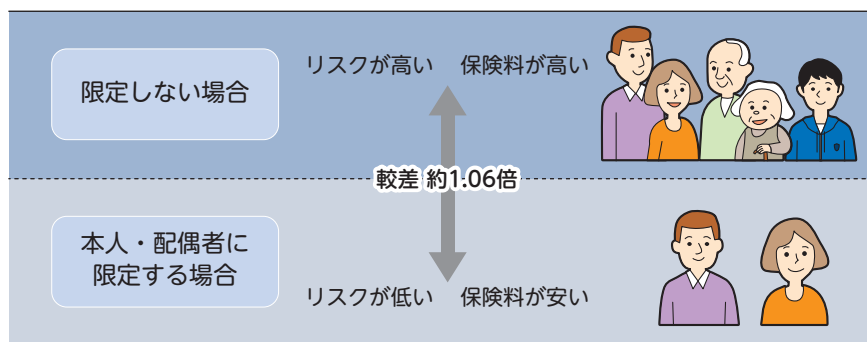


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。



- 運転者の限定区分**
- ・限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

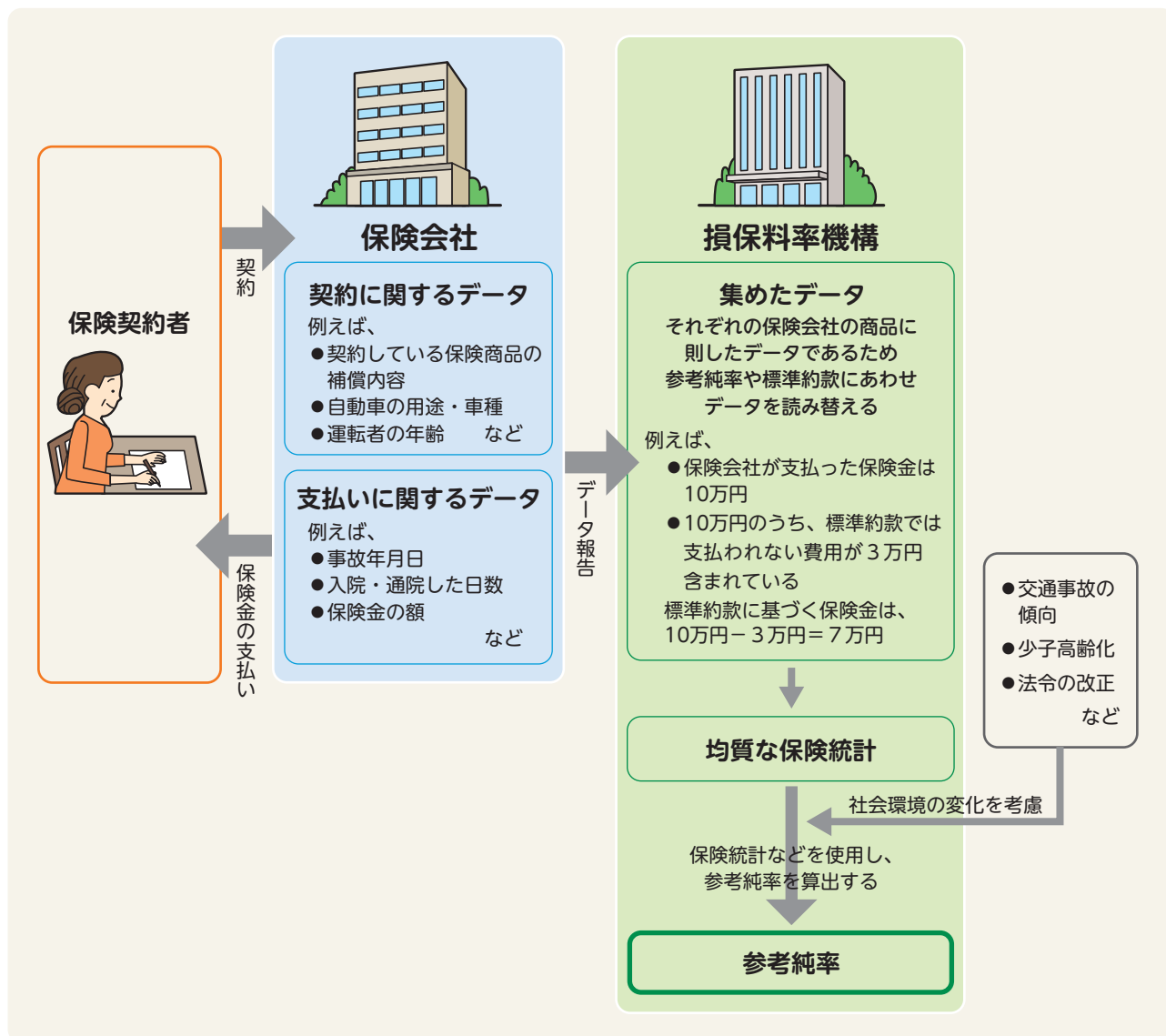
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。



トピックス⑤ 消費税率の引上げによる影響（P78）も併せてご参照ください。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

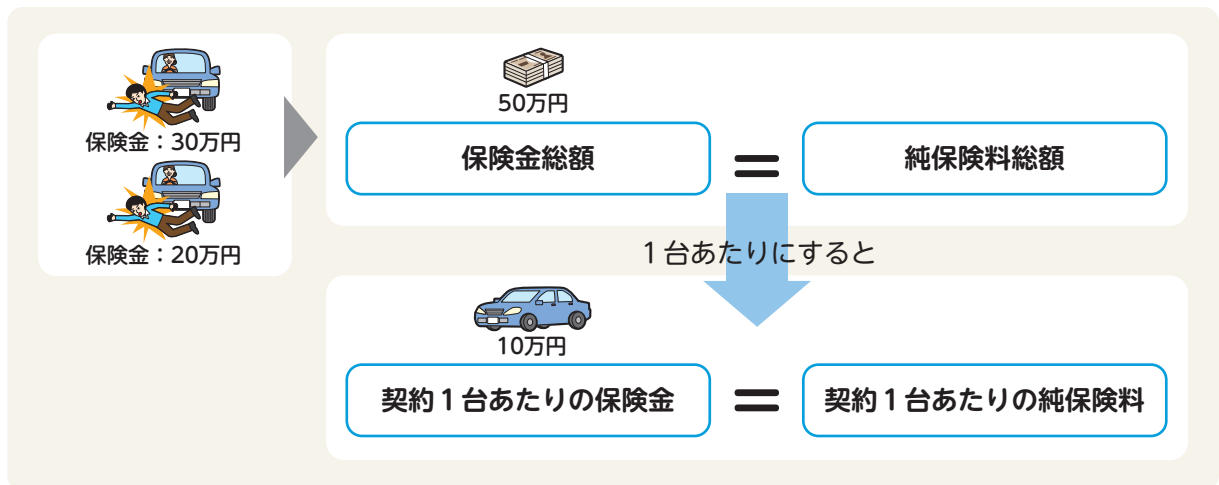
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則（2 ①(2) 保険料率の3つの原則（P53）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

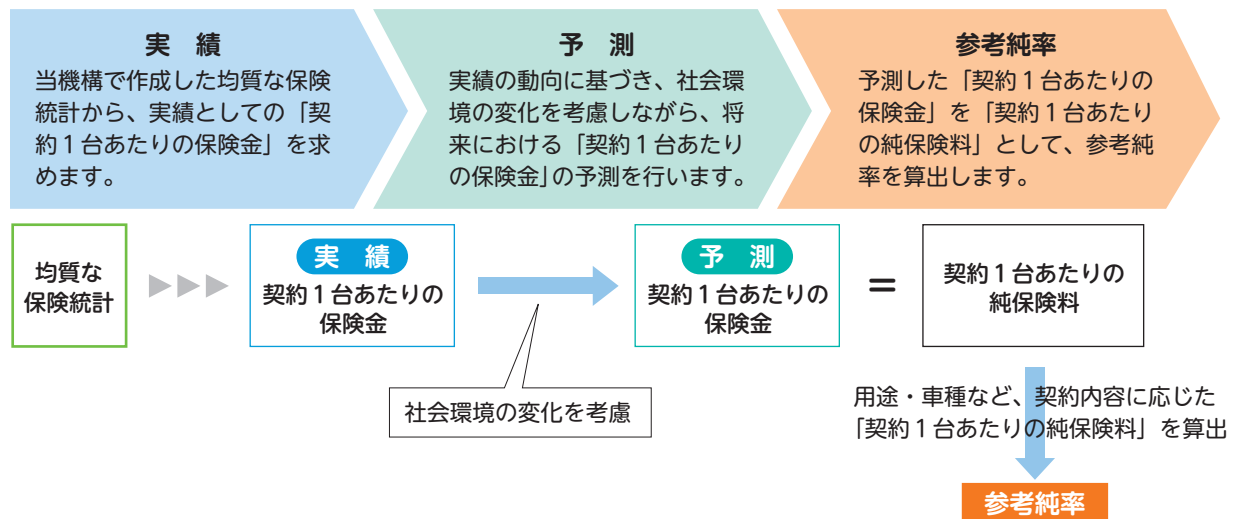
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

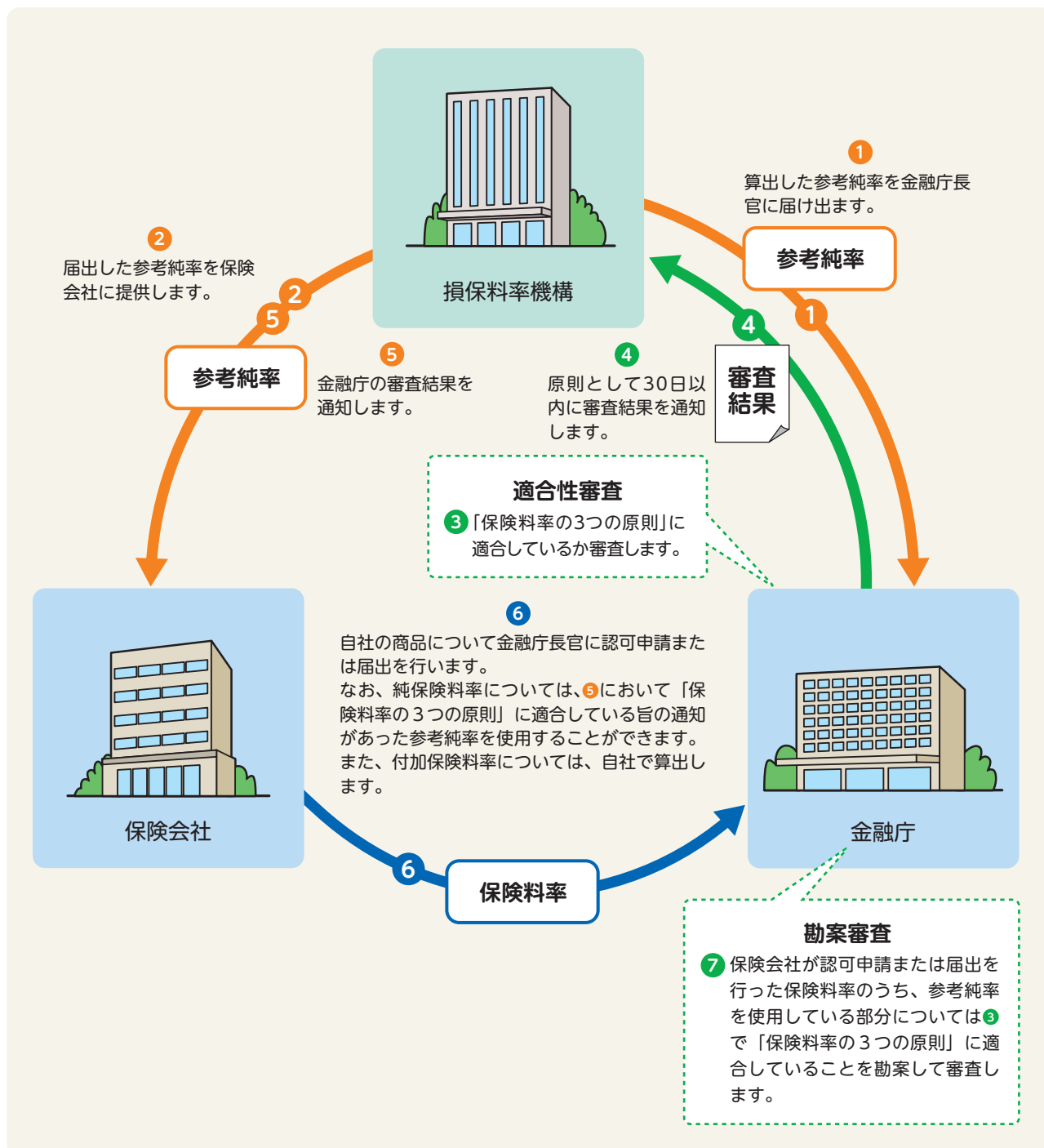
事故率 (事故が起きる確率) 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の算出後の流れ

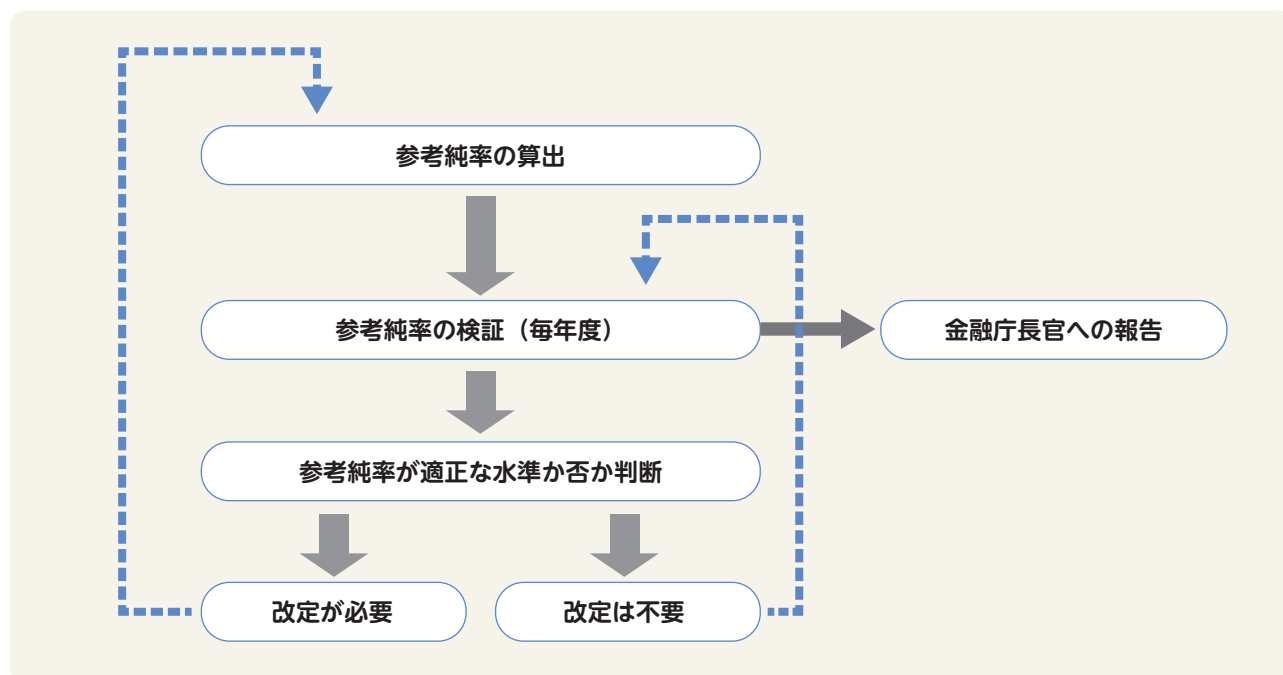


4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

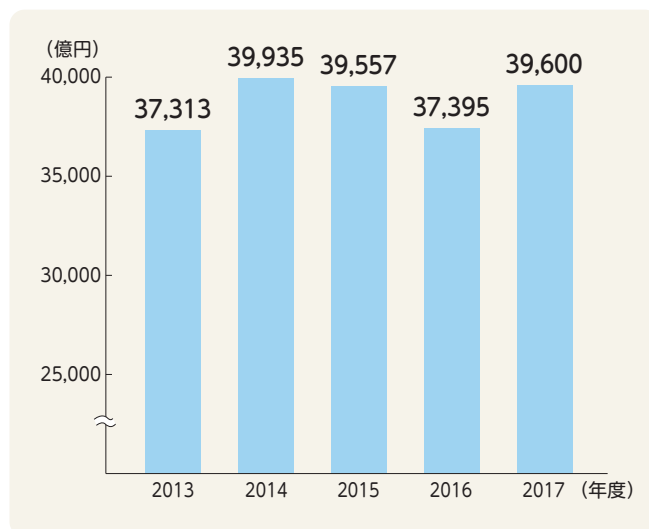
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

（1）保険料の推移

2017年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,600億円となっており、前年度に比べ2,205億円（5.9%）の増加となりました。

図34 保険料の推移



保険料

図34、35の「保険料」は、2-1(1) 自動車保険の保険料率（P52）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

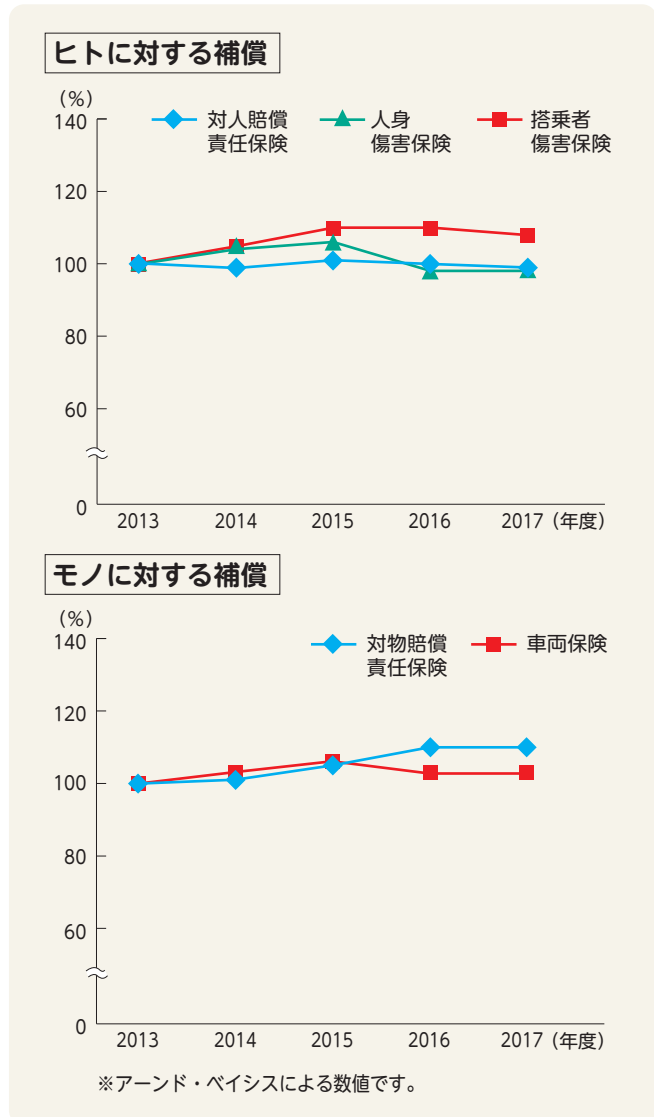
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アーンド・ベシス（3-1(2) 契約1台あたりの保険料の推移（P68）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベシス（3-2(2) 契約1台あたりの保険金の推移（P72）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図35のとおり、2015年度までは概ね増加傾向で推移していましたが、その後、対物賠償責任保険を除き、減少傾向で推移しています。

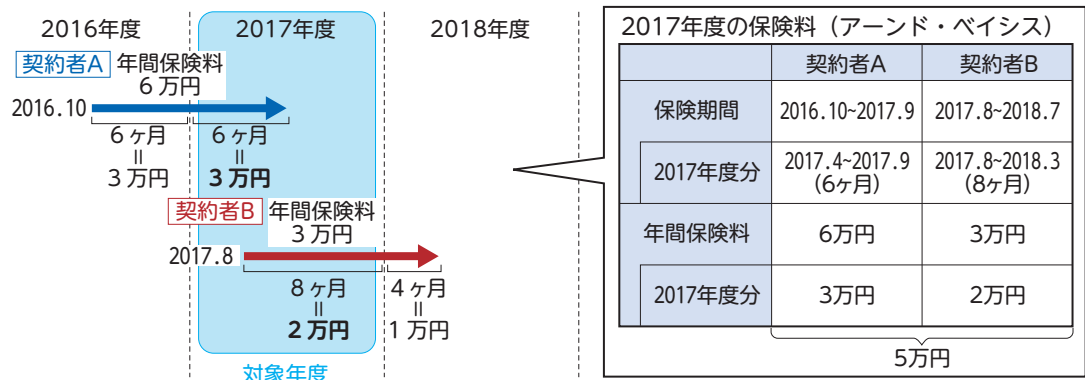
図35 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）（2013年度を100とした場合）



アーンド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期にかかわらず、対象年度に経過する保険期間に対応した保険料のことです。

（例）契約者が2人（A・B）だとした場合の2017年度の保険料（アーンド・ベシス）





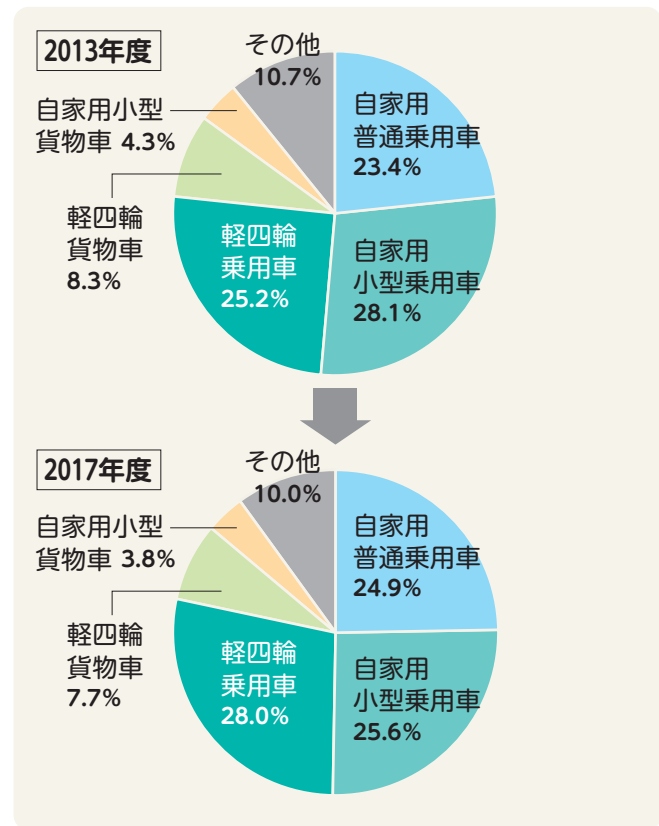
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2④(4)自動車保険の料率区分①（P55）参照）。

近年、軽四輪乗用車が増加し、図36のとおり、自家用普通乗用車および自家用小型乗用車それぞれを超える台数規模となっています。

図36 用途・車種の構成割合（対人賠償責任保険）

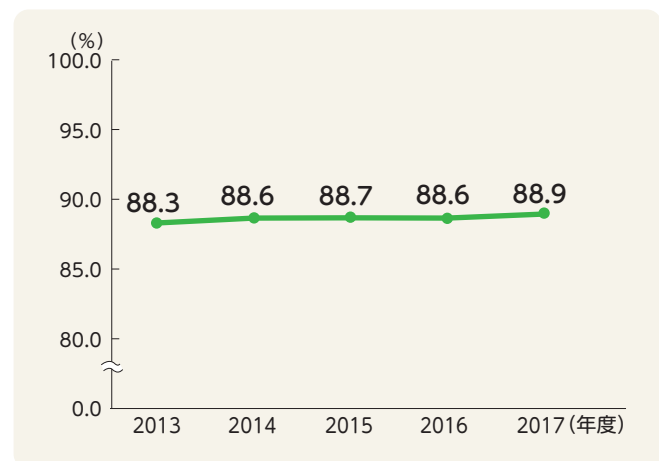


若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります（2④(4)自動車保険の料率区分⑤（P60）参照）。

近年、若年運転者の減少に伴い、26歳以上補償等の契約の割合は図37のとおり、88%台の高い水準で、概ね増加傾向で推移しています。

図37 26歳以上補償等契約の割合の推移（対人賠償責任保険）

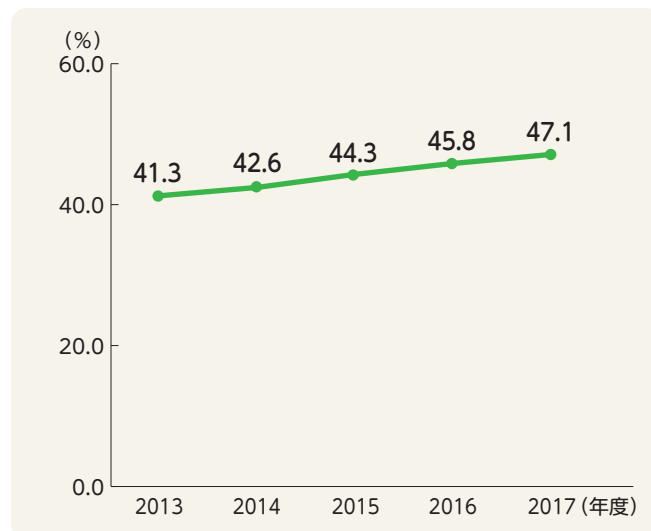


ノンフリート等級別料率制度における 20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2④(4)自動車保険の料率区分⑥（P61）参照）。

ノンフリート契約者全体でみると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図38のとおり、増加傾向で推移しています。

図38 ノンフリート等級別料率制度における
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）

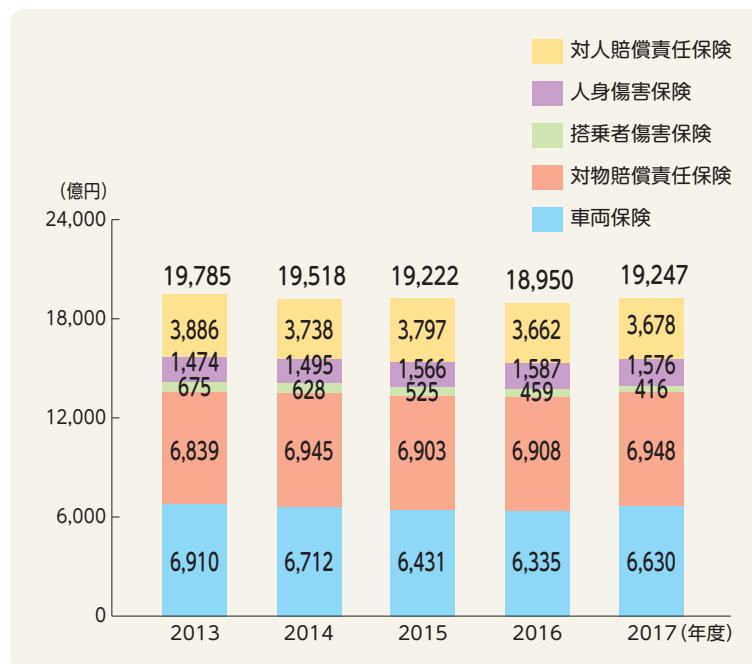


2 保険金（支払い）の状況

（1）保険金の推移

2017年度の自動車保険の保険金は、図39のとおり1兆9,247億円となっており、前年度に比べ297億円（1.6%）の増加となりました。これは、主に修理費の増加等により、車両保険の保険金が増加したことによるものと考えられます。

図39 保険金の推移



保険金

図39～図42の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

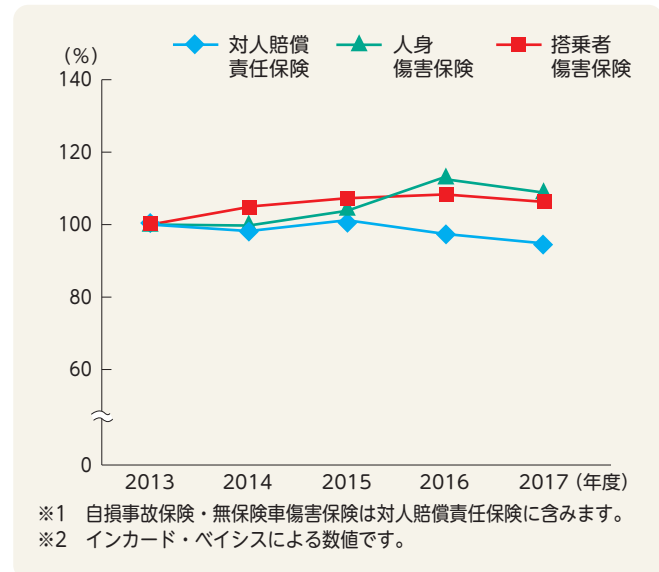
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図40のとおり、対人賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は概ね減少傾向、人身傷害保険・搭乗者傷害保険は2016年度までは概ね増加傾向で推移していましたが、2017年度で減少に転じています。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2013年度を100とした場合）



交通事故死傷者数の減少と傷害事故件数の増加

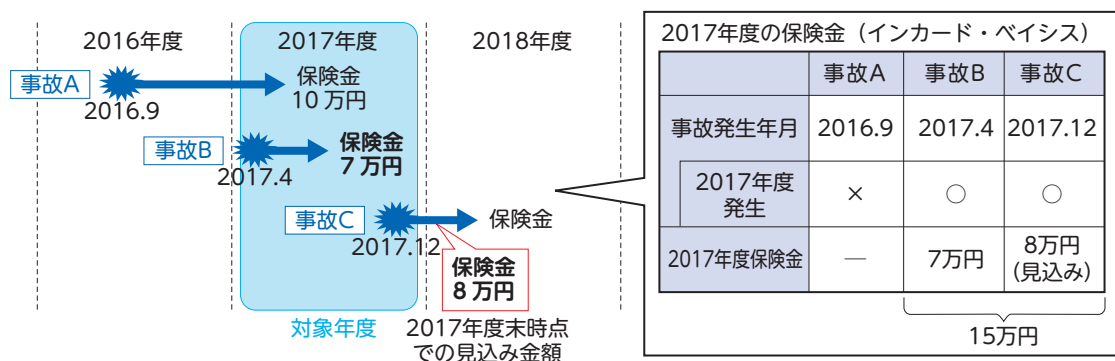
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図6参照）、人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は、年度によっては増加しています。また、対人賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は概ね減少しているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3 ②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても保険金を支払うことがあり、このような支払いが増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2017年度の保険金（インカード・ベシス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図41のとおり、対物賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は、2015年度まで減少傾向で推移していましたが、2016年度以降ほぼ横ばいとなっています。他方、車両保険は2016年度まで減少傾向で推移していましたが、2017年度は増加に転じています。いずれも、過年度減少していた要因としては、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、保険金が少額である事故を中心に請求件数が減少したことが挙げられます（3②(2)memoノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響（P74）参照）。また、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）の普及が進んでおり（ASVについてはトピックス③（P75）参照）、契約1台あたりの保険金の減少要因となっています。

他方、図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は増加傾向で推移しています。この要因としては、保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが考えられます。

図41 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2013年度を100とした場合）

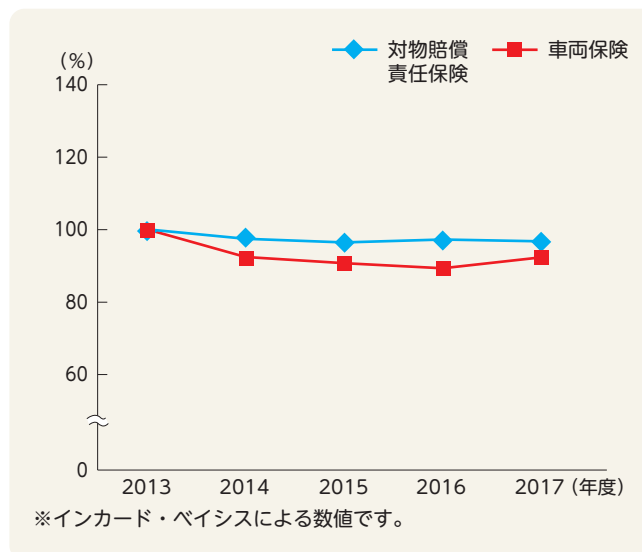
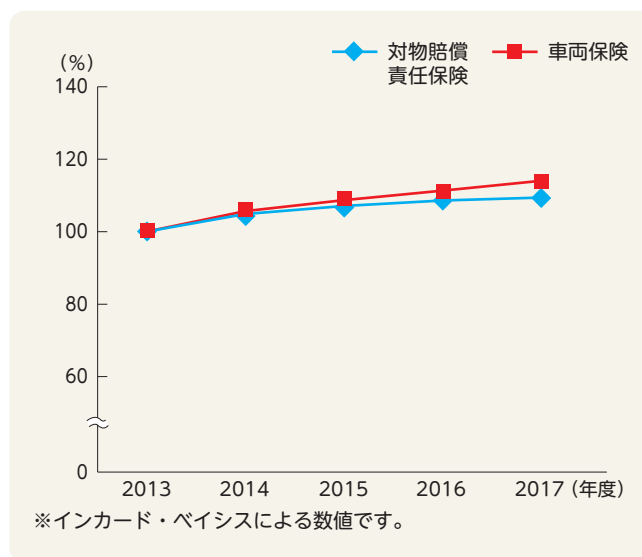


図42 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2013年度を100とした場合）

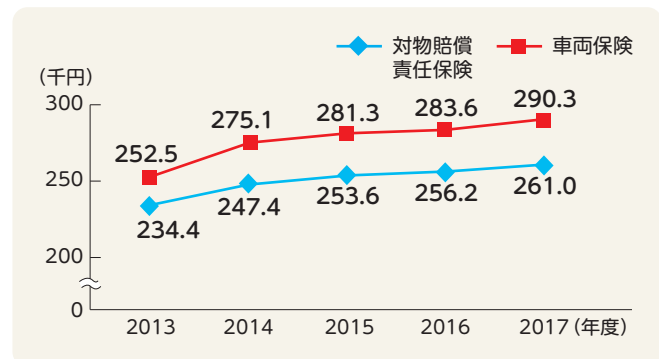




支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図43のとおり概ね増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます（ASVについては **トピックス③**（P75）参照）。なお、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したことも一因として挙げられますが、2015年度以降は、改定後の制度が定着したことにより、この要因による減少傾向は鈍化していると見られます。

図43 支払い1件あたりの修理費の推移



ノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響

参考純率改定
(2011年9月届出)

リスク実態に基づき、契約者間の保険料負担の公平性を高めるために、ノンフリート等級別料率制度の改定を行いました。

- 等級別の割増引き率の見直し
- 無事故・事故有区分の導入 など

同等级であっても、過去に「事故がなかった契約者」と「事故があった契約者」に適用する割引率を区分しました。

各保険会社の取組み

各保険会社においても同様の制度の改定を行い、契約者への周知を図りました。

- 契約者向けのチラシ作成
- 保険料試算ツールの導入

保険金を請求する（等級が下がる）場合と保険金を請求しない（等級が上がる）場合の翌年度以降の保険料差額をご案内しています。

請求傾向等への影響

契約者が「受け取る保険金」と「翌年度以降に支払う保険料の増額分」を比較し、保険金請求を慎重に判断するようになり、保険金が少額である事故を中心に請求件数が減少しました。

トピックス 3

安全運転サポート車（サポカー）の普及状況

政府では高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発に取り組んでいます。

運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）では、事故の減少や事故時の被害軽減が期待され、近年、これらを搭載した自動車が多くなっています（図44）。

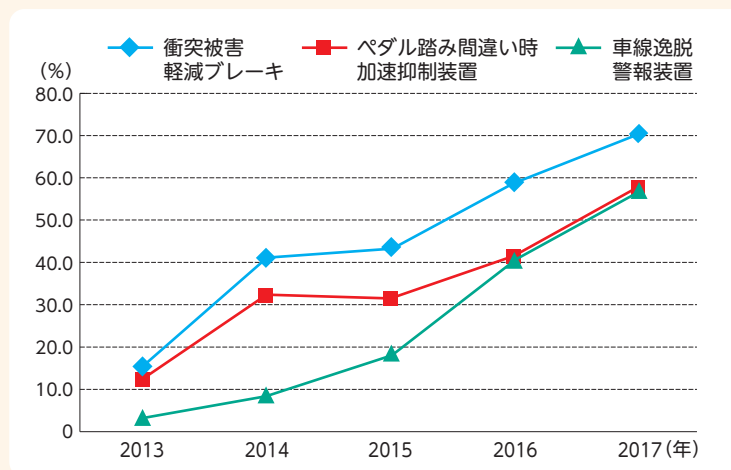
自動車保険への影響としては、このようなASVの普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加していることから、修理費の増加も懸念されます。一方で、事故の一層の減少や事故時の被害軽減につながるものが期待されます。

保険実績においても、衝突被害軽減ブレーキが装着された自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低減していることが確認でき、参考純率においては、2018年1月1日から、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無別の料率区分を設けています（2-1（4）自動車保険の料率区分③-1（P57）参照）。

ASVとは

Advanced Safety Vehicle（先進安全自動車）の略であり、運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。安全運転サポート車（サポカー）に搭載される各種システムもASV技術のひとつです。

図44 生産台数に対する各種ASV技術装着率の推移



※1 「ASV技術普及状況調査」（国土交通省）から作成。

※2 装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

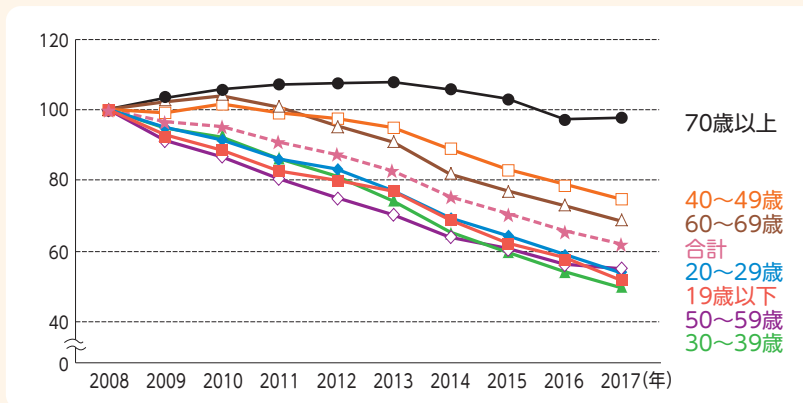
トピックス 4

交通事故にみる高齢運転者の実態

交通事故件数は減少傾向にありますが、70歳以上による交通事故件数については、若干の減少にとどまっています。

近年、全体として交通事故件数は減少傾向にありますが、図45のとおり2008年の交通事故件数を100とした場合の運転者の年齢層別交通事故の動向をみると、「70歳以上」の交通事故件数については、他の年齢層に比べて減少幅が小さくなっています。

図45 運転者の年齢層別交通事故件数の推移（各年12月末）
（2008年の交通事故件数を100とした場合）



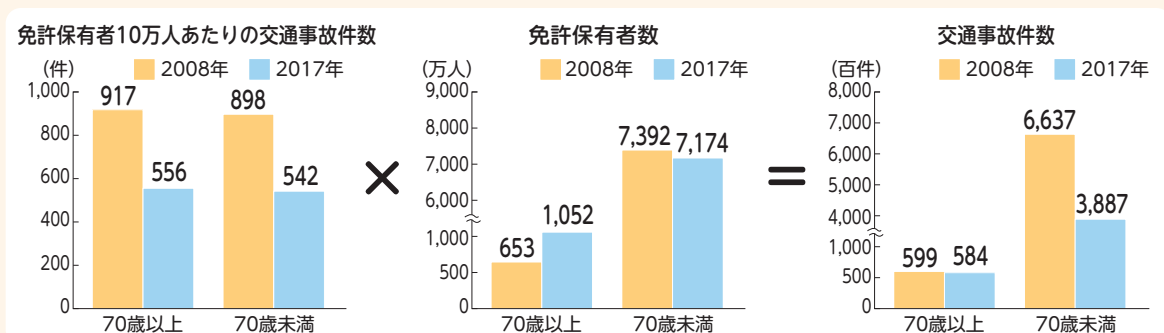
※「平成29年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成。

これは、高齢化の影響により高齢の運転者が増加していることが影響していると考えられます。

この影響を詳しく見るために、「70歳以上」の交通事故件数を、免許保有者10万人あたりの交通事故件数と免許保有者数に分けて見てみると、図46のとおり免許保有者10万人あたりの交通事故件数は「70歳以上」でも大きく減少している一方で、免許保有者数が大きく増加しているため、結果として「70歳以上」の交通事故件数の減少幅が小さくなっていることが分かります。

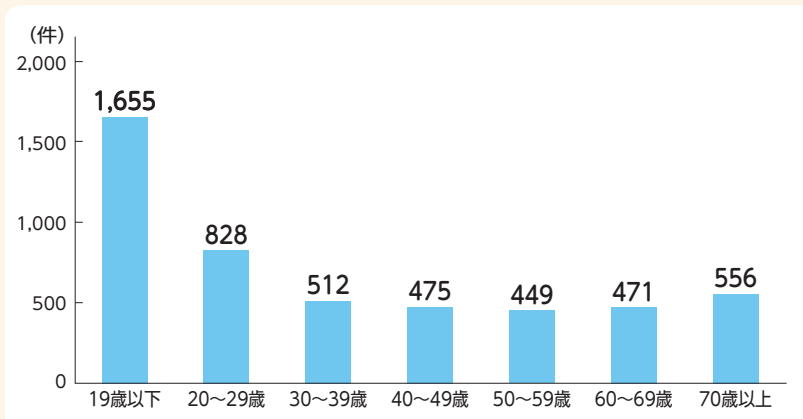
なお、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を年齢層別に比較してみると、図47のとおり、最も交通事故件数が多いのは「19歳以下」の若年層で、その後、年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少しています。ただし、「60～69歳」からは増加に転じ、「70歳以上」の交通事故件数はさらに多い状況にあることがわかります。

図46 「70歳以上」および「70歳未満」の交通事故件数の詳細



※「平成29年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

図47 2017年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数
(P60memoの図を一部再掲)

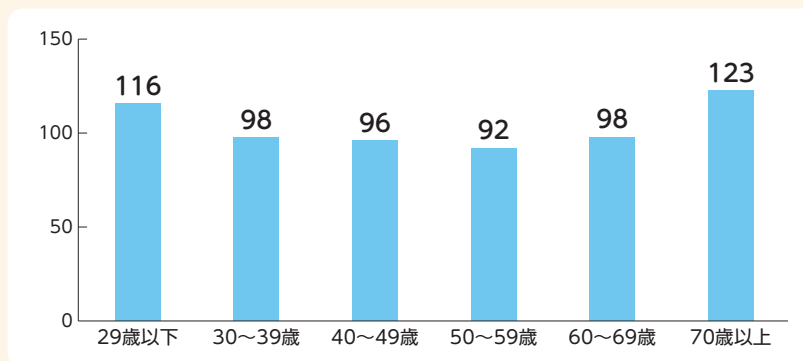


※「平成29年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」(警察庁交通局)から作成。

警察統計で見られた高齢運転者のリスク状況を、若年層が運転しない「26歳以上補償」の保険契約における記名被保険者の年齢層別のリスク較差で確認してみると、図48のとおり、やはり記名被保険者が「60~69歳」である契約のリスクからは増加に転じ、「70歳以上」である契約のリスクはさらに高くなっています(運転者の年齢による料率区分の詳細や記名被保険者については2 [1](#)(4)自動車保険の料率区分⑤(P60)参照)。

政府では、特に高齢運転者の事故低減に有効と考えられる衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車について「安全運転サポート車(サポカー)S」として普及啓発に取り組んでいます([トピックス3](#)(P75)参照)。

図48 保険実績におけるリスク較差
(「26歳以上補償」全体を100とした場合の値)



※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差(2015~2017年度の累計値、機構統計から作成)。
なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している。

トピックス 5

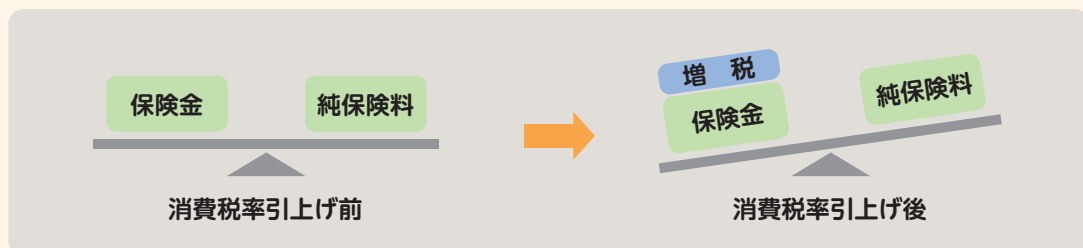
消費税率の引上げによる影響

2014年4月にそれまで5%だった消費税率が8%に引き上げられました。また、2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。

自動車保険に限らず、保険料は非課税であるため、消費税率引上げと自動車保険料は一見関係がないように思えます。しかし、保険会社が支払う保険金や経費の一部には消費税がかかっているため、消費税率の引上げは自動車保険にも影響を及ぼします。

(1) 純保険料率への影響

自動車保険の純保険料は、保険金と等しくなるように設定されていますが、保険金の一部の費目には消費税がかかるため、消費税率が引き上げられると保険金が増え、純保険料は不足することになります。



保険金に占める課税対象費目は下表のとおり各保険によって異なっており、搭乗者傷害保険は定額払いであるため影響は小さく、対物賠償責任保険や車両保険については修理費が保険金の多くを占めているため影響は大きくなります。

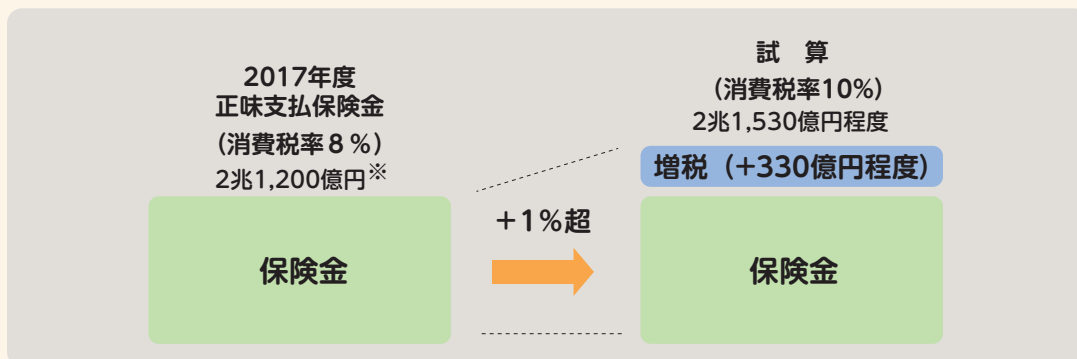
	課 税 対 象 費 目
対人賠償責任保険	治療費の一部、通院費、付帯費用など
人 身 傷 害 保 険	(逸失利益、慰謝料（精神的損害）、休業損害などには影響が及びません。)
搭乗者傷害保険	付帯費用のみ
対物賠償責任保険	修理費、代車等費用、付帯費用など
車 両 保 険	修理費、車両取得費用、付帯費用など

※上記、課税対象費目はいずれも軽減税率の対象外となっております。

付帯費用

保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

自動車保険全体では、消費税率が8%から10%に引き上げられることによって+1%超の影響が見込まれ、保険金は330億円程度増加すると見込まれます。



(2) 付加保険料率への影響

付加保険料のうち、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、付加保険料にも消費税率引上げの影響が及びます。なお、付加保険料率部分は、保険会社が独自に算出しています。保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係については、2-1(1) 自動車保険の保険料率memo (P52) 参照。

memo

自賠責保険への影響

- 純保険料率への影響：自動車保険の対人賠償責任保険と同様、治療費の一部や通院費などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。
- 付加保険料率への影響：自動車保険と同様、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。

トピックス 6

法定利率の引下げによる影響

2017年6月2日に公布された民法の改正法により「法定利率」が見直されます。
「法定利率」の変更は、自動車保険のうち対人賠償責任保険等の純保険料に影響を及ぼす可能性があります。

2017年6月2日、民法の改正法が公布され、2020年4月1日から施行されることとなりました。
この改正は、1896年の民法制定以来初の、債権関係の規定に関する抜本的な見直しであり、主な内容としては、

- ・「消滅時効の期間」の統一化等の時効に関する規定の整備
- ・「法定利率」を変動させる規定の新設
- ・「保証人の保護」を図るための保証債務に関する規定の整備
- ・「定型約款」に関する規定の新設

などが行われることとなっています。

このうち、「法定利率」については、現行法で「年5%」と定められている固定利率が、改正法では3年に一度の見直しが行われる変動利率に改められるとともに、改正当初の利率が「年3%」に引き下げられることとなっており、この「法定利率」の引下げは純保険料にも影響を及ぼす可能性があります。

法定利率とは

金銭貸借に関する契約などで当事者同士が特に利率を決めなかった場合に適用される利率のことです。

■純保険料率への影響

自動車保険のうち対人賠償責任保険は、事故によって他人を死傷させた場合に損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険です（第Ⅰ部2②自動車保険の概要（P9）参照）。

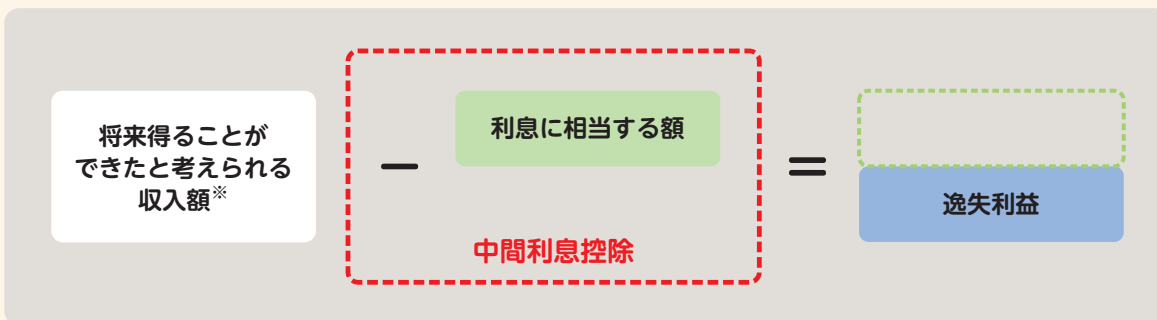
この保険で補償する損害賠償額は、「傷害による損害」、「後遺障害による損害」、「死亡による損害」に分けて計算されます。

損害賠償額



この損害賠償額のうち、例えば「死亡による損害」における「逸失利益」は、被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額に基づき計算されますが、保険金としては一度にまとめて支払われるため、あらかじめ将来の利益に関する利息に相当する額を差し引いて計算されます。これを「中間利息控除」といいます。

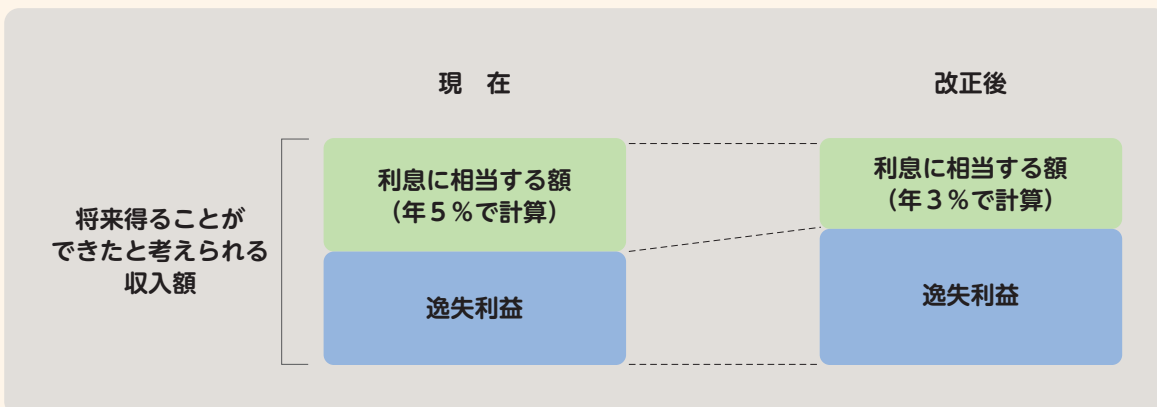
逸失利益の計算方法（例）死亡による損害



※ 一般的に被害者本人の生活費などは控除されます。

この中間利息控除を行う場合、利息に相当する額を算出する際の利率には「法定利率」が使用されます（今回の民法の改正により明文化されました）。

そのため、「法定利率」が5%から3%に引き下げられると、将来得ることができたと考えられる収入額から差し引かれる「利息に相当する額」が少なくなり、逸失利益の額は増加することが想定されます。このような影響が、対人賠償責任保険の純保険料に及ぶ可能性があります。



※1 人身傷害保険では、対人賠償責任保険と同様の仕組みで損害の額を計算しているため、上記と同様の影響が及ぶ可能性があります。

※2 契約時に設定した金額を支払う搭乗者傷害保険や、モノに生じた損害を補償する対物賠償責任保険・車両保険には、上記の影響はありません。

memo

自賠責保険料への影響

自賠責保険について、対人賠償責任保険と同様に影響が及ぶ可能性もありますが、自賠責保険では損害の内容ごとに支払限度額が設けられている（第Ⅱ部1 2 自賠責保険の補償内容（P10）参照）ことにより、影響の程度は限定的なものになると見込まれます。

トピックス 7

自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）

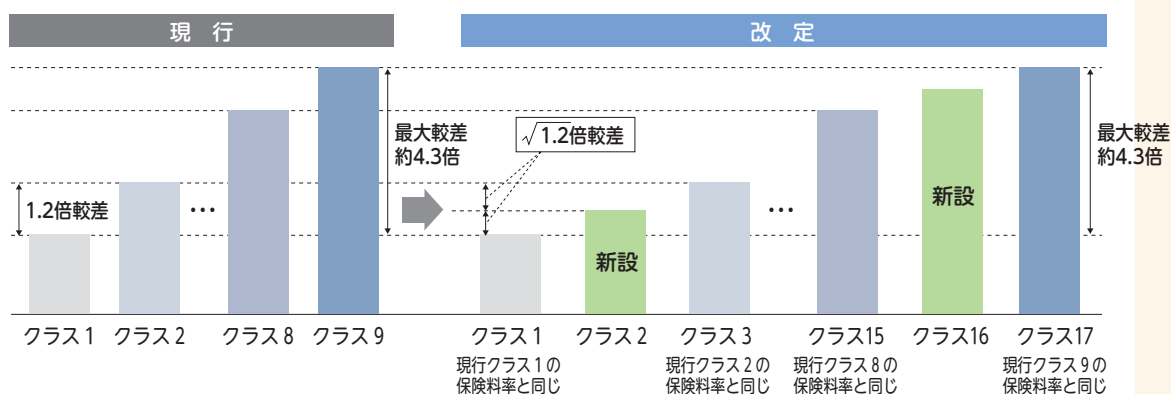
当機構は、2018年9月26日に自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」について、型式間のリスク較差を、より適切に保険料に反映させるため、自動車保険参考純率の改定に関する届出を行いました。
同年10月23日、金融庁長官から、届け出た参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合している旨の通知を受領しました。

【改定の概要】

2020年1月1日以降、自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」を以下のとおり変更します。

(1) 自家用普通・小型乗用車における「型式別料率クラス」について、現行の各クラスの間にもう1つクラスを設けることでクラス数を現行の9クラスから17クラスに細分化し、各クラス間の保険料率の較差（1.2倍）について、 $\sqrt{1.2}$ 倍（約1.1倍）に変更します。

図49 現行クラスと改定後クラスの保険料率の較差（自家用普通・小型乗用車）

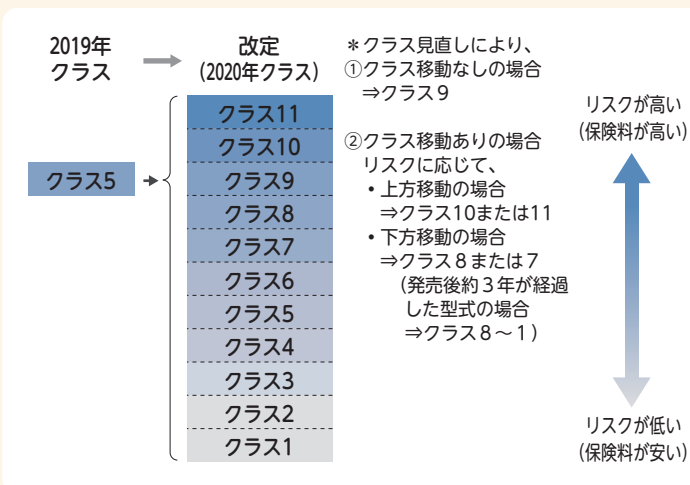


上図のとおり、改定後における保険料の最も安いクラスと最も高いクラスの保険料率の較差（約4.3倍）は、現行と変わりません。

今般の自動車保険参考純率の改定によりクラスを細分化することに伴い、毎年1月に行う「クラス見直し」(2 ④ (4) ③memo (P56)) について、リスクが低い場合には、その度合いにより「-2」または「-1」（現行は「-1」のみ）、リスクが高い場合には、その度合いにより「+2」または「+1」（現行は「+1」のみ）、クラスを移動することとします。

ただし、より早期にリスクに見合った保険料とするため、発売後約3年が経過した型式においては、リスクが低い場合にはその度合いにより「-2」よりも大きく（「-3」、「-4」など）クラスを移動することとします。

図50 改定後におけるクラス見直しイメージ（2019年クラスがクラス5の場合）

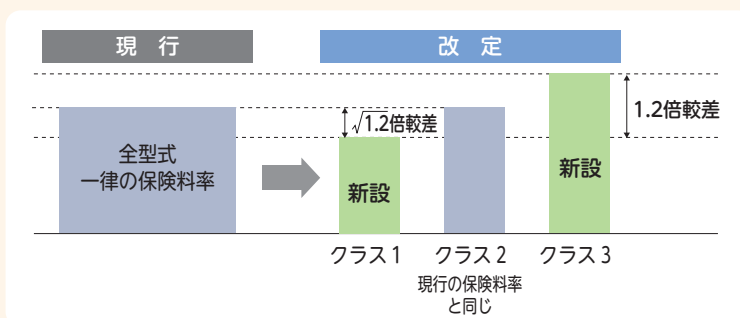


(2) 自家用軽四輪乗用車について、補償内容（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険、車両保険）ごとに「型式別料率クラス」を導入し、区分の数はクラス1～3の3段階とします。
また、あわせて、衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の装着車に対する保険料割引（9％割引）の適用対象を、「全型式」から「発売後約3年以内の型式」のみに変更します。

自家用軽四輪乗用車に「型式別料率クラス」を導入することに伴い、これまで型式によらず一律であった保険料率が、ご契約のお車の型式によって異なることとなります。

なお、今般の改定では、自家用軽四輪乗用車について「型式別料率クラス」導入に伴う保険料の急激な上昇を抑える観点から、区分の数はクラス1～3の3段階としています。2020年以降、自家用軽四輪乗用車における制度導入後の保険実績を確認したうえで、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させる観点から、クラス数の拡大について検討する予定です。

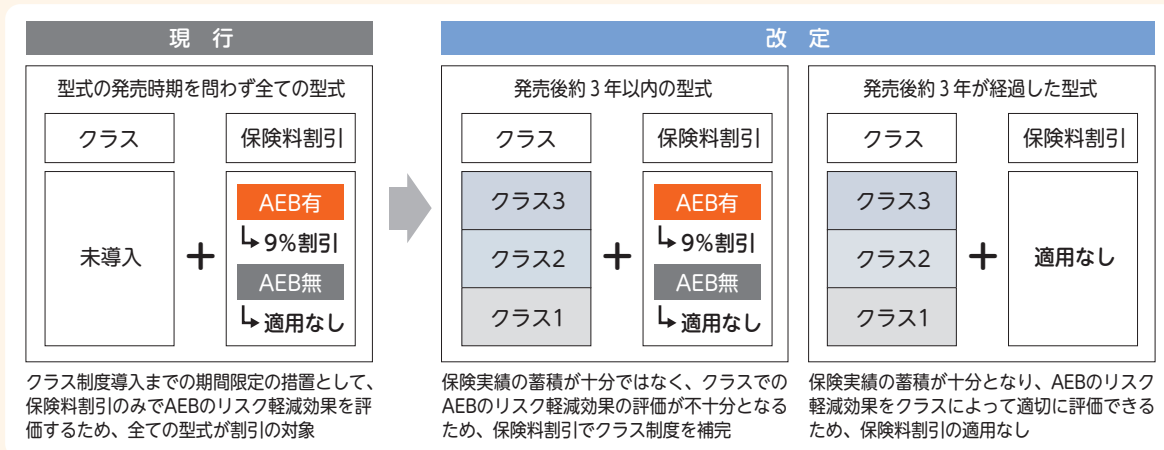
図51 現行クラスと改定後クラスの保険料率の較差（自家用軽四輪乗用車）



<クラス制度導入に伴う AEB 装着車に対する保険料割引の適用対象変更>

「型式別料率クラス」導入後は、保険実績の蓄積が十分な型式（発売後約3年が経過した型式）における AEB によるリスク軽減効果は、「型式別料率クラス」により評価することとなります。このため、AEB 装着車に対する保険料割引（9％割引）の適用対象を、現行の「型式の発売時期を問わず全ての型式（全型式）」から、自家用普通・小型乗用車と同じ「発売後約3年以内の型式」に変更します。

図52 クラス制度とAEB装着車に対する保険料割引の関係のイメージ（自家用軽四輪乗用車）



※2020年1月1日以降の自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」は、2019年11月頃、下記サイトにおいて検索可能となります。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/

今回の届出の詳細については、「自動車保険参考純率改定のご案内」をご参照ください。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/201809_announcement.html

第Ⅳ部

くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	86
第2表	自賠責保険車種別収支〈2017年度〉	88
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2017年度〉	90
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	92
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2018年3月末〉	93
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	94
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2017年度〉	95
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2017年度〉	96
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2017年度〉	97
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2017年度〉	98
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2017年度〉	99
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2017年度〉	100

2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2017年度〉	102
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2017年度〉	106
第15表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2017年度〉	108
第16表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2017年度〉	110
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2017年度〉	112
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2018年3月末〉	114
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2018年3月末〉	116
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	118
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2017年度〉	120
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2017年度〉	122
第23表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2017年度〉	124
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2017年度〉	126
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2017年度〉	128
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2017年度〉	130
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2017年度〉	132

3 関連情報

I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	134
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2017年度〉	136
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	138
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2018年3月末〉	139

II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	140
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2017年〉	141
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	142
第35表	年齢層別死者数の推移	142
第36表	状態別死者数の推移	143
第37表	警察統計の死者数の推移	143
第38表	車種別道路交通法違反取締件数〈2017年〉	144
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	144
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	145
第41表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	146
第42表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	147

III 自動車保有登録関係

第43表	車種別自動車保有車両数の推移	148
第44表	都道府県別自動車保有車両数〈2018年3月末〉	150
第45表	新車登録台数の推移	151
第46表	車種別平均使用年数の推移	151

IV 法令関係

第47表	後遺障害等級表	152
------	---------	-----

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1986	30,282,341 (6.2)	1,041,638,176 (12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927 (1.4)	1,051,432,091 (0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988 (6.8)	1,138,721,651 (8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548 (0.4)	1,173,345,534 (3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028 (4.5)	1,217,597,602 (3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 (1.8)	1,047,243,538 (2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675 (0.2)	975,407,360 (△6.9)	3,481	84,175,617

※1 1986年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	1970	
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	1975	
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	1980	
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	1985	
856,763	555,814,863	866,649 (1.2)	747,875,075 (2.3)	1986	
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	1987	
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	1988	
883,751	508,980,082	894,388 (4.4)	718,141,654 (1.6)	1989	
895,170	523,568,377	906,227 (1.3)	742,913,545 (3.4)	1990	
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)	1991	
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)	1992	
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)	1993	
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)	1994	
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)	1995	
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)	1996	
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)	1997	
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)	1998	
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)	1999	
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)	2000	
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)	2001	
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)	2002	
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (△0.0)	2003	
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	2004	
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	2005	
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	2006	
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)	2007	
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	2008	
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	2009	
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)	2010	
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)	2011	
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)	2012	
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)	2013	
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)	2014	
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△0.2)	2015	
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)	2016	
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)	2017	

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2017年度〉

	車種		契 約		支	
			台数	保 險 料	死 亡	
					件数	保 險 金
1	乗 合 自 動 車		台 226,328	千円 7,619,284	件 38	千円 792,513
2	乗用自動車	営業用	233,118	22,300,606	75	1,808,676
3		自家用	17,301,736	455,634,094	1,375	33,625,806
4	普通貨物	営業用	1,004,805	38,379,955	364	8,951,236
5	自 動 車	自家用	1,265,445	34,488,684	136	3,379,396
6	小型貨物	営業用	66,034	1,672,722	17	376,127
7	自 動 車	自家用	2,764,356	50,279,962	232	5,760,093
8	小型二輪および軽自動車		13,583,410	331,057,970	1,133	26,931,580
9	特殊および緊急自動車		382,353	3,626,776	13	394,152
10	商 品 自 動 車		71,626	938,525	4	69,670
11	特種用途自動車		355,667	7,305,766	34	864,224
12	被けん引自動車		195,544	977,205	0	0
13	原動機付自転車		1,866,253	21,125,813	60	1,222,143
14	合 計		39,316,675	975,407,360	3,481	84,175,617

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
7,992	4,604,997	8,030	5,397,510	1
30,461	18,222,297	30,536	20,030,972	2
550,799	323,504,928	552,174	357,130,735	3
30,804	24,042,987	31,168	32,994,223	4
19,228	12,908,079	19,364	16,287,475	5
2,012	1,540,389	2,029	1,916,517	6
56,669	35,984,537	56,901	41,744,629	7
394,641	228,922,994	395,774	255,854,573	8
1,745	1,446,101	1,758	1,840,253	9
324	212,220	328	281,890	10
5,468	3,922,781	5,502	4,787,005	11
0	1,200	0	1,200	12
18,968	11,461,200	19,028	12,683,343	13
1,119,111	666,774,709	1,122,592	750,950,326	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2017年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	1,735,292	43,674,112	40,182	26,215,539
青 森	483,806	12,267,196	7,505	5,381,324
岩 手	455,679	11,539,648	6,677	4,305,206
宮 城	818,081	20,548,758	20,464	13,515,058
秋 田	305,279	7,785,595	4,932	3,025,550
山 形	409,301	10,336,694	8,487	4,897,164
福 島	731,514	18,400,141	17,079	9,740,955
茨 城	1,250,353	31,352,894	35,209	24,771,791
栃 木	823,481	20,700,797	23,528	16,653,227
群 馬	828,855	20,958,955	27,652	19,971,170
埼 玉	2,074,715	51,738,588	61,371	43,601,576
千 葉	1,815,549	45,135,481	53,533	39,392,458
東 京	2,310,697	58,269,183	71,287	49,874,759
神 奈 川	2,145,954	51,873,499	57,939	41,391,944
新 潟	878,091	22,081,348	16,586	9,245,753
富 山	433,025	10,958,415	10,738	6,074,294
石 川	436,207	11,100,991	11,382	6,305,614
福 井	311,022	7,896,271	8,945	4,899,753
山 梨	319,080	7,981,554	8,802	6,367,657
長 野	845,846	21,402,957	17,184	10,553,630
岐 阜	814,173	20,439,084	24,171	15,253,158
静 岡	1,448,480	35,998,588	42,546	29,260,329
愛 知	2,606,264	66,111,058	77,945	49,123,448
三 重	715,342	17,978,252	19,783	13,438,919

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	483,140	12,189,947	14,086	8,811,590
京 都	732,955	18,136,219	22,877	16,037,341
大 阪	2,089,292	51,096,670	72,107	51,016,480
兵 庫	1,530,348	37,842,494	47,015	33,567,360
奈 良	404,824	10,083,666	12,954	8,320,483
和 歌 山	362,095	8,860,496	10,751	7,684,102
鳥 取	212,453	5,426,389	4,835	2,500,713
島 根	193,033	4,958,208	3,667	1,847,655
岡 山	738,627	18,682,492	25,619	15,526,070
広 島	935,342	23,412,879	26,740	16,598,219
山 口	483,254	12,275,278	12,863	7,852,500
徳 島	295,957	7,397,538	9,564	5,566,232
香 川	369,474	9,241,196	13,951	8,914,701
愛 媛	480,970	11,787,101	15,064	10,895,873
高 知	224,642	5,555,498	5,256	3,415,303
福 岡	1,623,805	40,755,986	63,286	44,514,439
佐 賀	287,617	7,278,831	10,188	6,707,929
長 崎	395,337	9,845,168	11,478	7,739,137
熊 本	650,319	16,214,099	21,376	12,607,682
大 分	399,132	10,048,207	11,349	7,060,066
宮 崎	339,005	8,621,017	9,976	6,529,762
鹿 児 島	486,933	12,200,759	11,338	7,165,430
沖 縄	478,706	5,903,775	11,192	5,924,366
離 島	123,329	1,063,390	1,133	886,616
合 計	39,316,675	975,407,360	1,122,592	750,950,326

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。

※2 1970年度は、沖縄県を含みません。

※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。

※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2018年3月末〉

都 道 府 県	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
北海道	44,179	5,928	50,107
	20,303	8,497	28,800
	24,329	12,839	37,168
	63,240	8,368	71,608
	9,933	6,480	16,413
	17,461	9,054	26,515
福島県	34,664	11,668	46,332
	75,875	8,351	84,226
	46,856	10,603	57,459
	44,238	9,380	53,618
	262,544	25,097	287,641
	220,740	11,348	232,088
東京都	435,703	10,777	446,480
	527,802	27,483	555,285
	49,181	16,967	66,148
	13,468	3,265	16,733
	18,771	3,562	22,333
	10,978	2,557	13,535
山梨県	31,171	17,764	48,935
	45,026	23,289	68,315
	37,729	8,372	46,101
	180,357	31,482	211,839
	192,539	40,211	232,750
	64,606	16,937	81,543
滋賀県	51,321	15,166	66,487
	244,874	12,504	257,378
	600,987	18,038	619,025
	315,928	29,453	345,381
	86,865	27,610	114,475
	101,182	35,393	136,575
鳥取県	10,079	2,893	12,972
	12,280	9,996	22,276
	80,655	20,736	101,391
	185,781	30,091	215,872
	42,572	15,459	58,031
	37,600	8,667	46,267
香川県	49,768	12,192	61,960
	115,778	31,008	146,786
	46,746	19,212	65,958
	197,659	25,349	223,008
	21,221	8,620	29,841
	69,963	12,039	82,002
熊本市	90,778	17,005	107,783
	41,943	15,632	57,575
	28,775	16,069	44,844
	59,608	25,433	85,041
	99,496	17,366	116,862
	39,328	31,070	70,398
合 計	5,102,880	787,280	5,890,160

※1 自賠責共済は、ＪＡ共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

※2 付保台数および加入台数は、2018年3月末現在の有効契約台数です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	47,378	100	45,989	97	43,653	92	44,115	93	44,883	95
青森	9,163	100	8,431	92	8,084	88	8,094	88	7,836	86
岩手	7,528	100	7,192	96	6,996	93	6,578	87	6,853	91
宮城	28,202	100	26,850	95	26,438	94	25,471	90	25,811	92
秋田	5,196	100	5,118	98	5,048	97	4,841	93	5,383	104
山形	9,694	100	9,096	94	8,696	90	8,957	92	9,037	93
福島	18,643	100	18,301	98	17,969	96	17,616	94	18,012	97
茨城	36,993	100	36,072	98	37,259	101	35,074	95	34,719	94
栃木	24,607	100	24,813	101	24,398	99	25,249	103	25,759	105
群馬	30,598	100	29,438	96	30,143	99	30,684	100	31,853	104
埼玉	58,453	100	57,284	98	58,968	101	57,076	98	57,493	98
千葉	53,972	100	52,551	97	53,058	98	51,032	95	49,998	93
東京	150,776	100	154,995	103	157,732	105	159,664	106	163,891	109
神奈川	70,412	100	67,640	96	63,175	90	60,786	86	58,817	84
新潟	19,391	100	18,347	95	18,029	93	17,528	90	17,713	91
富山	11,920	100	11,264	94	10,974	92	10,399	87	10,516	88
石川	12,388	100	12,009	97	13,011	105	12,606	102	12,718	103
福井	9,921	100	9,646	97	9,518	96	8,805	89	8,995	91
山梨	10,432	100	9,990	96	9,997	96	9,694	93	10,135	97
長野	18,592	100	18,065	97	17,985	97	17,896	96	18,294	98
岐阜	24,507	100	24,140	99	24,530	100	24,404	100	24,096	98
静岡	47,385	100	46,123	97	45,629	96	45,168	95	44,495	94
愛知	94,127	100	93,341	99	94,548	100	92,795	99	91,319	97
三重	20,780	100	20,562	99	21,325	103	20,595	99	20,739	100
滋賀	14,337	100	14,042	98	14,306	100	13,436	94	13,701	96
京都	26,794	100	25,696	96	26,263	98	25,778	96	24,878	93
大阪	107,558	100	105,514	98	107,978	100	109,183	102	110,553	103
兵庫	48,691	100	49,170	101	49,390	101	47,733	98	47,694	98
奈良	13,169	100	13,135	100	13,087	99	12,512	95	13,177	100
和歌山	12,758	100	12,775	100	12,205	96	11,997	94	11,868	93
鳥取	5,123	100	4,649	91	4,688	92	4,959	97	5,013	98
島根	4,403	100	4,435	101	4,075	93	4,091	93	3,809	87
岡山	28,285	100	28,122	99	28,897	102	27,735	98	27,020	96
広島	32,975	100	31,746	96	31,786	96	31,632	96	30,136	91
山口	14,418	100	13,868	96	13,958	97	13,068	91	13,073	91
徳島	11,123	100	10,653	96	10,415	94	10,397	93	9,985	90
香川	16,171	100	16,216	100	15,083	93	15,705	97	15,151	94
愛媛	17,299	100	17,227	100	16,472	95	16,579	96	16,314	94
高知	6,294	100	6,130	97	6,169	98	6,256	99	5,788	92
福岡	78,923	100	78,120	99	79,301	100	78,147	99	76,121	96
佐賀	10,192	100	9,693	95	9,785	96	9,179	90	9,376	92
長崎	12,482	100	11,480	92	11,739	94	13,258	106	12,513	100
熊本	20,994	100	20,710	99	20,408	97	20,045	95	21,028	100
大分	11,187	100	11,244	101	11,207	100	11,199	100	11,505	103
宮崎	12,147	100	11,312	93	11,227	92	10,913	90	10,381	85
鹿児島	13,859	100	13,220	95	12,585	91	12,267	89	11,870	86
沖縄	10,371	100	10,457	101	9,929	96	10,673	103	11,307	109
合計	1,350,611	100	1,326,871	98	1,328,116	98	1,311,869	97	1,311,626	97

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2013年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2017年度）

都道府県	総診療費 千円	件数 件	平均診療費		診療 期間 日	診療 実日数 日
			円	指数		
北海道	9,189,427	41,931	219,156	91	65.5	16.6
青森	1,893,286	7,814	242,294	101	59.4	16.7
岩手	1,581,773	7,252	218,115	91	51.0	12.0
宮城	4,896,425	21,468	228,080	95	72.8	18.5
秋田	1,028,645	5,520	186,349	77	53.9	13.3
山形	1,954,725	9,224	211,917	88	61.5	16.7
福島	3,481,744	18,872	184,493	77	53.6	14.7
茨城	8,320,183	35,695	233,091	97	75.5	20.7
栃木	5,734,320	25,511	224,778	93	67.5	18.7
群馬	7,261,821	30,236	240,171	100	72.5	23.8
埼玉	14,066,572	61,568	228,472	95	70.5	18.3
千葉	13,565,781	54,219	250,203	104	72.8	19.3
東京	17,464,471	72,765	240,012	100	72.5	17.6
神奈川	15,509,460	57,787	268,390	111	78.0	19.6
新潟	3,568,928	17,252	206,870	86	57.6	14.6
富山	1,990,507	11,345	175,452	73	42.7	10.8
石川	2,043,676	11,673	175,077	73	44.0	11.9
福井	1,820,222	9,509	191,421	80	45.7	12.7
山梨	2,742,661	10,599	258,766	107	74.8	22.6
長野	3,420,801	18,527	184,639	77	55.4	13.3
岐阜	5,277,948	23,941	220,456	92	63.3	18.5
静岡	11,721,418	45,021	260,354	108	76.3	21.6
愛知	19,035,552	79,671	238,927	99	69.1	19.4
三重	5,590,344	21,390	261,353	109	74.8	22.5
滋賀	3,323,331	15,848	209,700	87	64.6	17.7
京都	5,734,245	23,380	245,263	102	74.5	19.1
大阪	19,275,542	71,384	270,026	112	76.1	21.2
兵庫	13,909,630	49,381	281,680	117	76.3	23.0
奈良	3,083,221	13,157	234,341	97	71.0	18.8
和歌山	2,930,038	11,500	254,786	106	73.1	21.6
鳥取	892,083	4,865	183,368	76	53.1	13.8
島根	711,163	3,745	189,897	79	44.4	11.2
岡山	5,872,673	26,568	221,043	92	67.6	20.5
広島	6,519,674	26,848	242,836	101	65.9	20.6
山口	2,960,371	13,026	227,266	94	57.2	19.5
徳島	2,138,764	9,721	220,015	91	55.5	16.4
香川	3,404,445	14,569	233,677	97	64.6	21.4
愛媛	4,426,900	15,559	284,523	118	70.3	23.0
高知	1,501,318	5,267	285,042	118	56.0	16.6
福岡	17,104,724	64,185	266,491	111	67.6	23.6
佐賀	2,941,716	11,140	264,068	110	62.4	23.2
長崎	2,974,831	11,254	264,335	110	70.9	21.8
熊本	5,046,875	22,609	223,224	93	57.4	18.9
大分	2,603,045	11,391	228,518	95	57.9	17.9
宮崎	2,673,009	10,154	263,247	109	68.8	26.3
鹿児島	3,172,748	11,991	264,594	110	59.1	19.6
沖縄	2,441,300	11,596	210,530	87	59.6	12.8
合計	278,802,337	1,157,928	240,777	100	68.4	19.4

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が医療機関に受診した場合を1件として集計しています。

従って、同一年度内に複数の医療機関に受診した場合でも1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2017年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽 度	2 中 等 度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭 顔 部	151,651 (76.7)	11,356 (5.7)	12,827 (6.5)	1,026 (0.5)	4,790 (2.4)	13 (0.0)	16,038 (8.1)	197,701 (100.0)
頸 部	727,091 (96.9)	0 (0.0)	1,848 (0.2)	0 (0.0)	1,460 (0.2)	29 (0.0)	19,546 (2.6)	749,974 (100.0)
腰 背 部	409,940 (94.3)	8,205 (1.9)	0 (0.0)	97 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16,380 (3.8)	434,622 (100.0)
胸 部	108,775 (86.4)	7,119 (5.7)	3,105 (2.5)	583 (0.5)	2,760 (2.2)	0 (0.0)	3,614 (2.9)	125,956 (100.0)
腹 部	28,449 (64.7)	7,713 (17.5)	45 (0.1)	839 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	6,930 (15.8)	43,976 (100.0)
上 肢	323,790 (74.0)	86,959 (19.9)	2,179 (0.5)	21 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	24,487 (5.6)	437,436 (100.0)
下 肢	327,089 (79.9)	66,402 (16.2)	3,261 (0.8)	96 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12,301 (3.0)	409,149 (100.0)
全 身	21,329 (69.2)	0 (0.0)	111 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	43 (0.1)	9,348 (30.3)	30,831 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	54,756 (100.0)	54,756 (100.0)
合 計	2,098,114 (84.5)	187,754 (7.6)	23,376 (0.9)	2,662 (0.1)	9,010 (0.4)	85 (0.0)	163,400 (6.6)	2,484,401 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに、該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています。（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています）
- ※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
- ※6 （ ）内は各受傷部位における傷害度別の構成比（％）を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2017年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互							車両単独	その他	合 計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
頭 顔 部	38,702 (3.3)	2,782 (0.2)	6,268 (0.5)	26,051 (2.2)	2,808 (0.2)	31,025 (2.7)	8,675 (0.7)	77,609 (6.7)	5,421 (0.5)	924 (0.1)	122,656 (10.6)
頸 部	20,777 (1.8)	9,067 (0.8)	21,253 (1.8)	102,045 (8.8)	23,521 (2.0)	351,089 (30.3)	64,405 (5.6)	571,380 (49.3)	7,630 (0.7)	3,586 (0.3)	603,373 (52.1)
腰 背 部	20,635 (1.8)	1,328 (0.1)	3,687 (0.3)	14,652 (1.3)	3,317 (0.3)	28,618 (2.5)	8,659 (0.7)	60,261 (5.2)	1,923 (0.2)	471 (0.0)	83,290 (7.2)
胸 部	9,223 (0.8)	2,652 (0.2)	4,397 (0.4)	15,280 (1.3)	1,163 (0.1)	5,034 (0.4)	4,544 (0.4)	33,070 (2.9)	2,390 (0.2)	567 (0.0)	45,250 (3.9)
腹 部	4,634 (0.4)	449 (0.0)	880 (0.1)	2,446 (0.2)	277 (0.0)	1,126 (0.1)	957 (0.1)	6,135 (0.5)	395 (0.0)	154 (0.0)	11,318 (1.0)
上 肢	51,516 (4.4)	2,423 (0.2)	9,801 (0.8)	26,946 (2.3)	6,054 (0.5)	23,264 (2.0)	16,236 (1.4)	84,724 (7.3)	3,166 (0.3)	1,163 (0.1)	140,569 (12.1)
下 肢	54,077 (4.7)	2,012 (0.2)	7,086 (0.6)	16,302 (1.4)	3,100 (0.3)	10,053 (0.9)	9,540 (0.8)	48,093 (4.2)	2,275 (0.2)	786 (0.1)	105,231 (9.1)
全 身	1,554 (0.1)	336 (0.0)	633 (0.1)	2,902 (0.3)	461 (0.0)	4,273 (0.4)	1,499 (0.1)	10,104 (0.9)	356 (0.0)	79 (0.0)	12,093 (1.0)
そ の 他	2,530 (0.2)	720 (0.1)	1,357 (0.1)	7,137 (0.6)	1,443 (0.1)	16,514 (1.4)	3,887 (0.3)	31,058 (2.7)	1,206 (0.1)	183 (0.0)	34,977 (3.0)
合 計	203,648 (17.6)	21,769 (1.9)	55,362 (4.8)	213,761 (18.4)	42,144 (3.6)	470,996 (40.6)	118,402 (10.2)	922,434 (79.6)	24,762 (2.1)	7,913 (0.7)	1,158,757 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。

※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。

※4 () 内は構成比 (%) を示します。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2017年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	379,576 (40.6)	28,412 (22.4)	2,128 (16.5)	246 (16.3)	1,102 (15.1)	14 (18.2)	37,595 (71.8)	449,073 (39.5)
31～60日	118,598 (12.7)	16,730 (13.2)	1,610 (12.5)	216 (14.3)	979 (13.4)	10 (13.0)	3,520 (6.7)	141,663 (12.5)
61～90日	100,250 (10.7)	15,969 (12.6)	1,348 (10.5)	181 (12.0)	851 (11.6)	7 (9.1)	2,596 (5.0)	121,202 (10.7)
91～120日	106,109 (11.3)	17,461 (13.8)	1,315 (10.2)	165 (10.9)	761 (10.4)	5 (6.5)	2,438 (4.7)	128,254 (11.3)
121～150日	72,761 (7.8)	12,380 (9.8)	1,016 (7.9)	117 (7.8)	602 (8.2)	16 (20.8)	1,702 (3.3)	88,594 (7.8)
151～180日	56,654 (6.1)	10,261 (8.1)	892 (6.9)	94 (6.2)	546 (7.5)	5 (6.5)	1,326 (2.5)	69,778 (6.1)
181～360日	93,639 (10.0)	21,422 (16.9)	3,208 (24.9)	345 (22.9)	1,815 (24.8)	17 (22.1)	2,577 (4.9)	123,023 (10.8)
361日以上	7,841 (0.8)	4,256 (3.4)	1,382 (10.7)	145 (9.6)	651 (8.9)	3 (3.9)	605 (1.2)	14,883 (1.3)
計	935,428 (100.0)	126,891 (100.0)	12,899 (100.0)	1,509 (100.0)	7,307 (100.0)	77 (100.0)	52,359 (100.0)	1,136,470 (100.0)
不 明	14,704	4,698	1,181	170	686	7	841	22,287
合 計	950,132	131,589	14,080	1,679	7,993	84	53,200	1,158,757

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
- ※3 () 内は診療期間別の構成比（％）を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2017年度）

都道府県	総施術費 千円	件数 件	平均施術費		施術 期間 日	施術 実日数 日
			円	指数		
北海道	3,316,741	10,554	314,264	114	105.4	51.0
青森	194,540	811	239,877	87	87.8	41.9
岩手	241,946	945	256,028	93	102.3	44.3
宮城	1,595,535	5,117	311,811	113	120.1	52.4
秋田	155,650	667	233,358	84	96.0	42.1
山形	348,013	1,368	254,395	92	102.3	44.9
福島	1,136,686	4,290	264,962	96	94.5	45.8
茨城	2,673,514	9,069	294,797	107	113.1	54.1
栃木	2,140,026	7,026	304,587	110	109.4	52.0
群馬	2,575,850	8,641	298,096	108	108.0	53.1
埼玉	5,233,457	17,344	301,744	109	109.4	52.8
千葉	4,279,801	14,088	303,791	110	112.1	55.0
東京	5,649,457	18,692	302,239	109	110.8	51.9
神奈川	3,259,241	11,668	279,332	101	110.3	49.7
新潟	535,158	2,246	238,271	86	101.7	39.5
富山	701,575	2,797	250,831	91	91.0	44.2
石川	560,829	2,536	221,147	80	85.4	40.4
福井	340,523	1,573	216,480	78	88.8	37.6
山梨	505,941	2,021	250,342	91	109.2	46.3
長野	1,098,258	4,370	251,318	91	101.3	47.5
岐阜	1,289,113	4,837	266,511	97	102.5	44.3
静岡	2,585,279	9,468	273,054	99	105.4	48.7
愛知	3,538,611	13,758	257,204	93	105.1	44.1
三重	722,204	2,621	275,545	100	112.3	44.1
滋賀	679,500	2,815	241,385	87	104.0	41.7
京都	1,497,551	5,385	278,097	101	109.9	47.9
大阪	3,632,739	13,563	267,842	97	102.6	46.5
兵庫	2,170,002	8,632	251,390	91	103.3	43.8
奈良	499,708	2,148	232,639	84	102.8	41.4
和歌山	702,804	2,637	266,516	97	107.4	48.4
鳥取	69,046	336	205,493	74	96.9	36.4
島根	28,907	175	165,184	60	83.5	31.0
岡山	953,606	4,236	225,119	82	98.5	40.9
広島	899,980	3,866	232,793	84	98.1	42.9
山口	316,798	1,396	226,933	82	89.8	39.3
徳島	711,608	2,723	261,332	95	99.3	46.6
香川	749,487	3,056	245,251	89	102.6	45.5
愛媛	391,608	1,717	228,077	83	102.8	40.9
高知	139,856	648	215,828	78	88.2	38.7
福岡	5,172,173	17,863	289,547	105	103.3	51.5
佐賀	705,667	2,432	290,159	105	96.6	49.3
長崎	638,981	2,478	257,862	93	101.1	44.9
熊本	963,614	4,031	239,051	87	92.5	40.7
大分	561,508	2,285	245,736	89	95.4	44.1
宮崎	368,341	1,465	251,427	91	97.2	45.7
鹿児島	381,375	1,695	225,000	81	90.4	40.7
沖縄	436,812	1,787	244,439	89	98.3	42.4
合 計	67,349,616	243,876	276,163	100	105.2	48.4

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が施術所に通所した場合を1件として集計しています。
従って、同一年度内に複数の施術所に通所した場合でも1件として集計しています。

※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2017年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	14	3	17	滋賀	8	1	9
青森	2	0	2	京都	37	10	47
岩手	0	1	1	大阪	91	34	125
宮城	5	3	8	兵庫	73	22	95
秋田	1	0	1	奈良	11	2	13
山形	1	1	2	和歌山	4	1	5
福島	6	2	8	鳥取	3	0	3
茨城	23	7	30	島根	0	0	0
栃木	6	4	10	岡山	0	3	3
群馬	15	3	18	広島	12	2	14
埼玉	82	6	88	山口	2	2	4
千葉	58	10	68	徳島	0	0	0
東京	76	22	98	香川	5	4	9
神奈川	74	20	94	愛媛	2	2	4
新潟	2	1	3	高知	1	1	2
富山	0	0	0	福岡	45	11	56
石川	3	0	3	佐賀	3	2	5
福井	0	1	1	長崎	4	2	6
山梨	6	5	11	熊本	6	2	8
長野	7	4	11	大分	2	1	3
岐阜	4	1	5	宮崎	1	1	2
静岡	8	6	14	鹿児島	8	3	11
愛知	44	19	63	沖縄	6	1	7
三重	4	3	7	合計	765	229	994

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2017年度〉 その1

	用 途 ・ 車 種		補 償 種 目 合 計			
			契 約		支 払	
			台 数	保険料	件 数	保険金
			台	千円	件	千円
1	自家用乗用車	普 通	16,275,415	1,219,016,843	1,499,116	562,131,008
2		小 型	16,749,970	990,902,436	1,449,161	466,072,072
3	営 業 用 乗 用 車		191,106	22,478,716	30,407	13,933,887
4	軽四輪自動車	乗 用 車	18,322,485	898,854,772	1,420,260	454,377,398
5		貨 物 車	5,005,901	206,332,829	291,343	99,881,967
6	自家用貨物車	普 通	1,106,995	89,240,282	98,409	44,061,892
7		小 型	2,501,944	160,773,470	244,795	87,031,001
8	営業用貨物車	普 通	885,799	121,088,139	104,906	68,943,455
9		小 型	57,938	4,034,623	5,389	2,561,257
10	バ ス	自 家 用	89,384	4,876,610	8,961	2,664,651
11		営 業 用	114,400	10,704,724	15,362	7,322,979
12	二 輪 車		1,770,835	50,211,917	50,013	24,299,880
13	原 動 機 付 自 転 車		1,055,507	16,795,487	40,641	12,117,280
14	ダ ン プ カ ー		456,972	40,603,076	35,090	20,948,716
15	特 種 用 途 自 動 車		295,455	12,920,038	17,569	6,650,754
16	工 作 車		593,652	21,401,540	20,660	11,927,647
17	小 計		65,473,758	3,870,235,502	5,332,082	1,884,925,844
18	レ ン タ カ ー		1,127,312	55,447,842	76,994	24,880,890
19	合 計		66,601,070	3,925,683,344	5,409,076	1,909,806,734
20	運 転 者 賠 償		22,698	440,460	824	300,691
21	販売用・修理工場等受託車		0	22,060,812	54,556	9,826,583
22	そ の 他		1,543,101	11,814,801	15,874	4,795,981
23	総 合 計		68,166,869	3,959,999,417	5,480,330	1,924,729,989

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対 人 賠 償			対 物 賠 償			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保険金		件 数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,255,838	94,538	83,114,246	16,248,043	521,277	161,349,009	1
16,731,053	108,497	92,324,047	16,720,846	590,989	169,605,187	2
175,421	9,639	8,552,338	186,128	16,488	4,208,132	3
18,308,959	107,231	83,890,001	18,297,277	590,416	169,795,422	4
5,002,026	28,231	24,207,247	4,982,952	148,843	44,143,168	5
1,104,627	7,366	8,021,216	1,100,962	60,726	23,443,183	6
2,500,665	21,688	20,558,104	2,495,555	107,519	36,555,078	7
853,672	11,464	17,962,911	860,545	75,023	37,337,247	8
56,220	810	944,697	56,997	3,242	1,189,763	9
89,198	421	443,297	88,542	3,238	855,981	10
114,345	2,378	2,429,921	113,812	6,814	2,097,151	11
1,752,662	6,756	6,072,687	1,758,231	17,564	4,356,998	12
1,050,467	5,603	3,791,870	1,044,469	19,873	3,155,065	13
454,994	3,366	4,542,971	453,280	22,702	10,704,571	14
293,143	1,162	1,156,057	292,488	8,879	2,914,199	15
576,336	941	2,029,330	550,275	16,484	6,754,429	16
65,319,626	410,091	360,040,940	65,250,402	2,210,077	678,464,583	17
1,123,576	7,338	5,603,128	1,124,270	45,280	12,483,371	18
66,443,202	417,429	365,644,068	66,374,672	2,255,357	690,947,954	19
22,658	145	107,521	22,158	521	159,238	20
0	989	933,007	0	6,215	1,886,688	21
1,535,578	1,321	1,094,196	1,488,712	6,258	1,771,754	22
68,001,438	419,884	367,778,792	67,885,542	2,268,351	694,765,634	23

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2017年度〉 その2

	用 途 ・ 車 種		搭 乗 者 傷 害		
			契約台数	支 払	
				件 数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普 通	5,987,343	69,161	9,069,155
2		小 型	5,808,058	73,641	9,488,493
3	営 業 用 乗 用 車		28,081	986	208,009
4	軽四輪自動車	乗 用 車	5,823,254	84,865	10,998,381
5		貨 物 車	1,607,242	12,466	2,350,063
6	自家用貨物車	普 通	378,719	1,766	372,917
7		小 型	856,367	7,571	1,356,971
8	営業用貨物車	普 通	144,281	591	243,860
9		小 型	12,520	72	15,705
10	バ ス	自 家 用	45,470	616	53,912
11		営 業 用	32,366	487	75,436
12	二 輪 車		1,083,821	17,327	4,413,137
13	原 動 機 付 自 転 車		525,512	10,843	2,234,796
14	ダ ン プ カ ー		170,687	782	183,585
15	特 種 用 途 自 動 車		94,215	487	99,977
16	工 作 車		184,645	128	55,703
17	小 計		22,782,581	281,789	41,220,100
18	レ ン タ カ ー		301,306	912	275,012
19	合 計		23,083,887	282,701	41,495,112
20	運 転 者 賠 償		14,714	137	26,024
21	販売用・修理工場等受託車		0	169	22,783
22	そ の 他		318,160	334	51,047
23	総 合 計		23,416,761	283,341	41,594,966

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 身 傷 害			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保険金		件 数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
15,959,188	70,840	33,822,133	11,942,275	743,300	274,776,465	1
16,284,216	79,876	38,834,523	10,664,935	596,158	155,819,822	2
46,888	369	238,202	22,623	2,925	727,206	3
17,863,636	105,848	48,580,850	10,985,554	531,900	141,112,744	4
4,386,680	15,537	12,329,163	1,631,358	86,266	16,852,326	5
947,182	2,147	2,133,379	469,135	26,404	10,091,197	6
2,186,775	7,762	5,174,605	1,227,823	100,255	23,386,243	7
368,092	735	1,673,726	250,365	17,093	11,725,711	8
32,642	81	44,460	15,838	1,184	366,632	9
73,163	107	49,594	55,833	4,579	1,261,867	10
46,916	95	72,930	51,883	5,588	2,647,541	11
525,012	7,132	8,681,545	54,078	1,234	775,513	12
233,984	3,063	2,794,321	24,506	1,259	141,228	13
390,658	944	1,319,874	146,384	7,296	4,197,715	14
208,860	457	315,733	127,105	6,584	2,164,788	15
335,954	153	376,846	103,363	2,954	2,711,339	16
59,889,846	295,146	156,441,884	37,773,058	2,134,979	648,758,337	17
831,949	2,077	1,136,704	496,491	21,387	5,382,675	18
60,721,795	297,223	157,578,588	38,269,549	2,156,366	654,141,012	19
4,812	21	7,908	0	0	0	20
0	0	0	0	47,183	6,984,105	21
128,294	97	26,081	362,121	7,864	1,852,903	22
60,854,901	297,341	157,612,577	38,631,670	2,211,413	662,978,020	23

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2017年度〉

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,255,838	452	6,610,907
2		小型	16,731,053	574	6,796,287
3	営業用乗用車		175,421	48	675,773
4	軽四輪自動車	乗用車	18,308,959	587	6,203,783
5		貨物車	5,002,026	201	2,165,103
6	自家用貨物車	普通	1,104,627	88	1,144,623
7		小型	2,500,665	166	2,171,816
8	営業用貨物車	普通	853,672	199	3,440,423
9		小型	56,220	18	181,979
10	バ ス	自家用	89,198	7	34,269
11		営業用	114,345	24	275,316
12	二 輪 車		1,752,662	84	1,314,657
13	原 動 機 付 自 転 車		1,050,467	35	386,217
14	ダ ン プ カ ー		454,994	60	849,423
15	特 種 用 途 自 動 車		293,143	10	126,078
16	工 作 車		576,336	19	264,680
17	小 計		65,319,626	2,572	32,641,334
18	レ ン タ カ ー		1,123,576	20	272,740
19	合 計		66,443,202	2,592	32,914,074

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
94,086	76,503,350	94,538	83,114,257	1
107,923	85,527,771	108,497	92,324,058	2
9,591	7,876,564	9,639	8,552,337	3
106,642	77,686,218	107,231	83,890,009	4
28,030	22,042,144	28,231	24,207,247	5
7,278	6,876,594	7,366	8,021,217	6
21,522	18,386,288	21,688	20,558,104	7
11,265	14,522,489	11,464	17,962,912	8
792	762,719	810	944,698	9
414	409,029	421	443,298	10
2,354	2,154,602	2,378	2,429,918	11
6,672	4,758,028	6,756	6,072,685	12
5,568	3,405,654	5,603	3,791,871	13
3,306	3,693,548	3,366	4,542,971	14
1,152	1,029,982	1,162	1,156,060	15
922	1,764,648	941	2,029,328	16
407,517	327,399,628	410,091	360,040,970	17
7,318	5,330,386	7,338	5,603,126	18
414,835	332,730,014	417,429	365,644,096	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2017年度〉

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普 通	5,987,343	30	279,801
2		小 型	5,808,058	45	364,972
3	営 業 用 乗 用 車		28,081	1	10,010
4	軽四輪自動車	乗 用 車	5,823,254	64	529,971
5		貨 物 車	1,607,242	34	249,101
6	自家用貨物車	普 通	378,719	3	25,325
7		小 型	856,367	18	180,180
8	営業用貨物車	普 通	144,281	9	80,070
9		小 型	12,520	0	0
10	バ ス	自 家 用	45,470	0	0
11		営 業 用	32,366	0	0
12	二 輪 車		1,083,821	139	586,212
13	原 動 機 付 自 転 車		525,512	64	259,747
14	ダ ン プ カ ー		170,687	1	5,000
15	特 種 用 途 自 動 車		94,215	0	0
16	工 作 車		184,645	3	20,015
17	小 計		22,782,581	411	2,590,404
18	レ ン タ カ ー		301,306	10	81,045
19	合 計		23,083,887	421	2,671,449

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
69,131	8,789,355	69,161	9,069,156	1
73,596	9,123,523	73,641	9,488,495	2
985	197,999	986	208,009	3
84,801	10,468,412	84,865	10,998,383	4
12,432	2,100,964	12,466	2,350,065	5
1,763	347,593	1,766	372,918	6
7,553	1,176,792	7,571	1,356,972	7
582	163,790	591	243,860	8
72	15,705	72	15,705	9
616	53,912	616	53,912	10
487	75,436	487	75,436	11
17,188	3,826,927	17,327	4,413,139	12
10,779	1,975,053	10,843	2,234,800	13
781	178,585	782	183,585	14
487	99,977	487	99,977	15
125	35,688	128	55,703	16
281,378	38,629,711	281,789	41,220,115	17
902	193,967	912	275,012	18
282,280	38,823,678	282,701	41,495,127	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2017年度〉

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普 通	15,959,188	236	4,946,285
2		小 型	16,284,216	335	6,528,800
3	営業用乗用車		46,888	3	65,362
4	軽四輪自動車	乗 用 車	17,863,636	447	7,953,368
5		貨 物 車	4,386,680	173	3,744,227
6	自家用貨物車	普 通	947,182	17	512,986
7		小 型	2,186,775	44	1,199,736
8	営業用貨物車	普 通	368,092	18	648,120
9		小 型	32,642	0	0
10	バ ス	自 家 用	73,163	0	0
11		営 業 用	46,916	3	33,794
12	二 輪 車		525,012	62	1,480,370
13	原 動 機 付 自 転 車		233,984	22	254,163
14	ダ ン プ カ ー		390,658	11	366,404
15	特 種 用 途 自 動 車		208,860	3	82,697
16	工 作 車		335,954	2	115,508
17	小 計		59,889,846	1,376	27,931,820
18	レ ン タ カ ー		831,949	13	237,566
19	合 計		60,721,795	1,389	28,169,386

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
70,604	28,875,842	70,840	33,822,127	1
79,541	32,305,723	79,876	38,834,523	2
366	172,840	369	238,202	3
105,401	40,627,478	105,848	48,580,846	4
15,364	8,584,935	15,537	12,329,162	5
2,130	1,620,392	2,147	2,133,378	6
7,718	3,974,873	7,762	5,174,609	7
717	1,025,601	735	1,673,721	8
81	44,463	81	44,463	9
107	49,595	107	49,595	10
92	39,138	95	72,932	11
7,070	7,201,178	7,132	8,681,548	12
3,041	2,540,158	3,063	2,794,321	13
933	953,471	944	1,319,875	14
454	233,038	457	315,735	15
151	261,339	153	376,847	16
293,770	128,510,064	295,146	156,441,884	17
2,064	899,138	2,077	1,136,704	18
295,834	129,409,202	297,223	157,578,588	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2017年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北 海 道	2,975,271	188,396,052	250,017	87,482,307
青 森	783,073	44,821,437	52,465	17,058,917
岩 手	720,105	39,821,238	47,023	14,846,473
宮 城	1,371,790	82,154,072	107,372	36,904,930
秋 田	546,703	30,130,474	37,822	11,955,757
山 形	669,581	37,867,267	51,757	15,263,971
福 島	1,229,848	72,735,123	96,282	30,316,131
茨 城	2,120,556	123,980,542	164,008	60,401,636
栃 木	1,367,997	78,250,550	105,027	38,022,175
群 馬	1,411,497	82,911,805	120,723	41,587,290
埼 玉	3,498,493	209,181,561	271,911	101,285,841
千 葉	3,137,664	192,813,825	259,332	99,983,701
東 京	3,839,088	249,947,388	321,462	128,331,999
神 奈 川	3,514,280	210,810,294	279,650	105,403,951
新 潟	1,432,051	73,994,219	100,438	28,793,320
富 山	717,812	40,263,735	57,988	17,683,933
石 川	738,427	40,145,467	56,902	16,527,068
福 井	537,808	30,092,631	44,716	14,616,882
山 梨	535,203	29,400,534	39,615	13,527,793
長 野	1,369,962	72,437,236	95,086	29,550,123
岐 阜	1,438,697	91,728,524	134,259	46,522,996
静 岡	2,413,462	136,532,043	190,902	64,943,852
愛 知	4,617,980	300,256,551	420,734	149,258,947
三 重	1,271,678	74,997,678	109,677	41,825,026

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	846,622	47,415,569	67,532	23,635,366
京 都	1,187,979	70,503,404	98,763	36,401,391
大 阪	3,402,811	220,939,448	303,297	119,577,145
兵 庫	2,600,765	155,011,543	215,372	82,764,975
奈 良	717,278	41,683,696	60,067	22,749,019
和 歌 山	631,893	32,473,019	45,663	16,799,603
鳥 取	343,471	20,008,978	28,470	8,205,436
島 根	348,998	18,837,251	24,509	7,276,489
岡 山	1,257,348	70,361,642	106,164	37,465,389
広 島	1,586,975	90,095,052	126,734	43,114,675
山 口	850,755	48,347,652	65,097	21,184,109
徳 島	492,790	25,934,461	39,366	12,286,735
香 川	657,076	35,388,052	54,147	18,748,582
愛 媛	820,703	42,968,075	61,119	21,050,598
高 知	373,518	19,690,289	24,879	8,416,604
福 岡	2,870,878	173,777,561	259,904	89,167,041
佐 賀	503,271	28,255,862	40,613	13,772,573
長 崎	714,629	37,886,461	48,409	15,044,967
熊 本	1,028,586	59,951,398	88,700	27,357,494
大 分	674,569	37,239,128	51,006	16,982,945
宮 崎	618,637	33,613,622	43,493	13,802,811
鹿 児 島	899,096	47,016,315	55,432	17,668,021
沖 縄	666,009	28,339,606	53,691	12,610,608
合 計	66,601,070	3,925,683,326	5,409,076	1,909,806,832

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2018年3月末)

	用 途・車 種	2018年3月末 保有車両数	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
			付 保 台 数	普 及 率	付 保 台 数	普 及 率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	18,828,814 (18,387,005)	15,502,508 (15,116,437)	82.3 (82.2)	15,496,679 (15,110,186)	82.3 (82.2)
2	自家用小型乗用車	20,477,617 (20,873,028)	16,155,865 (16,449,010)	78.9 (78.8)	16,149,924 (16,441,869)	78.9 (78.8)
3	軽四輪乗用車	22,051,124 (21,761,335)	17,022,510 (16,729,405)	77.2 (76.9)	17,014,058 (16,720,534)	77.2 (76.8)
4	軽四輪貨物車	8,505,712 (8,580,869)	4,645,551 (4,666,510)	54.6 (54.4)	4,635,094 (4,654,350)	54.5 (54.2)
5	自家用小型貨物車	3,436,213 (3,451,829)	2,727,432 (2,737,069)	79.4 (79.3)	2,724,250 (2,732,868)	79.3 (79.2)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,472,029 (1,465,348)	1,314,631 (1,303,913)	89.3 (89.0)	1,314,365 (1,302,851)	89.3 (88.9)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,056,891 (1,041,031)	758,159 (738,643)	71.7 (71.0)	762,710 (741,312)	72.2 (71.2)
8	営業用小型貨物車	72,399 (72,328)	49,534 (49,158)	68.4 (68.0)	50,211 (49,801)	69.4 (68.9)
9	営業用乗用車	227,351 (231,932)	162,862 (166,826)	71.6 (71.9)	173,388 (177,846)	76.3 (76.7)
10	営業用バス	116,181 (115,823)	103,020 (103,223)	88.7 (89.1)	102,521 (102,726)	88.2 (88.7)
11	自家用バス	117,361 (116,970)	87,676 (87,581)	74.7 (74.9)	87,329 (87,200)	74.4 (74.5)
12	二輪車	3,624,586 (3,602,689)	1,534,909 (1,512,058)	42.3 (42.0)	1,559,187 (1,534,859)	43.0 (42.6)
13	特種・特殊車	1,576,823 (1,560,019)	765,464 (752,460)	48.5 (48.2)	827,659 (809,653)	52.5 (51.9)
14	合 計	81,563,101 (81,260,206)	60,830,121 (60,412,293)	74.6 (74.3)	60,897,375 (60,466,055)	74.7 (74.4)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成30年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。

※2 付保台数は、2018年3月末現在の有効契約台数です。

※3 () 内数値は、2017年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
5,870,116 (5,987,372)	31.2 (32.6)	15,221,544 (14,792,534)	80.8 (80.5)	11,452,186 (11,090,042)	60.8 (60.3)	1
5,721,646 (6,106,830)	27.9 (29.3)	15,718,614 (15,940,190)	76.8 (76.4)	10,397,787 (10,505,888)	50.8 (50.3)	2
5,622,207 (5,837,357)	25.5 (26.8)	16,592,576 (16,244,839)	75.2 (74.7)	10,315,030 (10,084,397)	46.8 (46.3)	3
1,561,315 (1,661,340)	18.4 (19.4)	4,066,469 (4,035,237)	47.8 (47.0)	1,533,664 (1,513,209)	18.0 (17.6)	4
991,177 (1,048,035)	28.8 (30.4)	2,350,298 (2,325,855)	68.4 (67.4)	1,286,778 (1,271,869)	37.4 (36.8)	5
495,457 (513,292)	33.7 (35.0)	1,093,578 (1,071,821)	74.3 (73.1)	552,390 (539,425)	37.5 (36.8)	6
138,753 (139,635)	13.1 (13.4)	334,742 (320,703)	31.7 (30.8)	226,430 (214,190)	21.4 (20.6)	7
11,446 (12,038)	15.8 (16.6)	29,343 (28,640)	40.5 (39.6)	14,245 (13,756)	19.7 (19.0)	8
27,004 (28,856)	11.9 (12.4)	43,990 (42,471)	19.3 (18.3)	22,054 (21,424)	9.7 (9.2)	9
29,431 (30,046)	25.3 (25.9)	41,953 (40,251)	36.1 (34.8)	46,506 (45,735)	40.0 (39.5)	10
44,024 (45,806)	37.5 (39.2)	72,378 (70,869)	61.7 (60.6)	55,422 (54,844)	47.2 (46.9)	11
972,319 (986,450)	26.8 (27.4)	443,016 (412,812)	12.2 (11.5)	45,145 (39,466)	1.2 (1.1)	12
302,798 (307,136)	19.2 (19.7)	517,155 (499,213)	32.8 (32.0)	242,920 (233,365)	15.4 (15.0)	13
21,787,693 (22,704,193)	26.7 (27.9)	56,525,646 (55,825,435)	69.3 (68.7)	36,190,557 (35,627,610)	44.4 (43.8)	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2018年3月末〉

	都道府県	2018年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,764,121	2,681,849	71.2	2,695,514	71.6
2	青森	1,007,109	710,778	70.6	713,363	70.8
3	岩手	1,029,867	666,762	64.7	668,403	64.9
4	宮城	1,701,601	1,266,183	74.4	1,266,880	74.5
5	秋田	815,284	496,672	60.9	498,476	61.1
6	山形	935,441	615,839	65.8	617,066	66.0
7	福島	1,657,609	1,124,624	67.8	1,125,724	67.9
8	茨城	2,602,273	1,941,642	74.6	1,941,909	74.6
9	栃木	1,726,933	1,258,871	72.9	1,259,283	72.9
10	群馬	1,797,923	1,302,002	72.4	1,302,247	72.4
11	埼玉	4,112,370	3,236,602	78.7	3,237,598	78.7
12	千葉	3,636,160	2,884,736	79.3	2,885,893	79.4
13	東京	4,419,478	3,459,713	78.3	3,473,813	78.6
14	神奈川	4,016,395	3,214,494	80.0	3,221,899	80.2
15	新潟	1,845,258	1,296,190	70.2	1,300,472	70.5
16	富山	902,637	660,673	73.2	660,690	73.2
17	石川	909,776	667,375	73.4	667,102	73.3
18	福井	666,955	488,541	73.2	488,454	73.2
19	山梨	757,546	488,436	64.5	488,579	64.5
20	長野	1,903,569	1,266,813	66.5	1,268,982	66.7
21	岐阜	1,682,941	1,314,583	78.1	1,314,314	78.1
22	静岡	2,885,520	2,209,221	76.6	2,209,645	76.6
23	愛知	5,251,743	4,295,720	81.8	4,298,847	81.9
24	三重	1,516,003	1,169,926	77.2	1,170,078	77.2
25	滋賀	1,031,693	776,452	75.3	776,198	75.2
26	京都	1,335,788	1,068,502	80.0	1,069,748	80.1
27	大阪	3,760,422	3,106,110	82.6	3,113,249	82.8
28	兵庫	3,029,942	2,390,054	78.9	2,392,661	79.0
29	奈良	834,108	663,584	79.6	663,217	79.5
30	和歌山	752,059	563,340	74.9	562,681	74.8
31	鳥取	466,086	312,880	67.1	312,707	67.1
32	島根	553,846	322,715	58.3	322,688	58.3
33	岡山	1,538,421	1,154,645	75.1	1,154,365	75.0
34	広島	1,899,939	1,460,214	76.9	1,462,123	77.0
35	山口	1,074,210	779,265	72.5	779,666	72.6
36	徳島	620,610	455,381	73.4	454,913	73.3
37	香川	786,092	599,344	76.2	599,602	76.3
38	愛媛	1,019,179	731,873	71.8	731,260	71.7
39	高知	562,696	337,025	59.9	336,295	59.8
40	福岡	3,386,677	2,605,690	76.9	2,608,602	77.0
41	佐賀	678,450	457,262	67.4	457,061	67.4
42	長崎	951,850	642,823	67.5	642,364	67.5
43	熊本	1,387,797	939,561	67.7	939,554	67.7
44	大分	921,385	617,344	67.0	617,217	67.0
45	宮崎	946,733	570,196	60.2	569,927	60.2
46	鹿児島	1,352,983	828,900	61.3	826,982	61.1
47	沖縄	1,127,623	608,987	54.0	609,308	54.0
48	合計	81,563,101	60,830,121	74.6	60,897,375	74.7

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成30年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。

※2 付保台数は、2018年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
953,757	25.3	2,523,586	67.0	1,775,530	47.2	1
243,707	24.2	667,651	66.3	418,648	41.6	2
206,495	20.1	626,111	60.8	382,336	37.1	3
521,982	30.7	1,181,825	69.5	730,142	42.9	4
142,209	17.4	467,640	57.4	306,352	37.6	5
191,620	20.5	582,263	62.2	395,632	42.3	6
393,557	23.7	1,062,880	64.1	660,284	39.8	7
698,893	26.9	1,831,575	70.4	1,056,229	40.6	8
441,059	25.5	1,186,060	68.7	675,910	39.1	9
513,748	28.6	1,224,026	68.1	750,225	41.7	10
1,172,675	28.5	3,008,139	73.1	1,794,509	43.6	11
1,145,864	31.5	2,699,715	74.2	1,737,161	47.8	12
1,342,263	30.4	3,099,134	70.1	1,980,604	44.8	13
1,220,643	30.4	2,942,845	73.3	1,838,973	45.8	14
403,523	21.9	1,206,474	65.4	697,789	37.8	15
204,460	22.7	615,642	68.2	411,802	45.6	16
227,165	25.0	621,479	68.3	370,794	40.8	17
138,299	20.7	459,050	68.8	293,989	44.1	18
183,910	24.3	455,613	60.1	231,690	30.6	19
395,274	20.8	1,192,879	62.7	709,776	37.3	20
430,355	25.6	1,251,683	74.4	961,658	57.1	21
824,448	28.6	2,056,869	71.3	1,312,508	45.5	22
1,564,949	29.8	4,038,631	76.9	3,040,992	57.9	23
353,186	23.3	1,103,966	72.8	745,044	49.1	24
243,849	23.6	729,623	70.7	463,987	45.0	25
386,133	28.9	978,490	73.3	621,234	46.5	26
1,196,465	31.8	2,841,094	75.6	1,866,073	49.6	27
948,896	31.3	2,211,659	73.0	1,382,699	45.6	28
230,472	27.6	624,377	74.9	380,351	45.6	29
178,266	23.7	519,494	69.1	270,874	36.0	30
90,014	19.3	295,552	63.4	214,984	46.1	31
91,896	16.6	300,030	54.2	198,212	35.8	32
400,527	26.0	1,071,384	69.6	670,811	43.6	33
483,785	25.5	1,338,346	70.4	820,469	43.2	34
257,057	23.9	726,087	67.6	501,529	46.7	35
160,686	25.9	424,987	68.5	254,455	41.0	36
181,114	23.0	555,464	70.7	335,574	42.7	37
220,516	21.6	677,250	66.5	392,719	38.5	38
104,646	18.6	310,361	55.2	173,261	30.8	39
920,889	27.2	2,412,632	71.2	1,632,451	48.2	40
179,555	26.5	426,229	62.8	263,975	38.9	41
224,285	23.6	592,240	62.2	360,208	37.8	42
330,571	23.8	880,274	63.4	602,694	43.4	43
197,103	21.4	570,964	62.0	360,231	39.1	44
209,628	22.1	529,663	55.9	335,417	35.4	45
291,396	21.5	764,548	56.5	452,240	33.4	46
337,158	29.9	565,724	50.2	307,490	27.3	47
21,787,693	26.7	56,525,646	69.3	36,190,557	44.4	48

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2014 年 度			2015 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
		台	台	%	台	台	%
1	北海道	2,119,329	2,759,011	76.8	2,136,833	2,768,242	77.2
2	青森	533,460	719,912	74.1	538,170	720,911	74.7
3	岩手	492,517	727,052	67.7	499,183	730,792	68.3
4	宮城	977,642	1,260,803	77.5	990,966	1,270,964	78.0
5	秋田	381,869	590,472	64.7	384,316	590,863	65.0
6	山形	480,825	685,928	70.1	485,232	688,827	70.4
7	福島	857,246	1,202,498	71.3	868,062	1,211,116	71.7
8	茨城	1,516,455	1,925,042	78.8	1,531,116	1,940,035	78.9
9	栃木	999,772	1,303,770	76.7	1,010,851	1,314,362	76.9
10	群馬	1,026,562	1,349,718	76.1	1,037,795	1,357,448	76.5
11	埼玉	2,559,822	3,135,467	81.6	2,583,165	3,153,076	81.9
12	千葉	2,286,277	2,741,220	83.4	2,304,869	2,758,535	83.6
13	東京都	2,625,590	3,091,267	84.9	2,627,290	3,098,385	84.8
14	神奈川県	2,567,218	3,035,079	84.6	2,576,189	3,039,100	84.8
15	新潟	1,000,688	1,370,931	73.0	1,010,140	1,376,266	73.4
16	富山	527,926	698,978	75.5	532,581	702,165	75.8
17	石川	530,245	702,164	75.5	535,756	707,082	75.8
18	福井	382,588	501,569	76.3	386,878	504,118	76.7
19	山梨	366,306	543,784	67.4	375,588	547,372	68.6
20	長野	953,383	1,351,750	70.5	964,888	1,356,620	71.1
21	岐阜	1,044,004	1,279,855	81.6	1,050,804	1,283,314	81.9
22	静岡県	1,694,483	2,171,379	78.0	1,736,238	2,183,278	79.5
23	愛知	3,452,287	4,054,872	85.1	3,486,308	4,085,737	85.3
24	三重	918,756	1,134,603	81.0	926,691	1,138,868	81.4
25	滋賀	618,317	780,134	79.3	625,442	784,676	79.7
26	京都	834,900	989,610	84.4	839,066	992,115	84.6
27	大阪	2,397,892	2,725,787	88.0	2,410,814	2,734,877	88.2
28	兵庫	1,908,215	2,279,038	83.7	1,922,182	2,286,505	84.1
29	奈良	547,535	646,038	84.8	549,657	648,354	84.8
30	和歌山	429,170	531,885	80.7	432,208	534,269	80.9
31	鳥取	240,954	339,017	71.1	243,048	340,281	71.4
32	島根	242,830	401,088	60.5	245,840	402,586	61.1
33	岡山	890,883	1,130,132	78.8	900,918	1,138,552	79.1
34	広島	1,138,213	1,425,693	79.8	1,149,297	1,433,419	80.2
35	山口	612,173	812,156	75.4	617,056	814,330	75.8
36	徳島	350,511	449,321	78.0	353,799	451,108	78.4
37	香川	461,515	577,074	80.0	465,561	579,791	80.3
38	愛媛	552,797	726,919	76.0	558,091	730,839	76.4
39	高知	251,413	389,065	64.6	254,563	390,781	65.1
40	福岡	2,042,694	2,514,023	81.3	2,065,435	2,535,901	81.4
41	佐賀	350,328	491,062	71.3	354,591	494,350	71.7
42	長崎	492,459	682,738	72.1	497,415	685,665	72.5
43	熊本	713,340	1,000,995	71.3	723,902	1,009,291	71.7
44	大分	472,902	678,148	69.7	478,801	682,029	70.2
45	宮崎	424,099	660,385	64.2	430,688	664,096	64.9
46	鹿児島	604,495	927,155	65.2	613,213	932,881	65.7
47	沖縄	443,424	786,137	56.4	453,724	803,410	56.5
48	合計	47,424,712	60,280,724	78.7	47,846,018	60,597,582	79.0

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2016 年 度			2017 年 度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,152,089	2,783,094	77.3	2,166,123	2,795,084	77.5	1
543,055	724,288	75.0	547,581	727,238	75.3	2
505,234	734,743	68.8	510,955	738,278	69.2	3
1,002,512	1,282,906	78.1	1,012,071	1,288,920	78.5	4
387,763	591,693	65.5	390,447	592,602	65.9	5
489,770	691,923	70.8	492,860	693,924	71.0	6
876,285	1,218,723	71.9	881,807	1,221,306	72.2	7
1,545,910	1,957,693	79.0	1,559,680	1,969,832	79.2	8
1,020,858	1,323,383	77.1	1,030,432	1,331,994	77.4	9
1,048,595	1,366,946	76.7	1,058,402	1,374,627	77.0	10
2,608,675	3,177,659	82.1	2,631,110	3,195,684	82.3	11
2,323,821	2,780,015	83.6	2,341,709	2,799,321	83.7	12
2,639,068	3,110,853	84.8	2,646,340	3,114,847	85.0	13
2,586,251	3,051,426	84.8	2,594,717	3,057,740	84.9	14
1,020,978	1,383,703	73.8	1,029,260	1,389,213	74.1	15
537,282	706,150	76.1	540,176	709,106	76.2	16
542,380	713,731	76.0	547,946	719,275	76.2	17
390,738	507,020	77.1	394,407	510,681	77.2	18
381,114	550,836	69.2	387,024	554,058	69.9	19
977,399	1,364,418	71.6	988,884	1,371,993	72.1	20
1,058,723	1,291,314	82.0	1,064,700	1,295,740	82.2	21
1,753,970	2,198,455	79.8	1,769,327	2,211,729	80.0	22
3,527,324	4,125,687	85.5	3,562,101	4,164,113	85.5	23
935,285	1,147,481	81.5	943,373	1,154,780	81.7	24
632,030	791,066	79.9	639,338	798,044	80.1	25
842,992	994,980	84.7	846,360	998,525	84.8	26
2,424,823	2,749,720	88.2	2,435,957	2,762,671	88.2	27
1,935,154	2,298,077	84.2	1,946,896	2,308,937	84.3	28
551,022	650,430	84.7	551,806	651,362	84.7	29
434,992	536,598	81.1	437,526	538,977	81.2	30
245,858	342,305	71.8	248,904	344,496	72.3	31
248,926	405,389	61.4	252,394	407,724	61.9	32
912,471	1,148,175	79.5	921,255	1,155,068	79.8	33
1,160,399	1,443,601	80.4	1,169,455	1,450,880	80.6	34
621,793	817,911	76.0	624,738	820,636	76.1	35
356,972	453,354	78.7	359,759	455,435	79.0	36
471,020	583,959	80.7	474,874	586,966	80.9	37
564,255	735,844	76.7	569,756	739,883	77.0	38
257,859	393,509	65.5	260,954	395,707	65.9	39
2,092,182	2,562,851	81.6	2,113,701	2,583,028	81.8	40
359,975	499,065	72.1	364,586	503,108	72.5	41
502,738	691,044	72.8	507,834	694,651	73.1	42
737,365	1,022,133	72.1	748,976	1,030,192	72.7	43
483,944	686,443	70.5	489,941	689,920	71.0	44
437,179	668,910	65.4	443,402	673,661	65.8	45
621,763	940,110	66.1	630,055	948,128	66.5	46
466,594	821,754	56.8	477,523	837,471	57.0	47
48,294,852	61,021,368	79.1	48,680,883	61,357,555	79.3	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2017年度〉

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	13,674	0.1	4,144	0.0	5,957	0.0
2		小 型	15,588	0.1	5,430	0.0	11,718	0.1
3	営 業 用 乗 用 車		169	0.1	236	0.1	25,639	14.6
4	軽四輪自動車	乗用車	7,478	0.0	7,152	0.0	7,655	0.0
5		貨物車	10,210	0.2	9,547	0.2	13,345	0.3
6	自家用貨物車	普 通	3,053	0.3	1,676	0.2	2,526	0.2
7		小 型	12,414	0.5	3,395	0.1	6,695	0.3
8	営業用貨物車	普 通	1,917	0.2	2,029	0.2	6,315	0.7
9		小 型	78	0.1	112	0.2	419	0.7
10	バ ス	自家用	1,061	1.2	169	0.2	214	0.2
11		営業用	497	0.4	519	0.5	1,534	1.3
12	二 輪 車		12,556	0.7	2,214	0.1	1,731	0.1
13	原 動 機 付 自 転 車		12,685	1.2	8,016	0.8	5,321	0.5
14	ダ ン プ カ ー		824	0.2	948	0.2	1,404	0.3
15	特 種 用 途 自 動 車		22,322	7.6	2,315	0.8	3,159	1.1
16	工 作 車		7,174	1.2	8,177	1.4	9,385	1.6
17	小 計		121,700	0.2	56,079	0.1	103,017	0.2
18	レ ン タ カ ー		697	0.1	443	0.0	4,319	0.4
19	合 計		122,397	0.2	56,522	0.1	107,336	0.2

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
132	0.0	16,231,931	99.9	16,255,838	100.0	1
263	0.0	16,698,054	99.8	16,731,053	100.0	2
644	0.4	148,733	84.8	175,421	100.0	3
132	0.0	18,286,542	99.9	18,308,959	100.0	4
130	0.0	4,968,794	99.3	5,002,026	100.0	5
36	0.0	1,097,336	99.3	1,104,627	100.0	6
137	0.0	2,478,024	99.1	2,500,665	100.0	7
436	0.1	842,975	98.7	853,672	100.0	8
48	0.1	55,563	98.8	56,220	100.0	9
7	0.0	87,747	98.4	89,198	100.0	10
0	0.0	111,795	97.8	114,345	100.0	11
55	0.0	1,736,106	99.1	1,752,662	100.0	12
59	0.0	1,024,386	97.5	1,050,467	100.0	13
20	0.0	451,798	99.3	454,994	100.0	14
15	0.0	265,332	90.5	293,143	100.0	15
328	0.1	551,272	95.7	576,336	100.0	16
2,442	0.0	65,036,388	99.6	65,319,626	100.0	17
16	0.0	1,118,101	99.5	1,123,576	100.0	18
2,458	0.0	66,154,489	99.6	66,443,202	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2017年度〉

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	72,115	0.4	180,668	1.1	84,446	0.5
2		小 型	134,206	0.8	286,279	1.7	98,422	0.6
3	営 業 用 乗 用 車		73,380	39.4	17,487	9.4	2,128	1.1
4	軽四輪自動車	乗用車	128,744	0.7	275,179	1.5	83,014	0.5
5		貨物車	209,809	4.2	175,110	3.5	33,647	0.7
6	自家用貨物車	普 通	25,474	2.3	47,873	4.3	13,291	1.2
7		小 型	76,160	3.1	90,439	3.6	20,859	0.8
8	営業用貨物車	普 通	68,483	8.0	46,205	5.4	28,181	3.3
9		小 型	5,858	10.3	4,314	7.6	1,351	2.4
10	バ ス	自家用	2,870	3.2	2,751	3.1	578	0.7
11		営業用	23,861	21.0	8,922	7.8	1,885	1.7
12	二 輪 車		56,065	3.2	41,329	2.4	8,237	0.5
13	原 動 機 付 自 転 車		236,981	22.7	35,605	3.4	4,958	0.5
14	ダ ン プ カ ー		8,751	1.9	16,291	3.6	4,802	1.1
15	特 種 用 途 自 動 車		41,886	14.3	12,046	4.1	2,392	0.8
16	工 作 車		72,071	13.1	62,400	11.3	16,541	3.0
17	小 計		1,236,714	1.9	1,302,898	2.0	404,732	0.6
18	レ ン タ カ ー		79,916	7.1	102,951	9.2	83,580	7.4
19	合 計		1,316,630	2.0	1,405,849	2.1	488,312	0.7

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
40,248	0.2	15,870,566	97.7	16,248,043	100.0	1
51,231	0.3	16,150,708	96.6	16,720,846	100.0	2
2,112	1.1	91,021	48.9	186,128	100.0	3
39,474	0.2	17,770,866	97.1	18,297,277	100.0	4
19,880	0.4	4,544,506	91.2	4,982,952	100.0	5
20,449	1.9	993,875	90.3	1,100,962	100.0	6
17,000	0.7	2,291,097	91.8	2,495,555	100.0	7
49,548	5.8	668,128	77.6	860,545	100.0	8
1,819	3.2	43,655	76.6	56,997	100.0	9
364	0.4	81,979	92.6	88,542	100.0	10
854	0.8	78,290	68.8	113,812	100.0	11
3,257	0.2	1,649,343	93.8	1,758,231	100.0	12
2,726	0.3	764,199	73.2	1,044,469	100.0	13
3,698	0.8	419,738	92.6	453,280	100.0	14
2,000	0.7	234,164	80.1	292,488	100.0	15
77,030	14.0	322,233	58.6	550,275	100.0	16
331,690	0.5	61,974,368	95.0	65,250,402	100.0	17
60,744	5.4	797,079	70.9	1,124,270	100.0	18
392,434	0.6	62,771,447	94.6	66,374,672	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表（2017年度）

	保険金額 用途・車種		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	7,314,448	45.8	5,763,963	36.1	1,672,580	10.5
2		小 型	8,497,850	52.2	5,545,411	34.1	1,349,767	8.3
3	営 業 用 乗 用 車		28,361	60.5	10,614	22.6	2,766	5.9
4	軽四輪自動車	乗用車	10,500,821	58.8	5,583,203	31.3	1,042,152	5.8
5		貨物車	2,783,779	63.5	1,202,102	27.4	204,440	4.7
6	自家用貨物車	普 通	483,028	51.0	319,844	33.8	67,344	7.1
7		小 型	1,167,078	53.4	718,949	32.9	143,799	6.6
8	営業用貨物車	普 通	227,146	61.7	96,463	26.2	13,884	3.8
9		小 型	20,073	61.5	8,472	26.0	1,322	4.0
10	バ ス	自家用	29,572	40.4	25,653	35.1	16,589	22.7
11		営業用	20,340	43.4	14,023	29.9	11,642	24.8
12	二 輪 車		416,090	79.3	82,178	15.7	14,301	2.7
13	原 動 機 付 自 転 車		174,602	74.6	40,693	17.4	7,039	3.0
14	ダ ン プ カ ー		194,137	49.7	139,209	35.6	27,250	7.0
15	特 種 用 途 自 動 車		102,236	48.9	70,536	33.8	15,829	7.6
16	工 作 車		169,753	50.5	106,548	31.7	19,871	5.9
17	小 計		32,129,314	53.6	19,727,861	32.9	4,610,575	7.7
18	レ ン タ カ ー		729,485	87.7	85,117	10.2	4,840	0.6
19	合 計		32,858,799	54.1	19,812,978	32.6	4,615,415	7.6

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法的自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
1,208,197	7.6	15,959,188	100.0	1
891,188	5.5	16,284,216	100.0	2
5,147	11.0	46,888	100.0	3
737,460	4.1	17,863,636	100.0	4
196,359	4.5	4,386,680	100.0	5
76,966	8.1	947,182	100.0	6
156,949	7.2	2,186,775	100.0	7
30,599	8.3	368,092	100.0	8
2,775	8.5	32,642	100.0	9
1,349	1.8	73,163	100.0	10
911	1.9	46,916	100.0	11
12,443	2.4	525,012	100.0	12
11,650	5.0	233,984	100.0	13
30,062	7.7	390,658	100.0	14
20,259	9.7	208,860	100.0	15
39,782	11.8	335,954	100.0	16
3,422,096	5.7	59,889,846	100.0	17
12,507	1.5	831,949	100.0	18
3,434,603	5.7	60,721,795	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2017年度〉

用途・車種	年 齢 条 件	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	541,014	1.8	540,167	1.8
	21 歳 以 上 補 償	1,856,377	6.1	1,855,991	6.1
	26 歳 以 上 補 償	6,781,134	22.2	6,775,950	22.2
	30 歳 以 上 補 償	2,915,210	9.5	2,913,414	9.5
	そ の 他	18,449,552	60.4	18,446,388	60.4
	合 計	30,543,287	100.0	30,531,910	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	603,193	3.5	602,767	3.5
	21 歳 以 上 補 償	1,515,688	8.7	1,515,190	8.7
	26 歳 以 上 補 償	3,634,931	20.9	3,631,066	20.9
	30 歳 以 上 補 償	1,249,074	7.2	1,248,216	7.2
	そ の 他	10,364,263	59.7	10,362,098	59.7
	合 計	17,367,149	100.0	17,359,337	100.0
二 輪 車	年齢を問わず補償	73,664	4.3	73,879	4.3
	21 歳 以 上 補 償	149,816	8.7	150,650	8.7
	26 歳 以 上 補 償	1,248,030	72.7	1,256,241	72.8
	30 歳 以 上 補 償	209,598	12.2	209,427	12.1
	そ の 他	36,101	2.1	35,890	2.1
	合 計	1,717,209	100.0	1,726,087	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	45,515	7.2	45,559	7.2
	21 歳 以 上 補 償	575,839	90.8	576,202	90.8
	そ の 他	12,615	2.0	12,605	2.0
	合 計	633,969	100.0	634,366	100.0
合 計	年齢を問わず補償	1,263,386	2.5	1,262,372	2.5
	21 歳 以 上 補 償	4,097,720	8.2	4,098,033	8.2
	26 歳 以 上 補 償	11,664,095	23.2	11,663,257	23.2
	30 歳 以 上 補 償	4,373,882	8.7	4,371,057	8.7
	そ の 他	28,862,531	57.4	28,856,981	57.4
	合 計	50,261,614	100.0	50,251,700	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

搭 乗 者 傷 害		人 身 傷 害		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
180,392	1.6	533,212	1.8	315,179	1.5	541,691	1.8
612,459	5.5	1,834,600	6.1	1,215,442	5.7	1,858,195	6.1
2,528,196	22.8	6,604,752	21.9	4,757,078	22.5	6,811,956	22.3
1,933,555	17.4	2,815,859	9.3	1,752,203	8.3	2,916,030	9.5
5,831,001	52.6	18,370,821	60.9	13,116,456	62.0	18,450,769	60.3
11,085,603	100.0	30,159,244	100.0	21,156,358	100.0	30,578,641	100.0
177,303	3.2	593,680	3.5	333,179	3.2	603,649	3.5
448,313	8.0	1,495,865	8.8	933,731	8.8	1,516,710	8.7
1,218,136	21.9	3,498,568	20.5	2,215,257	21.0	3,645,229	21.0
748,789	13.4	1,192,022	7.0	628,049	6.0	1,249,386	7.2
2,981,948	53.5	10,312,770	60.3	6,440,438	61.0	10,364,659	59.6
5,574,489	100.0	17,092,905	100.0	10,550,654	100.0	17,379,633	100.0
36,319	3.4	27,399	5.4	986	2.0	74,017	4.3
79,296	7.4	55,172	10.9	2,687	5.4	151,117	8.7
749,809	70.0	372,172	73.5	38,132	76.3	1,263,769	72.8
188,090	17.6	31,140	6.2	5,755	11.5	209,798	12.1
17,340	1.6	20,218	4.0	2,440	4.9	36,184	2.1
1,070,854	100.0	506,101	100.0	50,000	100.0	1,734,885	100.0
25,876	6.1	10,790	8.9	1,201	21.9	45,771	7.2
387,456	91.3	110,035	90.7	4,274	78.0	579,906	90.9
11,100	2.6	521	0.4	4	0.1	12,615	2.0
424,432	100.0	121,346	100.0	5,479	100.0	638,292	100.0
419,890	2.3	1,165,081	2.4	650,545	2.0	1,265,128	2.5
1,527,524	8.4	3,495,672	7.3	2,156,134	6.8	4,105,928	8.2
4,496,141	24.8	10,475,492	21.9	7,010,467	22.1	11,720,954	23.3
2,870,434	15.8	4,039,021	8.4	2,386,007	7.5	4,375,214	8.7
8,841,389	48.7	28,704,330	60.0	19,559,338	61.6	28,864,227	57.3
18,155,378	100.0	47,879,596	100.0	31,762,491	100.0	50,331,451	100.0

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2017年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金
			構成比	
対人賠償		件	%	千円
	「自動車」対「自動車」	329,461	78.9	215,654,770
	「自動車」対「人」	66,096	15.8	127,200,372
	「自動車」対「物」	10,307	2.5	12,466,031
	自動車単独	9,661	2.3	8,205,098
	合計	417,429	100.0	365,644,086
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,937,808	85.9	585,953,862
	「自動車」対「人」	50,907	2.3	3,666,735
	「自動車」対「物」	241,611	10.7	91,255,152
	自動車単独	17,790	0.8	7,627,542
	合計	2,255,357	100.0	690,947,941
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	239,122	84.6	32,303,612
	「自動車」対「人」	3,674	1.3	855,613
	「自動車」対「物」	23,957	8.5	4,456,830
	自動車単独	15,200	5.4	3,681,831
	合計	282,701	100.0	41,495,090
人身傷害	「自動車」対「自動車」	201,379	67.8	80,645,005
	「自動車」対「人」	12,983	4.4	14,910,607
	「自動車」対「物」	50,243	16.9	33,262,708
	自動車単独	30,057	10.1	25,740,086
	合計	297,223	100.0	157,578,586
車両	「自動車」対「自動車」	972,602	45.1	289,033,908
	「自動車」対「人」	22,881	1.1	5,344,848
	「自動車」対「物」	567,833	26.3	204,167,598
	自動車単独	581,489	27.0	151,266,246
	合計	2,156,366	100.0	654,141,007

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2017年度〉

	事故形態 都道府県	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円	件	%	千円
1	北海道	88,358	77.7	29,395,525	203	0.2	114,871
2	青森	19,038	81.7	5,716,243	34	0.1	11,380
3	岩手	16,307	73.6	4,800,410	75	0.3	59,552
4	宮城	34,945	81.8	10,653,315	167	0.4	131,363
5	秋田	13,998	79.2	3,984,586	151	0.9	127,677
6	山形	18,956	81.0	5,283,778	26	0.1	7,293
7	福島	31,090	75.9	9,545,021	58	0.1	37,192
8	茨城	47,786	79.8	15,915,740	175	0.3	81,659
9	栃木	29,946	78.2	10,324,670	72	0.2	62,648
10	群馬	35,310	81.6	11,588,055	160	0.4	129,656
11	埼玉	81,948	80.5	27,477,070	588	0.6	596,746
12	千葉	83,694	82.8	29,354,565	492	0.5	270,802
13	東京都	106,835	76.9	39,887,315	235	0.2	240,310
14	神奈川県	89,634	80.1	30,042,177	262	0.2	203,011
15	新潟	32,004	73.0	8,830,940	100	0.2	36,713
16	富山	20,120	79.0	5,861,531	125	0.5	43,541
17	石川	17,816	76.2	4,890,693	88	0.4	34,130
18	福井	14,846	77.7	4,404,148	356	1.9	128,756
19	山梨	11,140	83.3	3,609,261	33	0.2	13,636
20	長野	32,266	82.1	9,006,549	68	0.2	31,711
21	岐阜	48,563	80.5	16,460,800	257	0.4	139,860
22	静岡	59,914	84.3	18,284,245	199	0.3	114,778
23	愛知	151,378	81.1	50,029,147	811	0.4	530,409
24	三重	36,132	76.5	12,829,733	1,184	2.5	1,061,007
25	滋賀	21,122	77.0	6,954,470	577	2.1	237,434
26	京都	29,760	80.9	9,558,850	421	1.1	258,567
27	大阪	93,758	79.4	32,916,422	515	0.4	265,072
28	兵庫県	65,347	78.8	23,323,958	1,074	1.3	564,823
29	奈良	18,774	81.8	6,330,980	100	0.4	92,787
30	和歌山	12,029	79.6	3,761,294	355	2.3	324,821
31	鳥取	10,208	73.7	2,634,439	45	0.3	27,718
32	島根	8,576	75.0	2,341,791	32	0.3	23,295
33	岡山	31,830	82.3	10,482,490	187	0.5	112,378
34	広島	39,665	80.9	12,226,268	82	0.2	36,334
35	山口	22,217	77.3	6,388,406	41	0.1	9,656
36	徳島	11,583	82.1	3,352,754	173	1.2	69,098
37	香川	15,380	85.6	4,782,020	136	0.8	97,718
38	愛媛	17,416	82.5	4,622,981	195	0.9	120,999
39	高知	7,545	79.4	1,917,449	509	5.4	159,666
40	福岡	78,669	81.3	22,888,447	644	0.7	604,987
41	佐賀	11,607	86.8	3,498,615	45	0.3	17,666
42	長崎	14,564	89.9	3,581,296	69	0.4	24,551
43	熊本	27,577	80.8	7,323,734	1,134	3.3	471,904
44	大分	15,684	79.4	4,186,995	697	3.5	869,523
45	宮崎	12,712	80.6	3,044,280	256	1.6	140,818
46	鹿児島	17,024	84.2	4,236,310	170	0.8	40,690
47	沖縄	16,283	88.5	3,162,079	386	2.1	101,653
48	合計	1,725,152	80.0	553,117,991	13,769	0.6	8,884,173

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。

※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
205	0.2	68,690	24,975	22.0	4,961,400	113,741	100.0	34,540,486	1
11	0.0	2,566	4,230	18.1	754,783	23,313	100.0	6,484,972	2
6	0.0	672	5,759	26.0	866,828	22,147	100.0	5,727,462	3
76	0.2	33,779	7,534	17.6	1,335,004	42,722	100.0	12,153,461	4
4	0.0	1,661	3,512	19.9	764,284	17,665	100.0	4,878,208	5
18	0.1	7,877	4,411	18.8	744,598	23,411	100.0	6,043,546	6
93	0.2	78,994	9,695	23.7	1,641,154	40,936	100.0	11,302,361	7
637	1.1	766,274	11,294	18.9	2,567,790	59,892	100.0	19,331,463	8
155	0.4	268,603	8,114	21.2	1,515,933	38,287	100.0	12,171,854	9
200	0.5	309,769	7,606	17.6	1,339,512	43,276	100.0	13,366,992	10
637	0.6	928,886	18,654	18.3	3,801,557	101,827	100.0	32,804,259	11
838	0.8	781,397	16,011	15.8	3,327,810	101,035	100.0	33,734,574	12
325	0.2	301,977	31,530	22.7	9,935,778	138,925	100.0	50,365,380	13
616	0.6	384,075	21,391	19.1	4,199,390	111,903	100.0	34,828,653	14
47	0.1	40,061	11,715	26.7	1,800,481	43,866	100.0	10,708,195	15
16	0.1	5,746	5,223	20.5	863,774	25,484	100.0	6,774,592	16
30	0.1	13,492	5,452	23.3	839,918	23,386	100.0	5,778,233	17
23	0.1	17,552	3,889	20.3	753,271	19,114	100.0	5,303,727	18
32	0.2	16,087	2,163	16.2	435,650	13,368	100.0	4,074,634	19
40	0.1	27,651	6,932	17.6	1,175,787	39,306	100.0	10,241,698	20
164	0.3	231,373	11,370	18.8	1,924,482	60,354	100.0	18,756,515	21
183	0.3	346,997	10,765	15.1	1,866,781	71,061	100.0	20,612,801	22
1,821	1.0	3,486,569	32,573	17.5	5,704,088	186,583	100.0	59,750,213	23
220	0.5	210,771	9,711	20.6	2,135,524	47,247	100.0	16,237,035	24
79	0.3	65,590	5,648	20.6	1,014,090	27,426	100.0	8,271,584	25
175	0.5	148,442	6,409	17.4	1,196,047	36,765	100.0	11,161,906	26
2,026	1.7	1,825,410	21,845	18.5	4,384,096	118,144	100.0	39,391,000	27
512	0.6	386,716	15,992	19.3	3,128,253	82,925	100.0	27,403,750	28
168	0.7	125,622	3,917	17.1	773,309	22,959	100.0	7,322,698	29
52	0.3	32,768	2,676	17.7	686,616	15,112	100.0	4,805,499	30
7	0.1	513	3,589	25.9	580,239	13,849	100.0	3,242,909	31
6	0.1	4,669	2,824	24.7	421,442	11,438	100.0	2,791,197	32
63	0.2	41,345	6,580	17.0	1,188,199	38,660	100.0	11,824,412	33
37	0.1	10,159	9,271	18.9	1,442,529	49,055	100.0	13,715,290	34
35	0.1	9,481	6,461	22.5	1,011,638	28,754	100.0	7,419,181	35
10	0.1	12,041	2,335	16.6	405,243	14,101	100.0	3,839,136	36
21	0.1	8,309	2,423	13.5	502,827	17,960	100.0	5,390,874	37
13	0.1	5,466	3,474	16.5	607,781	21,098	100.0	5,357,227	38
4	0.0	2,045	1,448	15.2	291,670	9,506	100.0	2,370,830	39
287	0.3	141,140	17,107	17.7	3,220,187	96,707	100.0	26,854,761	40
20	0.1	9,526	1,705	12.7	327,455	13,377	100.0	3,853,262	41
13	0.1	1,567	1,550	9.6	267,138	16,196	100.0	3,874,552	42
26	0.1	8,083	5,396	15.8	1,062,634	34,133	100.0	8,866,355	43
23	0.1	4,587	3,355	17.0	815,464	19,759	100.0	5,876,569	44
14	0.1	2,876	2,796	17.7	480,809	15,778	100.0	3,668,783	45
14	0.1	3,641	3,016	14.9	530,651	20,224	100.0	4,811,292	46
10	0.1	875	1,719	9.3	302,599	18,398	100.0	3,567,206	47
10,047	0.5	11,188,405	407,398	18.9	80,950,432	2,156,366	100.0	654,141,001	48

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2017年度〉

補 償 種 目	修 理 費 費 目	認定損害額単価	
			構成比
対 物 賠 償		円	%
	部 品 費	130,812	42.4
	工 賃	59,074	19.2
	塗 装 費	51,632	16.8
	間 接 損 害	47,249	15.3
	そ の 他	19,474	6.3
	合 計	308,241	100.0
車 両	部 品 費	153,197	52.8
	工 賃	63,036	21.7
	塗 装 費	52,739	18.2
	そ の 他	21,357	7.4
	合 計	290,329	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1986	3,225,300 (2.8)	83,883,351 (11.6)	630	10,211,859
1987	3,241,266 (0.5)	82,938,910 (△ 1.1)	648	11,653,097
1988	3,392,378 (4.7)	89,177,706 (7.5)	651	11,204,359
1989	3,189,136 (△ 6.0)	85,634,404 (△ 4.0)	672	11,694,403
1990	3,325,675 (4.3)	90,287,051 (5.4)	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 (△ 0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 (△ 0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 (0.6)	90,143,244 (1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1986年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前はJ A共済より報告を受けた数値です。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金		
件	千円	件 %	千円 %		
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	1970	
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	1975	
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	1980	
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	1985	
48,260	27,651,120	48,890 (3.1)	37,862,979 (0.9)	1986	
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 (5.0)	1987	
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	1988	
44,486	26,313,634	45,158 (0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	1989	
44,677	26,438,530	45,350 (0.4)	38,473,773 (1.2)	1990	
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	1991	
45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	1992	
46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	1993	
47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	1994	
47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	1995	
47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	1996	
48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	1997	
49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	1998	
52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	1999	
55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	2000	
58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	2001	
60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	2002	
63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	2003	
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	2004	
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	2005	
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	2006	
62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	2007	
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	2008	
63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	2009	
66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	2010	
69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	2011	
69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	2012	
71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)	2013	
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)	2014	
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)	2015	
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)	2016	
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)	2017	

※ 4 1997年度は、J A共済および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※ 5 1998～2000年度は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※ 6 2001年度以降は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈2017年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北 海 道	203,305	4,890,480	2,408	1,706,495
青 森	50,568	1,168,959	555	388,112
岩 手	92,895	2,207,017	1,013	599,204
宮 城	80,126	1,925,922	1,243	849,590
秋 田	114,113	2,792,260	1,382	848,233
山 形	78,999	1,866,765	1,252	688,711
福 島	128,081	3,055,312	2,166	1,305,715
茨 城	48,068	1,125,992	953	682,395
栃 木	62,108	1,461,741	1,238	853,921
群 馬	87,933	2,088,029	2,061	1,462,331
埼 玉	98,993	2,304,982	2,027	1,500,511
千 葉	48,246	1,107,704	1,002	731,652
東 京	31,483	745,160	690	426,112
神 奈 川	68,051	1,558,994	1,406	1,001,827
新 潟	65,592	1,537,911	825	535,068
富 山	33,879	831,014	641	503,926
石 川	36,943	919,095	739	364,574
福 井	31,251	770,748	689	437,387
山 梨	66,144	1,528,323	1,339	876,140
長 野	122,680	2,891,421	1,814	978,748
岐 阜	60,811	1,453,998	1,157	763,059
静 岡	108,246	2,536,346	2,179	1,581,751
愛 知	171,269	4,032,030	3,447	2,175,853
三 重	72,013	1,711,711	1,697	1,232,117

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

都 道 府 県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋 賀	51,484	1,204,411	1,022	663,906
京 都	29,239	676,257	484	353,625
大 阪	28,029	636,662	740	421,677
兵 庫	106,580	2,486,561	2,134	1,654,346
奈 良	40,444	864,778	899	591,016
和 歌 山	55,091	1,218,320	1,031	857,045
鳥 取	24,830	592,669	395	190,325
島 根	86,561	2,140,026	1,393	641,451
岡 山	70,698	1,647,077	1,538	1,049,838
広 島	85,175	2,003,537	1,532	1,092,817
山 口	75,853	1,800,737	1,458	934,783
徳 島	30,445	708,422	633	404,278
香 川	35,521	826,176	937	658,862
愛 媛	75,545	1,728,691	1,470	1,096,501
高 知	75,693	1,802,007	1,182	852,898
福 岡	111,867	2,635,411	3,290	2,517,438
佐 賀	63,452	1,513,837	1,772	1,225,030
長 崎	55,433	1,300,717	1,068	601,265
熊 本	82,667	1,909,239	1,821	1,119,474
大 分	74,585	1,751,819	1,329	730,122
宮 崎	135,639	3,233,654	2,808	2,049,485
鹿 児 島	140,637	3,282,432	2,284	1,494,120
沖 縄	101,441	1,127,445	1,846	982,838
離 島	81,783	674,968	518	385,754
合 計	3,680,489	84,277,770	67,507	45,062,329

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
2013年度		件	千円	件	千円
	対 人 賠 償	11,407,368	86,314,565	55,477	51,083,990
	対 物 賠 償	11,342,974	174,293,321	411,943	108,974,845
	搭 乗 者 傷 害	5,045,761	14,716,620	33,806	7,613,001
	車 両	5,585,805	154,411,790	434,566	100,953,326
	合 計	11,407,368	429,736,296	935,792	268,625,161
2014年度	対 人 賠 償	11,367,742	88,113,677	54,195	48,886,791
	対 物 賠 償	11,333,075	176,619,660	383,876	109,702,415
	搭 乗 者 傷 害	4,646,750	15,379,792	31,797	6,548,884
	人 身 傷 害	7,684,486	62,469,664	73,614	28,451,702
	車 両	5,636,208	156,408,635	369,330	95,567,632
	合 計	11,367,742	498,991,430	912,812	289,157,424
2015年度	対 人 賠 償	11,417,901	86,163,995	51,304	48,903,924
	対 物 賠 償	11,370,248	177,512,124	357,007	107,171,064
	搭 乗 者 傷 害	7,038,244	20,376,959	31,101	6,217,949
	人 身 傷 害	8,110,596	53,855,046	76,123	28,153,634
	車 両	5,700,542	157,033,918	318,100	87,780,758
	合 計	11,417,901	494,942,042	833,635	278,227,328
2016年度	対 人 賠 償	11,241,189	86,523,498	48,164	45,882,624
	対 物 賠 償	11,203,581	178,775,466	342,386	104,246,799
	搭 乗 者 傷 害	9,226,528	24,834,012	55,247	9,201,864
	人 身 傷 害	8,379,033	44,539,925	46,759	23,262,728
	車 両	5,681,537	159,906,454	289,649	83,138,070
	合 計	11,241,189	494,579,355	782,205	265,732,085
2017年度	対 人 賠 償	11,221,814	85,880,748	46,151	46,561,687
	対 物 賠 償	11,186,678	176,678,057	332,018	102,577,544
	搭 乗 者 傷 害	9,114,957	24,112,058	68,066	11,123,760
	人 身 傷 害	8,545,875	44,326,651	31,887	20,502,262
	車 両	5,723,514	160,522,805	282,018	82,596,794
	合 計	11,221,814	491,520,319	760,140	263,362,047

※1 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※2 2014年度から、補償種目に人身傷害保険を追加しました。

※3 2015年度以降の搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2018年3月末〉

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,764,121	557,040	14.8	2,681,849	71.2	3,238,889	86.0
青森	1,007,109	184,765	18.3	710,778	70.6	895,543	88.9
岩手	1,029,867	238,996	23.2	666,762	64.7	905,758	87.9
宮城	1,701,601	259,088	15.2	1,266,183	74.4	1,525,271	89.6
秋田	815,284	225,517	27.7	496,672	60.9	722,189	88.6
山形	935,441	225,377	24.1	615,839	65.8	841,216	89.9
福島	1,657,609	326,585	19.7	1,124,624	67.8	1,451,209	87.5
茨城	2,602,273	254,131	9.8	1,941,642	74.6	2,195,773	84.4
栃木	1,726,933	259,342	15.0	1,258,871	72.9	1,518,213	87.9
群馬	1,797,923	293,349	16.3	1,302,002	72.4	1,595,351	88.7
埼玉	4,112,370	369,015	9.0	3,236,602	78.7	3,605,617	87.7
千葉	3,636,160	217,540	6.0	2,884,736	79.3	3,102,276	85.3
東京	4,419,478	301,046	6.8	3,459,713	78.3	3,760,759	85.1
神奈川	4,016,395	266,305	6.6	3,214,494	80.0	3,480,799	86.7
新潟	1,845,258	380,614	20.6	1,296,190	70.2	1,676,804	90.9
富山	902,637	170,704	18.9	660,673	73.2	831,377	92.1
石川	909,776	161,681	17.8	667,375	73.4	829,056	91.1
福井	666,955	118,089	17.7	488,541	73.2	606,630	91.0
山梨	757,546	148,491	19.6	488,436	64.5	636,927	84.1
長野	1,903,569	414,263	21.8	1,266,813	66.5	1,681,076	88.3
岐阜	1,682,941	206,285	12.3	1,314,583	78.1	1,520,868	90.4
静岡	2,885,520	353,451	12.2	2,209,221	76.6	2,562,672	88.8
愛知	5,251,743	487,411	9.3	4,295,720	81.8	4,783,131	91.1
三重	1,516,003	176,877	11.7	1,169,926	77.2	1,346,803	88.8
滋賀	1,031,693	145,734	14.1	776,452	75.3	922,186	89.4
京都	1,335,788	119,509	8.9	1,068,502	80.0	1,188,011	88.9
大阪	3,760,422	198,077	5.3	3,106,110	82.6	3,304,187	87.9
兵庫	3,029,942	294,798	9.7	2,390,054	78.9	2,684,852	88.6
奈良	834,108	77,425	9.3	663,584	79.6	741,009	88.8
和歌山	752,059	107,303	14.3	563,340	74.9	670,643	89.2
鳥取	466,086	102,509	22.0	312,880	67.1	415,389	89.1
島根	553,846	182,495	33.0	322,715	58.3	505,210	91.2
岡山	1,538,421	220,877	14.4	1,154,645	75.1	1,375,522	89.4
広島	1,899,939	254,676	13.4	1,460,214	76.9	1,714,890	90.3
山口	1,074,210	190,815	17.8	779,265	72.5	970,080	90.3
徳島	620,610	103,244	16.6	455,381	73.4	558,625	90.0
香川	786,092	120,453	15.3	599,344	76.2	719,797	91.6
愛媛	1,019,179	192,582	18.9	731,873	71.8	924,455	90.7
高知	562,696	153,152	27.2	337,025	59.9	490,177	87.1
福岡	3,386,677	325,593	9.6	2,605,690	76.9	2,931,283	86.6
佐賀	678,450	150,582	22.2	457,262	67.4	607,844	89.6
長崎	951,850	187,702	19.7	642,823	67.5	830,525	87.3
熊本	1,387,797	275,183	19.8	939,561	67.7	1,214,744	87.5
大分	921,385	169,665	18.4	617,344	67.0	787,009	85.4
宮崎	946,733	225,277	23.8	570,196	60.2	795,473	84.0
鹿児島	1,352,983	279,371	20.6	828,900	61.3	1,108,271	81.9
沖縄	1,127,623	269,626	23.9	608,987	54.0	878,613	77.9
合計	81,563,101	10,942,611	13.4	60,830,121	74.6	71,772,732	88.0

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成30年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。

※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。

※3 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値から作成。

※4 自動車共済・自動車保険台数は、2018年3月末の有効契約台数です。

※5 都道府県合計には、自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数				死 者 数			負 傷 者 数		
	件 数		指数	1日当たり 平均件数	人 数	指数	1日当たり 平均人数	人 数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件 数	死亡事故 件 数								
	件	件		件	人		人	人		人
1970	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
1975	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※5 1980	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
1985	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
1986	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
1987	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※5 1988	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
1989	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
1990	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
1991	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※5 1992	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
1993	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
1994	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
1995	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※5 1996	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
1997	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
1998	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
1999	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※5 2000	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
2001	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
2002	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
2003	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※5 2004	952,720	7,159	144	2,603.1	7,436	67	20.3	1,183,617	145	3,233.9
2005	934,346	6,691	141	2,559.9	6,937	63	19.0	1,157,113	142	3,170.2
2006	887,267	6,208	134	2,430.9	6,415	58	17.6	1,098,564	135	3,009.8
2007	832,704	5,639	126	2,281.4	5,796	52	15.9	1,034,652	127	2,834.7
※5 2008	766,394	5,079	116	2,094.0	5,209	47	14.2	945,703	116	2,583.9
2009	737,637	4,837	112	2,020.9	4,979	45	13.6	911,215	112	2,496.5
2010	725,924	4,808	110	1,988.8	4,948	45	13.6	896,297	110	2,455.6
2011	692,084	4,560	105	1,896.1	4,691	42	12.9	854,613	105	2,341.4
※5 2012	665,157	4,307	101	1,817.4	4,438	40	12.1	825,392	101	2,255.2
2013	629,033	4,293	95	1,723.4	4,388	40	12.0	781,492	96	2,141.1
2014	573,842	4,013	87	1,572.2	4,113	37	11.3	711,374	87	1,949.0
2015	536,899	4,028	81	1,471.0	4,117	37	11.3	666,023	82	1,824.7
※5 2016	499,201	3,790	75	1,363.9	3,904	35	10.7	618,853	76	1,690.9
2017	472,165	3,630	71	1,293.6	3,694	33	10.1	580,850	71	1,591.4

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 指数は、1989年を100としたものです(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものです)。

※4 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※5 ※5を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況〈2017年〉

区分 都道府県	交通事故件数		死 者 数				負 傷 者 数			
	件 数	対前年 増減率	人 数	対前年 増減率	人 口 10万人 当たり	車 両 1万台当 たり	人 数	対前年 増減率	人 口 10万人 当たり	車 両 1万台当 たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	10,815	△ 4.5	148	△ 6.3	2.8	0.4	12,673	△ 6.0	238.2	31.0
青森	3,258	△ 12.9	42	△ 20.8	3.3	0.4	4,022	△ 11.4	314.7	35.6
岩手	2,231	△ 6.0	61	△ 16.4	4.9	0.5	2,730	△ 8.1	217.5	23.2
宮城	7,491	△ 6.2	51	△ 28.2	2.2	0.3	9,353	△ 7.0	402.6	49.8
秋田	2,034	△ 6.6	30	△ 44.4	3.0	0.3	2,468	△ 8.3	247.8	27.2
山形	5,816	△ 5.2	38	35.7	3.4	0.4	7,244	△ 5.6	657.4	69.2
福島	5,588	△ 3.7	68	△ 24.4	3.6	0.4	6,710	△ 5.7	356.5	36.9
東京	32,763	1.1	164	3.1	1.2	0.3	37,994	0.4	276.8	75.7
茨城	9,679	△ 7.4	143	△ 4.7	4.9	0.5	12,344	△ 8.2	426.8	43.9
栃木	4,865	△ 11.3	95	25.0	4.9	0.5	6,061	△ 11.9	309.7	32.1
群馬	12,745	△ 6.1	67	8.1	3.4	0.3	16,236	△ 6.0	828.4	83.2
埼玉	26,276	△ 5.5	177	17.2	2.4	0.4	32,022	△ 6.4	438.1	70.4
千葉	18,030	0.0	154	△ 16.8	2.5	0.4	22,106	△ 1.3	353.9	55.1
神奈川	28,540	5.3	149	6.4	1.6	0.3	33,642	4.1	367.3	71.7
新潟	4,304	△ 8.3	85	△ 20.6	3.7	0.4	5,130	△ 8.0	226.3	24.9
山梨	4,195	△ 3.3	37	5.7	4.5	0.4	5,421	△ 3.3	658.7	63.8
長野	7,949	△ 4.2	79	△ 34.7	3.8	0.4	9,723	△ 5.8	468.4	46.3
静岡	30,244	△ 4.0	128	△ 6.6	3.5	0.4	39,353	△ 4.5	1,070.8	123.0
富山	3,238	△ 6.6	37	△ 38.3	3.5	0.4	3,769	△ 5.8	356.9	39.4
石川	3,198	△ 9.7	34	△ 29.2	3.0	0.4	3,731	△ 10.1	325.3	39.1
福井	1,549	△ 16.1	46	△ 9.8	5.9	0.6	1,761	△ 17.7	226.1	24.8
岐阜	5,648	△ 15.0	75	△ 16.7	3.7	0.4	7,442	△ 17.2	370.6	41.6
愛知	39,115	△ 5.9	200	△ 5.7	2.7	0.4	47,832	△ 6.4	635.6	85.0
三重	5,441	△ 9.9	86	△ 14.0	4.8	0.5	7,113	△ 12.8	395.2	42.5
滋賀	4,876	△ 7.9	55	3.8	3.9	0.5	6,178	△ 7.1	437.2	53.4
京都	7,145	△ 11.6	66	10.0	2.5	0.4	8,530	△ 11.9	328.2	51.2
大阪	35,997	△ 5.1	150	△ 6.8	1.7	0.3	43,585	△ 4.1	494.0	96.6
兵庫	26,791	△ 2.0	161	5.9	2.9	0.5	32,878	△ 1.6	597.5	92.9
奈良	4,460	△ 1.0	40	△ 14.9	3.0	0.4	5,678	△ 0.8	421.2	57.6
和歌山	2,591	△ 11.1	38	△ 5.0	4.0	0.4	3,197	△ 9.4	338.3	34.6
鳥取	965	△ 2.2	26	52.9	4.6	0.5	1,162	△ 6.5	205.7	22.9
島根	1,282	△ 2.4	17	△ 39.3	2.5	0.3	1,485	△ 3.4	216.8	24.5
岡山	7,220	△ 19.1	97	22.8	5.1	0.6	8,465	△ 20.5	443.9	48.8
広島	8,884	△ 9.0	91	5.8	3.2	0.4	11,077	△ 9.9	391.6	50.1
山口	4,918	△ 8.9	79	23.4	5.7	0.7	6,046	△ 9.2	437.2	51.1
徳島	3,151	△ 12.0	34	△ 30.6	4.6	0.5	3,848	△ 13.0	517.9	55.9
香川	6,126	△ 9.8	48	△ 21.3	5.0	0.5	7,531	△ 10.7	778.8	83.2
愛媛	4,097	△ 8.9	78	1.3	5.7	0.6	4,758	△ 10.5	348.8	39.1
高知	1,790	△ 18.4	29	△ 31.0	4.1	0.4	2,000	△ 18.3	280.1	29.9
福岡	34,862	△ 6.6	139	△ 2.8	2.7	0.4	46,093	△ 7.7	902.5	123.5
佐賀	6,765	△ 13.1	36	2.9	4.4	0.5	8,932	△ 13.9	1,084.0	117.8
長崎	5,291	△ 6.4	47	14.6	3.5	0.4	6,734	△ 9.2	497.3	61.2
熊本	5,786	△ 5.9	73	9.0	4.1	0.5	7,369	△ 7.1	417.5	46.4
大分	4,131	△ 7.7	44	4.8	3.8	0.4	5,332	△ 9.0	462.8	51.5
宮崎	8,293	△ 8.0	42	△ 6.7	3.9	0.4	9,251	△ 10.0	849.5	88.0
鹿児島	6,564	△ 12.2	66	1.5	4.1	0.4	7,696	△ 12.9	473.3	49.7
沖縄	5,168	△ 5.9	44	12.8	3.0	0.3	6,145	△ 7.7	425.8	48.4
合 計	472,165	△ 5.4	3,694	△ 5.4	2.9	0.4	580,850	△ 6.1	458.4	63.5

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2013	件 60,469	% 9.6	件 545,376	% 86.7	件 23,086	% 3.7	件 102	% 0.0	件 629,033	% 100.0
2014	56,491	9.8	498,086	86.8	19,205	3.3	60	0.0	573,842	100.0
2015	55,038	10.3	465,559	86.7	16,235	3.0	67	0.0	536,899	100.0
2016	51,552	10.3	433,789	86.9	13,781	2.8	79	0.0	499,201	100.0
2017	50,756	10.7	408,812	86.6	12,528	2.7	69	0.0	472,165	100.0

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上				合 計
								65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計	
2013	人 94 (2.1)	人 176 (4.0)	人 355 (8.1)	人 290 (6.6)	人 399 (9.1)	人 423 (9.6)	人 342 (7.8)	人 374 (8.5)	人 479 (10.9)	人 1,456 (33.2)	人 2,309 (52.6)	人 4,388 (100.0)
2014	84 (2.0)	164 (4.0)	318 (7.7)	263 (6.4)	381 (9.3)	411 (10.0)	299 (7.3)	391 (9.5)	407 (9.9)	1,395 (33.9)	2,193 (53.3)	4,113 (100.0)
2015	80 (1.9)	150 (3.6)	295 (7.2)	279 (6.8)	363 (8.8)	432 (10.5)	271 (6.6)	346 (8.4)	416 (10.1)	1,485 (36.1)	2,247 (54.6)	4,117 (100.0)
2016	74 (1.9)	146 (3.7)	301 (7.7)	274 (7.0)	360 (9.2)	388 (9.9)	223 (5.7)	371 (9.5)	367 (9.4)	1,400 (35.9)	2,138 (54.8)	3,904 (100.0)
2017	67 (1.8)	98 (2.7)	297 (8.0)	209 (5.7)	383 (10.4)	394 (10.7)	226 (6.1)	337 (9.1)	364 (9.9)	1,319 (35.7)	2,020 (54.7)	3,694 (100.0)

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 () 内は構成比(%)を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2013	1,420	32.4	761	17.3	601	13.7	1,592	36.3	14	0.3	4,388	100.0
2014	1,370	33.3	697	16.9	540	13.1	1,498	36.4	8	0.2	4,113	100.0
2015	1,322	32.1	677	16.4	572	13.9	1,534	37.3	12	0.3	4,117	100.0
2016	1,338	34.3	684	17.5	509	13.0	1,361	34.9	12	0.3	3,904	100.0
2017	1,221	33.1	632	17.1	480	13.0	1,347	36.5	14	0.4	3,694	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2013		4,388	5,165	1.18
2014		4,113	4,838	1.18
2015		4,117	4,885	1.19
2016		3,904	4,698	1.20
2017		3,694	4,431	1.20

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締件数〈2017年〉

車両の種類 区 分		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合 計
取 締 総 件 数		件	件	件	件	件	件	件	件
主 な 違 反 行 為	無 免 許 運 転	70	361	204	14,919	1,860	3,206	0	20,620
	酒 酔 い 運 転	2	3	3	526	13	19	0	566
	酒 気 帯 び 運 転	60	39	93	23,948	664	1,825	0	26,629
	最 高 速 度 違 反	4,388	9,532	13,503	1,328,414	43,630	78,814	0	1,478,281
	通 行 禁 止 違 反	1,969	5,237	12,301	646,512	21,639	42,914	0	730,572
	駐 停 車 違 反	803	1,726	5,040	221,620	4,409	9,670	15	243,283
	整 備 不 良 車 運 転	755	256	115	11,140	3,810	10,423	0	26,499
	積 載 運 転	2,005	2,128	2,764	5,856	69	194	0	13,016
	信 号 無 視 違 反	16,832	15,179	13,954	619,910	15,216	43,939	0	725,030
	一 時 停 止 違 反	1,705	5,000	10,867	1,176,976	28,730	104,183	0	1,327,461
	携 帯 電 話 使 用 等	11,447	21,132	33,098	847,390	552	2,178	0	915,797

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬 送 人 員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件 数 (A)	対前年 増加率	人 員	対前年 増加率		
	件	%	人	%	件	%
2013	5,915,683	2.0	5,346,087	1.8	536,807	9.1
2014	5,984,921	1.2	5,405,917	1.1	518,372	8.7
2015	6,054,815	1.2	5,478,370	1.3	501,321	8.3
2016	6,209,964	2.6	5,621,218	2.6	488,861	7.9
2017	6,342,147	2.1	5,736,086	2.0	481,473	7.6

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)									
	運転免許 保有者数	指 数	保有 率	男	指 数	保有 率	女	指 数	保有 率
	人		%	人		%	人		%
1970	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
1975	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.7	7,376,413	34	17.2
1980	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.4	12,592,150	57	27.9
1985	52,347,735	88	56.2	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
1986	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	76.6	19,043,466	87	39.3
1987	55,724,173	94	58.4	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.7
1988	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
1989	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
1990	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	79.0	22,880,118	104	44.9
1991	62,553,596	106	62.4	38,773,374	104	79.6	23,780,222	109	46.1
1992	64,172,276	108	63.3	39,482,617	106	80.2	24,689,659	113	47.4
1993	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
1994	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
1995	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
1996	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
1997	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
1998	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
1999	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
2000	74,686,752	126	69.8	43,865,900	118	84.5	30,820,852	141	55.9
2001	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
2002	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
2003	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
2004	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
2005	78,798,821	133	72.3	45,135,941	121	85.6	33,662,880	154	59.9
2006	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
2007	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
2008	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
2009	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
2010	81,010,246	137	73.6	45,487,010	122	85.7	35,523,236	162	62.4
2011	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
2012	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4
2013	81,860,012	138	74.6	45,463,791	122	85.9	36,396,221	166	64.1
2014	82,076,223	139	74.8	45,430,245	122	85.9	36,645,978	167	64.5
2015	82,150,008	139	74.7	45,344,259	122	85.5	36,805,749	168	64.7
2016	82,205,911	139	74.7	45,255,994	122	85.3	36,949,917	169	64.9
2017	82,255,195	139	74.8	45,133,771	121	85.0	37,121,424	169	65.3

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 指数は、1989年を100としたものです。

※4 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		掲 載 誌
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼 科 医 開 業	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公 務 員	自保ジャーナル 1991号
45,251	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コ ン サ ル タ	自保ジャーナル 2008号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専 門 学 校 教 諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティーチング アシスタント	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交 民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美 容 室 長 店	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	ア ル バ イ ト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1610号
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	2006/4/5	2000/7/31	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1639号
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	2004/12/21	1998/4/29	男 32歳	銀 行 員	交 民 37巻6号1721頁

※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。

※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。

※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。

※4 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第42表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総 損害額	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被害物件	掲 載 誌
万円 26, 135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	1994/7/19	1985/5/29	積 荷 (呉服・洋服・毛皮)	交 民 27巻4号992頁
13, 450	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	1996/7/17	1991/2/23	店 舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12, 036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11, 798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11, 347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	1998/10/26	1992/9/14	電 車	判例時報 1678号115頁
6, 124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	2000/6/27	1996/9/26	積 荷	交 民 33巻3号1065頁
4, 141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	2008/5/14	1999/9/25	積 荷	自保ジャーナル 1753号
3, 391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3, 156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3, 052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店 舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2, 858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	2002/12/25	2001/3/28	積 荷	交 民 35巻6号1715頁
2, 796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積 荷	自保ジャーナル 1241号
2, 629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2, 389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2, 221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	2011/11/25	2009/3/11	店 舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2, 082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2, 057	東京高裁	平成 2年(ホ)第 1098号 平成 3年(ホ)第 3591号 平成 4年(ホ)第 3621号 平成 4年(ホ)第 293号 平成 4年(ホ)第 695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積 荷	判例時報 1462号46頁
1, 966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積 荷	自保ジャーナル 1407号
1, 928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1, 739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。

※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。

※3 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅲ 自動車保有登録関係

第43表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん 引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）

※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗 合 用		特種・特殊用途用			二 輪 車		合 計	原動機付 自 転 車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大 型 特殊車	小 型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	-	-	2017

※4 特種（殊）用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第44表 都道府県別自動車保有車両数〈2018年3月末〉

都 道 府 県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,764,121	2,806,902	654,890	14,132
青森	1,007,109	729,768	215,279	3,838
岩手	1,029,867	740,510	228,235	3,595
宮城	1,701,601	1,293,521	300,454	5,039
秋田	815,284	593,895	174,511	2,333
山形	935,441	695,273	188,491	2,578
福島	1,657,609	1,223,815	332,575	5,386
茨城	2,602,273	1,972,682	483,597	7,063
栃木	1,726,933	1,333,945	287,788	4,638
群馬	1,797,923	1,376,259	319,640	3,981
埼玉	4,112,370	3,201,806	619,327	10,285
千葉	3,636,160	2,806,324	598,445	11,753
東京都	4,419,478	3,163,001	671,639	16,272
神奈川県	4,016,395	3,070,083	551,786	11,913
新潟	1,845,258	1,392,317	343,821	6,154
富山	902,637	710,139	148,559	2,117
石川	909,776	721,276	145,736	2,785
福井	666,955	511,707	122,514	1,904
山梨	757,546	555,039	153,802	2,196
長野	1,903,569	1,374,779	418,727	5,480
岐阜	1,682,941	1,297,822	296,561	4,567
静岡	2,885,520	2,216,641	484,727	6,494
愛知	5,251,743	4,173,345	768,550	10,499
三重	1,516,003	1,156,089	276,008	3,467
滋賀	1,031,693	799,304	174,849	2,734
京都	1,335,788	1,007,134	233,966	4,807
大阪	3,760,422	2,781,116	652,878	10,766
兵庫	3,029,942	2,317,064	486,550	8,029
奈良	834,108	652,469	133,586	2,206
和歌山	752,059	540,544	162,180	1,701
鳥取	466,086	345,194	99,943	1,244
島根	553,846	408,945	118,919	1,745
岡山	1,538,421	1,158,445	294,409	3,157
広島	1,899,939	1,457,487	320,635	5,234
山口	1,074,210	823,073	196,683	2,573
徳島	620,610	456,562	131,347	1,604
香川	786,092	588,540	152,929	1,749
愛媛	1,019,179	742,259	218,317	2,313
高知	562,696	397,033	130,869	1,357
福岡	3,386,677	2,594,780	568,404	10,775
佐賀	678,450	504,265	136,877	2,092
長崎	951,850	697,665	185,580	4,453
熊本	1,387,797	1,033,739	283,660	3,842
大分	921,385	692,194	183,304	2,468
宮崎	946,733	675,786	211,485	2,144
鹿児島	1,352,983	951,942	316,285	4,295
沖縄	1,127,623	842,428	203,529	3,785
合 計	81,563,101	61,584,906	14,382,846	233,542

※1 「自動車保有車両数・月報（平成30年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第45表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合 計
	台	台	台	台	台	台
2013	1,401,821 (△1.1)	1,463,533 (△8.1)	111,623 (6.6)	221,839 (3.1)	83,656 (4.2)	3,282,472 (△3.7)
2014	1,439,862 (2.7)	1,414,217 (△3.4)	131,048 (17.4)	238,324 (7.4)	87,448 (4.5)	3,310,899 (0.9)
2015	1,366,984 (△5.1)	1,330,956 (△5.9)	138,119 (5.4)	243,352 (2.1)	90,703 (3.7)	3,170,114 (△4.3)
2016	1,491,022 (9.1)	1,304,292 (△2.0)	136,776 (△1.0)	237,493 (△2.4)	95,434 (5.2)	3,265,017 (3.0)
2017	1,548,534 (3.9)	1,389,258 (6.5)	138,364 (1.2)	238,193 (0.3)	97,920 (2.6)	3,412,269 (4.5)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行)から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 ()内は、対前年増減率(%)です。

第46表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2013	12.97	12.44	12.64	15.85	12.65	13.31	19.65	16.25	17.63
2014	12.53	12.28	12.38	16.12	12.77	13.72	20.20	14.82	16.95
2015	12.85	12.73	12.76	16.37	13.10	13.89	20.46	14.46	16.83
2016	12.97	12.87	12.91	16.71	13.36	14.37	20.19	15.19	17.39
2017	13.24	13.23	13.24	17.15	13.65	14.72	20.65	15.95	17.69

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅳ 法令関係

第47表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生 of 事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睪丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第 9 級	1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1 耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの 13 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの 14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの 15 1 足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616 万円
第 10 級	1 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの 8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの 10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	461 万円
第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331 万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

2018年度（2017年度統計）

自動車保険の概況

2019年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03（6758）1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
